

尾節三 をせつ せつ さん

井鹿松 いしか まつ

貝晴雄 かい はる お

藤大助 とう だい すけ

泉盛 み さかん

無所属

国民義勇

無所属

無所属

日本才三
民主同盟

苗代清太郎 なはしろ せい たらう

田中義邦 たなか よし くに

黒田新一郎 くろ た しんいちろう

川村直岡 かわむら なおかた

多田政一 た たい まさき いち

村作太郎 むらさくたろう

泉焚燹

長野作二郎 ながのさくじろう

内勘平 うちかんぺい

自由党

小田部莊三郎 おたべそうざぶろう

原忠次郎 はらちゅうじろう

泉焚燹

荒木正三郎 あらいきしょうざぶろう

正仁 まさひと

無所属

森八三一 もりやそいち

原道子 はらみちこ

無所属

河内ムツミ かわうち

泉盛 みずかみ

日本才三
民主同盟

多田政一 ただまさいち

と
う
だ
い
す
け

か
わ
む
ら
な
お
か
た

垣純二 かき じゆん じ

田哲三 た ちつ ざう

原一彦 はら かず ひとこ

島良貞 しま よし さら だ

村作太郎 むら さく たら うちう

内勘平 うち かん ぺい

無所属

緑風会

泉社党

国民党

泉社党

自由党

安藤教雄 あん とう けい あり お

安部 定 あん べ さだ ちか

田中 一 た なか はじめ

青木 清左門 あ お き せい ざ えもん

長野 作二朗 なが の さく じろ うちう

小田部 莊三郎 お た べ そう ざぶ うちう

塚敏信 (つがとしのぶ)

本重藏 (もとあやうぞう)

敏秋 (としあき)

野次郎 (のじろう)

垣純二 (かきじゆんじ)

田哲三 (たてつさぶ)

国民党

無所属

日本共産党

自由党

無所属

緑風会

浅井一郎 (あさいちろう)

青柳長次郎 (あおやぎちやうじろう)

増田俊明 (ますだとしあき)

石川榮一 (いしかわえいち)

安藤教雄 (あんどうのりお)

安部定 (あべさだむ)

田勝正

野酉雄

塚敏信

本重藏

敏秋

自由党

自由党

国民民主党

無所属

日本共産党

岡田喜久治

浅岡信夫

浅井一郎

青柳長次郎

増田俊明

日本社会党	日本共産党	日本共産党	日本共産党	自由党
真島千七 <small>ましまちしち</small>	小原嘉 <small>おはらか</small>	中野重治 <small>なかのしげはる</small>	津々良涉 <small>つづらわたり</small>	伊藤藤 <small>いとうとう</small>
自由党	日本共産党	自由党	国民共産党	自由党
齐藤重 <small>さいとうしげ</small>	山口寛 <small>やまぐちかん</small>	愛知揆 <small>あいちき</small>	田倉八 <small>たぐらち</small>	蜂谷初 <small>はちやつ</small>

自由党

白波瀬米吉しろはせよねきち

無所属

村上郁むらかみいづ

無所属

高木正夫たかぎまさお

自由党

鈴木豊すずきとよ

日本社会党

小林孝平こばやしこうへい

自由党

柚久保虎ゆくぼとら

自由党

吉田良雄よしただよしお

無所属

吉崎千よしざきち

無所属

政次廣まさきひろし

自由党

松枝良まつえだりょう

自由党

伊藤藤いとうとう
幟のぼり

自由党

蜂谷初はちやひつ

緑風会

下條康磨

緑風会

村上

自由党

小田静枝

無所属

寺光

日本社会党

内村清次

無所属

古賀光

国民民主党

伊藤隆治

緑風会

大山

自由党

白波瀬米吉

無所属

村上郁

無所属

高木正夫

自由党

鈴木豊

自由党

泉山三六

自由党

栗本義

緑風会

溝口三郎

自由党

庄司

国民民主党

石山賢吉

無所属

山口重

無所属

杉山昌作

緑風会

山本

緑風会

下條康磨

緑風会

村上

自由党

小田静枝

無所属

寺光

日本社会党

内村青次

無所属

古賀光

国民民主党	緑風会	自由党	自由党	自由党
-------	-----	-----	-----	-----

石山賢吉	清口三郎	泉山三六	細野良久	松平康東
------	------	------	------	------

無所属	自由党	自由党	自由党	自由党
-----	-----	-----	-----	-----

山口重	庄司	栗本義	河北警	滝井治
-----	----	-----	-----	-----

枝良作

谷初四郎や はつしろう

倉八郎くら はちろう

知揆一ち けいち

口寛治くち かんじ

藤重朝とう しげともし

無所属

日本共産党

日本共産党

日本共産党

日本共産党

自由党

川上

深谷ふか たに

板野いた の

赤岩あか いわ

高倉たか くら

藤井ふじ い

嘉

進すすむ

勝次かつ じ

勝美かつ み

輝てる

新一しん いち

上かみ 郁い郎お

木き 豊とよ太た郎ろう

入い保ほ虎と市いち

崎さき 千ち 秋あき

枝えだ 良りょう 作さく

谷や 初はつ 四し 郎ろう

無所属

自由党

自由党

国民共党

無所属

日本共産党

山やま 地ぢ 土と 佐さ 太た 郎ろう

脊さい 藤とう 榮えい 三ざぶ 郎ろう

佐さ 藤とう 金きん 之の 助すけ

小こ 林ばやし 勝かつ 馬ま

川かわ 上かみ 嘉よしみ

深ふか 谷たに 進すすむ

木き
豊とよ
太郎たろう

上かみ
郁いく
郎お

山やま
安やすし

賀が
光みつ
豊とよ

光みつ
忠ちゆう

上かみ
好こお

自由党

無所属

緑風会

自由党

日本社会党

社会革新党

斉さい
藤とう
榮えい
三ざぶ
郎ろう

山やま
地ぢ
土と
佐さ
太た
郎ろう

佐さ
々さ
木き
吉よし
長なが

龍りゆう
断だん

菊きく
川かわ
孝たか
夫を

栗くり
田た
久ひさ
男お

光 みつ

上 かみ

本 もと

口 ぐち

司 じ

本 もと

忠 ちゆう

好 こお

茂 しげる

重 しげ

彦 ひこ

嘉 よしみ

義 よし

彦 ひこ

日本社会党

社会革新党

無所属

自由党

自由党

無所属

菊 きく

栗 くり

三 み

野 の

松 まつ

松 まつ

川 かわ

田 た

浦 うら

田 た

本 もと

山 やま

孝 たか

久 ひさ

辰 たつ

豊 ゆたか

昇 のぼる

兼 かね

夫 を

男 お

雄 を

豊 ゆたか

昇 のぼる

吉 きち

井治三郎 い じ さんぶ ざう

無所属

小野義夫 お の よし ぶ

北警二 きた けい に

緑風会

小林政夫 こ ばやし まさ ぶ

本義彦 もと よし ひこ

無所属

松山兼吉 まつ やま かね きち

司嘉 し よしみ

自由党

松本昇 まつ もと のぼる

ぐち

しげ

ひこ

の

だ

ゆたか

無所屬

武藤武雄

山岸儀一

世界警察

山崎清吉

屬

大岡乙松

無所屬

海老名一雄

會

河原田巖

自由党

篠原敏

屬

小川久義

無所屬

西造勝

党

無所属	民権労働党	大日本 青年党	無所属	緑風会
武 <small>む</small> 藤 <small>とう</small> 武 <small>たけ</small> 雄 <small>あ</small>	田 <small>た</small> 島 <small>じま</small> 正 <small>まさ</small> 止 <small>し</small>	清 <small>し</small> 水 <small>みづ</small> 亘 <small>わたる</small>	吉 <small>よし</small> 田 <small>だ</small> 正 <small>まさ</small>	鈴 <small>すず</small> 木 <small>き</small> 憲 <small>けん</small> 太郎 <small>たろう</small>
無所属	無所属	緑風会	無所属	国民労働党
山 <small>やま</small> 口 <small>ぐち</small> 清 <small>せい</small>	海 <small>え</small> 老 <small>び</small> 名 <small>な</small> 一 <small>かず</small>	萩 <small>はぎ</small> 原 <small>はら</small> 熊 <small>くま</small>	西 <small>にし</small> 勝 <small>かつ</small>	

無所属

武たけ藤とう武たけ雄お

一いち儀ぎ岸き山さん

世界せかい研究けんきゅう

台たい吉きち清せい

口くち

松しょう乙おつ岡おか大おほ

無所属

雄お一いち名な

名な

巖いわ田た原はら河か

自由じゆう党とう

冲お熊くま泉いずみ

泉いずみ

義ぎ久く川かわ小こ

無所属

造ぞう勝かつ

無所属

武たけ藤とう武たけ雄お

一いち儀ぎ岸き山さん

世界警察

口くち寺てら清せい

松しょう乙おつ岡おか大おほ

無所属

名な一いち雄お

巖いわ田た原はら河か

自由党

泉いずみ熊くま冲おほ

義ぎ久く川かわ小こ

無所属

勝かつ造ぞう

無所属	民権労働党	大日本 青年党	無所属	緑風会
武 <small>む</small> 藤 <small>とう</small> 武 <small>たけ</small> 雄 <small>お</small>	田 <small>た</small> 島 <small>じま</small> 正 <small>まさ</small> 止 <small>し</small>	清 <small>し</small> 水 <small>みづ</small> 亘 <small>わたる</small>	吉 <small>よし</small> 田 <small>だ</small> 正 <small>まさ</small>	鈴 <small>すず</small> 木 <small>き</small> 憲 <small>けん</small> 太郎 <small>たろう</small>
無所属	無所属	緑風会	無所属	国民労働党
山 <small>やま</small>	海 <small>うみ</small> 老 <small>らう</small>	萩 <small>はぎ</small>	西 <small>にし</small>	

無所属	無所属	日本社会党	国民民主党	自由党
野田幸夫 <small>の だ さち お</small>	藤川年 <small>ふじ かわ ねん</small>	滝沢正直 <small>たき ざわ まさ な お</small>	平郡博典 <small>へ ぐり ひろ のり</small>	平井太郎 <small>ひら い た ろ う</small>
無所属	無所属	無所属	無所属	日本社会党
山本芳 <small>やまもと よし</small>	清水玉 <small>しみづ たま</small>	鹿子木日出 <small>かのこぎ へい</small>	石田重 <small>いしだ しげ</small>	島田千 <small>しまだ せん</small>

緑風会

出町初太郎

緑風会

常岡一

新日本
自由党

宮東孝行

無所属

山中長

無所属

市橋満之介

無所属

小森健

無所属

西盛吉

無所属

青砥信

無所属

高幣常市

無所属

野間清

自由党

平井太郎

日本社会党

島田千

緑風会

松井道夫

無所属

黒川善治

無所属

松沢隼人

自由党

中村福

無所属

高松榮次郎

無所属

坪井研

緑風会

小杉イ子

無所属

泉勘次

自由党

寺尾豊

無所属

古川作

緑風会

出町初太郎

緑風会

常岡一

新日本

宮東孝行

無所属

山手長

CORRECTION

**THIS DOCUMENT
HAS BEEN REPHOTOGRAPHED
TO ASSURE LEGIBILITY**

無所属	無所属	日本社会党	国民民主党	自由党
野田幸夫 <small>の だ さち お</small>	藤川年 <small>ふじい かわ ねん</small>	滝沢正直 <small>たきざわ まさな お</small>	平郡博典 <small>へぐりひろのり</small>	平井太郎 <small>ひらい たろう</small>
無所属	無所属	無所属	無所属	日本社会党
山本芳 <small>やまもと よし</small>	清水玉 <small>しみづ たま</small>	鹿子木日出 <small>かごき ひ</small>	石田重 <small>いしだ しげ</small>	島田千 <small>しまだ せん</small>

緑風会

出町初太郎 でまち はつたろう

緑風会

常岡一 つねおか いち

新日本
自由党

宮東孝行 みやとう たかゆき

無所属

山中長 やまなか ちやう

無所属

市橋満之介 いちばし まんのすけ

無所属

小森健 こもり けん

無所属

西盛吉 にし もりきち

無所属

青砥信 あをぞと のぶ

無所属

高幣常市 たかへい つねいち

無所属

野間清 のま せい

自由党

平井太郎 ひらい たろう

日本社会党

島田千 しまだ せん

無所属

松沢隼人 まつざわ はやと

無所属

高松榮次郎 たかまつ えいじろう

緑風会

小杉イ子 こすぎ いね

自由党

寺尾豊 てらお ゆたか

緑風会

出町初太郎 でまち はつたろう

新日本
自由党

宮東孝行 みやとう たかゆき

自由党

中村福 なかむら ふく

無所属

坪井研 つぼい けん

無所属

泉勲 いづみ かん

無所属

古川作 ふるかわ さく

緑風会

常岡一 つねおか いち

無所属

山中長 やまなか ちやう

無所属

平尾卯二郎

自由党

山内好

日本社会党

椎井康雄

自由党

小松雄

無所属

福地周藏

無所属

金高資

無所属

八木秀次

国民社会党

鈴木徳

緑風会

松井道夫

無所属

黒川美

無所属

松沢隼人

自由党

中村福

たか
か
ま
つ
た
か
の
じ
ろ
う

つ
ほ
い
け

無所属	日本社会党	無所属	無所属
-----	-------	-----	-----

福地周藏 <small>ふくち しゅうざう</small>	椎井康雄 <small>しい いやすお</small>	平尾卯二郎 <small>ひらお 卯じろう</small>	伊藤憲太郎 <small>いとう けんたろう</small>
-------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------------

無所属	自由党	自由党	無所属
-----	-----	-----	-----

金高資 <small>きん たかすけ</small>	小松雄 <small>こまつ ゆう</small>	山内好 <small>やまの うちよ</small>	菊岡八 <small>きくおか や</small>
----------------------------	---------------------------	----------------------------	---------------------------

間清三 ませいさん

無所属

浅井茂一 あさいもいち

田千壽 だせんじゆ

無所属

荒木時次 あらきときじ

田重成 だしげなり

無所属

置田忠義 おきたただよし

木日出雄 きひであお

無所属

恩田明 おんだあきら

水玉次 みづたまじ

無所属

黒瀬義賀 くろせよしかが

本芳松 もとよしまつ

無所属

高野清八郎 たかのせいはちろう

田だ
千せん
壽いゆ

間ま
清せい
三さん

砥と
信のぶ
夫を

森もり
健けん
治じ

中なか
長ちやう
作さく

岡おか
一いち
郎ろう

無所属

無所属

無所属

傷痍者未亡人
遺家族連盟

日本共産党

無所属

荒あらい
木き
時とき
次じ

浅あさ
井い
茂も
一いち

森もり
川かわ
重しげ
一かず

内うち
井い
幸こう
治じ

高たか
田だ
愿なほ
子こ

堀ほり
口ぐち
忠ただ
信のぶ

なか
ち
よう
さ
く

岡 一 郎
あか
い
ち
ろう

川 作 馬
かわ
さく
ま

勘 次 郎
かん
じ
ろう

井 研 精
い
けん
せい

村 福 次
むら
ふく
じ

川 善 治 郎
かわ
ぜん
じ
ろう

無所属

反共主義連盟

無所属

無所属

自由党

緑風会

た
か
だ
な
あ
こ

堀 口 忠 信
ほり
ぐち
ただ
のぶ

小 川 義 夫
お
かわ
よし
あ

松 原 秀 一
まつ
はら
しゅう
いち

黒 木 克 堂
くろ
き
こく
どう

松 本 一 夫
まつ
もと
かず
あ

砂 川 正 亮
すな
かわ
せい
りょう

内好秀 うちよしひで

松雄道 まつゆうどう

高資治 たかすけはる

木傳明 きでんめい

川善治郎 かわぜんじろう

村福次 むらふくい

自由党

無所属

無所属

無所属

緑風会

自由党

石橋美之介 いしばしのみすけ

井上安正 いのうえやすまさ

高橋領之助 たかはしりょうのすけ

澤田義一 さわただぎいち

砂川正亮 すなかわせいりょう

松本一夫 まつもとかずお

高たか資すけ治はる

松まつ雄ゆう道どう

内うち好よし秀ひで

岡おか八や百あ三さう

無な所ところ属りゆう

無な所ところ属りゆう

自じ由ゆう党たう

無な所ところ属りゆう

高たか橋はし領りょう之の助すけ

井いの上の安やす正まさ

石いし橋はし美み之の介すけ

三み浦うら鶴つる三さう

<p>農勞 民助 党者</p>	<p>無 所 屬</p>	<p>社 會 革 新 党</p>	<p>無 所 屬</p>	<p>無 所 屬</p>	<p>綠 風 會</p>
<p>木 村 禧 八 郎</p>	<p>泉 芳 政</p>	<p>福 島 壽</p>	<p>堀 江 實 藏</p>	<p>岡 川 治 郎</p>	<p>野 間 海 送</p>
<p>綠 風 會</p>	<p>國 民 民 主 党</p>	<p>自 由 党</p>	<p>日 本 社 會 党</p>	<p>綠 風 會</p>	<p>國 民 民 主 党</p>
<p>小 幡</p>	<p>小 竹 康</p>	<p>中 村 嘉</p>	<p>山 岸 精</p>	<p>藤 波 一</p>	<p>新 田 春</p>

自由党

野沢密全

無所属

田中八百

自由党

大矢半次郎

自由党

原孝

日本社会党

新妻イト

日本社会党

加藤シヅ

無所属

越前長松

自由党

池田重

緑風会

野間海造

国民民主党

森田哲

無所属

岡川治郎

緑風会

藤波一

緑風会

高橋道男

自由党

谷本利夫

緑風会

細野軍治

日本社会党

河野正

無所属

大岩喜三郎

自由党

河村幸次

日本社会党

野溝勝

日本社会党

栗林敏

自由党

野沢密全

無所属

田中八百

自由党

大矢半次郎

自由党

原孝

に
い
づ
ま

か
と
う

国民民主党

村上ヒデ

日本社会党

椿 繁

緑風会

林

了

自由党

小林次

無所属

成田

泉

自由党

鈴木恭

緑風会

近藤宏二

無所属

出口

緑風会

高橋道男

自由党

谷本利

緑風会

細野軍治

日本社会党

河野正

無所属

大岩喜三郎

自由党

河村幸

日本社会党

柴田 義彦 しば た よし ひこ

無所属

真溪 義 ま たに ぎ

無所属

田口 教一 た ぐち きょういち

無所属

松田 正 まつ た まさ

国民民主党

村上 比呂 むら うえ ひろ

日本社会党

椿 繁 つばき しげ

緑風会

林 了 はやし りょう

自由党

小林 次 こばやし じ

無所属

成目 良 なり た ら

自由党

鈴木 夫 すずき きよと

田哲郎

自由党

小野光洋

波一治

自由党

大谷瑩潤

岸精実

無所属

田中廣太郎

村嘉寿

日本社会党

江木武彦

竹康三

緑風会

白木翠

幡靖

日本社会党

小酒井義男

中八百八なかやをばち

孝吉ここうきち

藤シヅ工とうしづこう

田重吉だじゆうきち

田哲郎たてつろう

波一治なみいちじ

日本社会党

協和党

無所属

立憲養蚕

自由党

自由党

山花秀雄やまはなひでを

藤野泰一ふじのたいいち

秋葉保あきはたを

久保春三くぼはるさむ

小野光洋おのこうよう

大谷莹潤おおたにえいじゆん

口 競

自由党

新井 茂

本利千代

無所属

山川良一

野正夫

緑風会

松村真一郎

村幸次郎

自由党

廣橋真光

林敏夫

日本社会党

小笠原二三男

中八百八

日本社会党

山花秀雄

孝吉

協和党

藤野泰一

田正一

緑風会

石川芳次郎

繁夫

日本社会党

上條愛一

林次郎

自由党

長島銀藏

木恭一

無所属

横山フク

口競

自由党

新井茂

本利千代

無所属

山川良一

野正夫

緑風会

松村真一郎

林はやし次い郎ろう

繁しげ夫を

田だ正まさ一かず

溪たに義ぎ貫かん

自由党

日本社会党

緑風会

無所属

長なが島しま銀ぎん藏ざう

上かみ條いよう愛あい一いち

石いし川かわ芳よし次じ郎ろう

中なか峠たお國くに夫お

昭和二十五年四月

公職選舉法關係法令集

山梨縣選舉管理委員會

17 #

公職選舉法關係法令集目次

公職選舉法 (昭和二十五年四月公布法律第百号)	一
第一章 總則	一
第二章 選舉權及び被選舉權	二
第三章 選舉に關する區域	三
第四章 選舉人名簿	五
第五章 選舉期日	九
第六章 投票	一一
第七章 開票	一六
第八章 選舉會及び選舉分會	二〇
第九章 公職の候補者	二二
第十章 當選人	二七
第十一章 特別選舉	三二
第十二章 選舉を同時に行うための特例	四〇
第十三章 選舉運動	四三
第十四章 選舉運動に關する收入及び支出並びに寄附	五七
第十五章 争訟	六五
第十六章 罰則	七〇
第十七章 補則	八〇
公職選舉施行令 (昭和二十五年四月布)	九四
第一章 選舉權	九四
第二章 選舉に關する區域	九四
第三章 選舉人名簿	九六
第四章 投票	九九

教育委員会の委員の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員、市町村長及び市町村の教育委員会の委員の選挙については市町村の選挙管理委員会が管理する。

(選挙事項の周知及び棄権防止)

第六條 全国選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、投票の方法、選挙違反その他選挙に關し特に必要と認める事項を常に選挙人に周知せしめるとともに、棄権防止につき適切な措置を講じなければならない。

2 選挙人に對しては、特別の事情がない限り、選挙の當日、その選挙権を行使するために必要な時間を與えるよう措置されなければならない。

(選挙取締の公正確保)

第七條 検察官、都道府県及び市町村の公安委員会の委員並びに警察官及び警察吏員は、選挙の取締に關する規定を公正に執行しなければならない。

(特定地域に關する特例)

第八條 交通至難の島その他の地において、この法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の定をすることができる。

第二章 選挙権及び被選挙権

選挙権

第九條 日本國民で年齢滿二十年以上の者は、衆議院議員及び參議院議員の選挙権を有する。

2 日本國民たる年齢滿二十年以上の者で三箇月以來市町村の区域内に住所を有する者は、その屬する地方公共團體の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を有する。

3 引き続き三箇月以來市町村の区域内に住所を有していた者で天災事變等に因りやむなく他の市町村の区域内に住所を移したものは、その市町村において住所を有する期間がまだ三箇月に達しなくても、當該市町村の選挙管理委員会にその旨の申出をすることにより、前項に規定する住所に關する要件にかかわらず、當該市町村の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を取得することができる。

4 前項の規定により選挙権を取得した者は、當該市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を有する。

5 第二項の三箇月の期間は、市町村の廢置分合又は境界變更のため中斷されることがない。

(被選挙権)

第十條 日本國民は、左の各號の區分に從い、それぞれ當該議員、長又は委員の被選挙権を有する。

- 一 衆議院議員については年齢滿二十五年以上の者
- 二 參議院議員については年齢滿三十年以上の者
- 三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢滿二十五年以上のもの
- 四 都道府県知事については年齢滿三十年以上の者
- 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢滿二十五年以上のもの
- 六 市町村長については年齢滿二十五年以上の者
- 七 教育委員会の委員についてはその選挙権を有する者で年齢滿二十五年以上のもの

2 前項の年齢は、選挙の期日より算定する。

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一條 左の各號に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 禁治産者
- 二 禁こ以上の刑に處せられその執行を終るまでの者
- 三 禁こ以上の刑に處せられその執行を受けることがなくなるまでの者(法律の定めるところにより行われる選挙、投票及び國民審査に關する犯罪以外の犯罪に因る刑の執行猶予中の者を除く。)
- 2 この法律の定める選挙に關する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第二百五十二條(選挙犯罪に因る處刑者に對する選挙権及び被選挙権の停止)の定めるところによる。

第三章 選挙に關する區域

(選挙の単位)

四

- 第十二條 衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府県の議会の議員は、それぞれ各選挙区において、選挙する。
- 2 参議院（全国選出）議員は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。
- 3 都道府県知事及び市町村長は、当該地方公共団体の区域において、選挙する。
- 4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

- 5 都道府県及び市町村の教育委員会の委員は、当該地方公共団体の区域において、選挙する。
- （衆議院議員の選挙区）

- 第十三條 衆議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第一で定める。
- 2 別表第一に掲げる郡の区域又は支廳の所管区域に変更があつても、選挙区は、なお従前の区域による。但し、二以上の選挙区にわたつて、市町村の境界の変更があつたため又は町村が市となり若しくは市が町村となつたため郡の区域又は支廳の所管区域に変更があつたときは、この限りでない。この場合において、あらたに市となつたものの選挙区の所属については、政令で定める。

(参議院地方選出議員の選挙区)

第十四條 参議院（地方選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第二で定める。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

- 第十五條 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。
- 2 前項の区域の人口が著しく少いときは、條例で数区域を合せて一選挙区を設けることができる。
- 3 都道府県の議会の議員の任期中あらたに第一項の区域の設定があつた場合において、従前その区域が属していた選挙区の配当議員数が同項の規定による関係選挙区の数に達しないときは、同項の規定の適用については、次の一般選挙までの間、その区域は、なお設定されないものとみなす。
- 4 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。
- 5 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、條例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治

法第五十五條第二項（区を設ける指定市）の市については、区の区域をもつて選挙区とする。

- 6 市町村の議会の議員の選挙における選挙人の所属の選挙区は、その住所により定める。
- 7 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、條例で定めなければならない。
- （選挙区の異動と現任者の地位）
- 第十六條 現任の衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議員は、行政区畫の変更によりその選挙区に異動があつても、その職を失うことはない。

(投票区)

第十七條 投票区は、市町村の区域による。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。
- 3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。
- （開票区）

第十八條 開票区は、市町村の区域による。

- 2 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙につき必要があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、市の区域を分けて数開票区を設け又は数町村の区域を合せて一開票区を設けることができる。
- 3 市町村の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙につき特別の事情があると認めるときは、当該市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定にかかわらず、市又は町村の区域を分けて数開票区を設けることができる。
- 4 前二項の規定により開票区を設けたときは、当該選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

第四章 選挙人名簿

(選挙人名簿の種類)

第十九條 選挙人名簿は、この法律に特別の定がある場合を除く外、各選挙を通じて一の基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿とする。

2 選挙を行う場合において必要があるときは、前項に規定する名簿の抄本を用いることができる。
 (基本選挙人名簿の調製)

六

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、毎年九月十五日現在により、その日まで引き継ぎ三箇月以來その市町村の区域内に住所を有する者の選挙資格を調査し、十月三十一日までに基本選挙人名簿を調製しなければならない。
 2 前項の場合において、選挙人の年齢は、基本選挙人名簿確定の期日より算定する。
 3 第一項の住所に關する要件を具備しない選挙人は、基本選挙人名簿に登録されることができない。
 4 基本選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。
 5 第一項の住所に關する期間は、市町村の廢置分合又は境界變更のため中斷されることがない。
 6 基本選挙人名簿は、市町村の區域を分けて數投票區を設けた場合には、その投票區ごとに調製しなければならない。
 (船員の基本選挙人名簿の調製)

第二十一条 船員(昭和三十二年法律第百號)第一條に規定するものをいう。以下同じ。)で前條第一項に規定する住所に關する要件を具備しないものについては、毎年九月十五日現在により、その日まで引き継ぎ三箇月以來その船舶所有者に雇用されている場合に限り、同條同項及び第三項に規定する住所に關する要件にかかわらず、船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の主たる事務所又はその他の事務所(いずれも登記されたものをいう。)の所在地の市町村の選挙管理委員会において、前條の例により、別にその基本選挙人名簿を調製しなければならない。
 2 船舶所有者は、前項の規定により基本選挙人名簿に登録されるべき船員について、その申出により船員名簿を作製し、毎年十月十日までに當該市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。
 3 前條第二項及び第四項の規定は、前項の船員名簿の作製について、準用する。
 4 第一項及び第二項に規定する船舶所有者に關しては、船員法第五條(船舶管理人、船舶借入人等)の規定を準用する。
 5 第一項の規定により調製された基本選挙人名簿は、衆議院議員及び參議院議員の選挙に限り、その効力を有する。
 6 前五項に規定するものの外、船員の基本選挙人名簿の調製に關し必要な事項は、政令で定める。
 (基本選挙人名簿の縦覧)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、十一月五日から十五日間、市役所、町村役場又はその指定した場所において、基本

選挙人名簿を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日から少くとも三日前に、縦覧の場所を告示しなければならない。
 (異議の申立)

第二十三条 選挙人は、基本選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、縦覧期間内に、文書で當該市町村の選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の申立を受けたときは、その申立を受けた日から二十日以内に、その申立が正當であるかないかを決定しなければならない。その申立を正當であると決定したときは、直ちに基本選挙人名簿を修正し、その旨を申立人及び關係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その申立を正當でないと決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。

3 第二百十四條(争訟の提起と處分の執行)の規定は、第一項の異議の申立について、準用する。
 (不服の申立)

第二十四条 前條第二項の規定による決定に不服がある申立人又は關係人は、當該市町村の選挙管理委員会の委員長を被告として、決定の通知を受けた日から七日以内に、地方裁判所に出訴することができる。

2 前項の裁判所の判決に不服がある者は、控訴することはできないが、最高裁判所に上告することができる。
 3 第二百十三條(争訟の處理)、第二百十四條(争訟の提起と處分の執行)及び第二百十九條(選挙關係訴訟に對する訴訟法規の適用)の規定は、前二項の訴訟について、準用する。

(基本選挙人名簿の確定)

第二十五条 基本選挙人名簿は、十二月二十日をもつて確定する。

2 基本選挙人名簿は、次年の十二月十九日まで据えおかなければならない。但し、確定判決により又は他の市町村における補充選挙人名簿に登録されたため修正すべきものは、市町村の選挙管理委員会において、直ちに修正し、その旨を告示しなければならない。

(補充選挙人名簿の調製)

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、選挙(第百十七條第一項(長の決選投票の場合)の選挙を除く。)を行う場合にお

七

いて、基本選挙人名簿又は補充選挙人名簿に登録されていない者で選挙権を有し、且つ、当該選挙の期日の現在によりその日まで引き続き三箇月以來その市町村区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選挙人名簿を調製しなければならない。

2 引き続き三箇月以來市町村の区域内に住所を有していた者で天災事變等に因りやむなく他の市町村の区域内に住所を移したものは、その市町村において住所を有する期間が当該選挙の期日まではまだ三箇月に達しなくても、第九條第三項（選挙権の取得）の規定による申出により、前項の住所に関する要件にかかわらず、同項の補充選挙人名簿に登録することができる。

3 前二項の場合において、選挙権の要件は、補充選挙人名簿調製の期日より調査しなければならない。この場合において選挙人の年齢及び住所の期間は、選挙の期日より算定する。

4 第二十條（基本選挙人名簿の調製）第四項から第六項までの規定は、補充選挙人名簿の調製について、準用する。

5 前四項の規定により補充選挙人名簿を調製する場合には、市町村の選挙管理委員会は、当該補充選挙人名簿の登録に関する申請期間中、現に効力を有する基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿を閲覧に供さなければならない。

（補充選挙人名簿の縦覧）

第二十七條 市町村の選挙管理委員会は、補充選挙人名簿を調製したときは、その指定した場所において、これを縦覧に供さなければならない。

2 第二十二條第二項（基本選挙人名簿縦覧の場所の告示）の規定は、補充選挙人名簿の縦覧の場所の告示について、準用する。

3 補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び期間等は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、予め告示しなければならない。

（補充選挙人名簿の効力）

第二十八條 補充選挙人名簿は、基本選挙人名簿が効力を有する間、その効力を有する。但し、基本選挙人名簿確定の日の前に補充選挙人名簿に登録されていた者で次の基本選挙人名簿に登録されることができないものがあるときは、その者に關する部分については、なおその効力を有する。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項但書の規定による補充選挙人名簿を整理して作製し直さなければならない。

（補充選挙人名簿に對する異議、不服の申立等）

第二十九條 第二十三條（異議の申立）、第二十四條（不服の申立）及び第二十五條第二項但書（基本選挙人名簿の修正）の規定は、補充選挙人名簿について、準用する。

（選挙人名簿の再調製）

第三十條 天災事變その他の事故に因り必要があるときは、市町村の選挙管理委員会は、更に選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の選挙人名簿の調製の期日並びに縦覧確定に関する期日及び期間等は、政令で定める。

第五章 選挙 期 日

（総選挙）

第三十一條 衆議院議員の任期満了に因る総選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 前項の規定により総選挙を行うべき期間が國會開會中又は國會閉會の日から三十日以内にかかる場合においては、その総選挙は、國會閉會の日から三十一日以後三十五日以内に行う。

3 衆議院議員の総選挙は、解散の日から四十日以内に行う。

4 総選挙の期日は、少くとも三十日前に公示しなければならない。

5 衆議院議員の任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了に因る総選挙の公示は、その効力を失う。

（通常選挙）

第三十二條 参議院議員の通常選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 前項の規定により通常選挙を行うべき期間が参議院開會中又は参議院閉會の日から三十日以内にかかる場合においては、通常選挙は、参議院閉會の日から三十一日以後三十五日以内に行う。

3 通常選挙の期日は、少くとも三十日前に公示しなければならない。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び定例選挙)

第三十三條 地方公共團體の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 地方公共團體の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から四十日以内に行う。

3 前二項の選挙の期日は、都道府県の議会の議員及び長の選挙にあつては少くとも三十日前に、市町村の議会の議員及長の選挙にあつては少くとも二十日前に、告示しなければならぬ。

4 地方公共團體の議会の議員の任期満了に因る一般選挙の期日の告示がなされた後その期日前に当該地方公共團體の議会が解散されたときは、任期満了に因る一般選挙の告示は、その効力を失う。

5 教育委員会の委員は、二年ごとに、その半数を改選する。

6 前項の規定による定例選挙は、委員の任期が終つた日の翌日行う。

7 第三項の規定は、定例選挙の期日の告示について、準用する。

(その他の選挙)

第三十四條 衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から四十日以内に、地方公共團體の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙(第百十四條(長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合)の選挙を含む)、若しくは第百十六條(議員又は当選人がすべてない場合)の規定による一般選挙、又は教育委員会の委員の再選挙若しくは補欠選挙(第百十五條第七項(補充委員の任期終了の場合)の補欠選挙を除く)は、これを行うべき事由が生じた日から五十日以内に、行う。

2 前項に掲げる選挙のうち、第百九條(再選挙)、第百十條(再選挙)又は第百十三條(補欠選挙)の規定による衆議院議員、参議院議員、地方公共團體の議会の議員又は教育委員会の委員の再選挙又は補欠選挙は、これを行うべき事由が当該議員又は委員の任期(参議院議員及び教育委員会の委員については在任期間を同じくするものの任期をいう)が終る前六箇月以内に生じたときは、行わない。但し、地方公共團體の議会の議員の再選挙又は補欠選挙については、議員の数はその定数の三分の二に達しなくなつたときは、この限りでない。

3 第一項に掲げる選挙は、衆議院議員及び参議院議員の場合にあつては、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第二

百四條(選挙の効力に関する訴訟)又は第百八條(當選の効力に関する訴訟)の規定による訴訟の出訴期間又は訴訟が裁判所に係属している間、地方公共團體の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の場合にあつては、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第百二條(選挙の効力に関する異議の申立及び訴訟)、第百三條(選挙の効力に関する訴訟)、第百六條(當選の効力に関する異議の申立及び訴訟)又は第百七條(當選の効力に関する訴訟)の規定による異議の申立期間、訴訟の提起期間若しくは訴訟の出訴期間又は異議の決定が確定しない間、訴訟の裁決が確定しない間若しくは訴訟が裁判所に係属している間は、行うことができない。

4 第一項の期間は、當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が、その選挙を必要とするに至つた選挙につき第百三條、第百四條、第百七條又は第百八條の規定による訴訟の提起があつた場合においては第百二十條第一項(選挙関係訴訟についての通知)の規定により訴訟が係属しなくなつた旨の通知を受けた日から、第百九條第五號に掲げる事由に因る再選挙については第百二十條第二項の規定による通知を受けた日から、第百九條第六號に掲げる事由に因る再選挙については第百五十四條(當選人等の處刑の通知)の規定による通知を受けた日から、起算する。

5 第一項の期間は、同項の補欠選挙については、前項の規定の適用がある場合を除く外、當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が最後に第百十一條第一項(議員、長又は委員の欠けた場合等の通知)の規定による通知又は國會法(昭和二十二年法律第七十九號)第百十條(議員の欠員の場合の議長)の通知による通知(参議院全國選出議員の場合に限る)を受けた日から起算する。

6 第一項の選挙の期日は、特別の定がある場合を除く外、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては少くとも三十日前に、市町村の議会の議員及び長並びに市町村の教育委員会の委員の選挙にあつては少くとも二十日前に、告示しなければならぬ。

第六章 投票

(選挙の方法)

第三十五條 選挙は、投票により行う。

(一人一票)

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び定例選挙)

第三十三條 地方公共團體の議會の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 地方公共團體の議會の解散に因る一般選挙は、解散の日から四十日以内に行う。

3 前二項の選挙の期日は、都道府縣の議會の議員及び長の選挙にあつては少くとも三十日前に、市町村の議會の議員及長の選挙にあつては少くとも二十日前に、告示しなければならぬ。

4 地方公共團體の議會の議員の任期満了に因る一般選挙の期日の告示がなされた後その期日前に當該地方公共團體の議會が解散されたときは、任期満了に因る一般選挙の告示は、その効力を失う。

5 教育委員會の委員は、二年ごとに、その半数を改選する。

6 前項の規定による定例選挙は、委員の任期が終つた日の翌日行う。

7 第三項の規定は、定例選挙の期日の告示について、準用する。

(その他の選挙)

第三十四條 衆議院議員及び參議院議員の再選挙又は補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から四十日以内に、地方公共團體の議會の議員及び長の再選挙、補欠選挙(第百十四條(長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合)の選挙を含む)若しくは第百十六條(議員又は當選人がすべてない場合)の規定による一般選挙、又は教育委員會の委員の再選挙若しくは補欠選挙(第百十五條第七項(補充委員の任期終了の場合)の補欠選挙を除く)は、これを行うべき事由が生じた日から五十日以内に、行う。

2 前項に掲げる選挙のうち、第百九條(再選挙)、第百十條(再選挙)又は第百十三條(補欠選挙)の規定による衆議院議員、參議院議員、地方公共團體の議會の議員又は教育委員會の委員の再選挙又は補欠選挙は、これを行うべき事由が當該議員又は委員の任期(參議院議員及び教育委員會の委員については在任期間を同じくするものの任期をいう)が終る前六箇月以内に生じたときは、行わない。但し、地方公共團體の議會の議員の再選挙又は補欠選挙については、議員の数はその定数の三分の二に達しなくなつたときは、この限りでない。

3 第一項に掲げる選挙は、衆議院議員及び參議院議員の場合にあつては、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第二

百四條(選挙の効力に関する訴訟)又は第二百八條(當選の効力に関する訴訟)の規定による訴訟の出訴期間又は訴訟が裁判所に係属している間、地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員會の委員の場合にあつては、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第二百二條(選挙の効力に関する異議の申立及び訴願)、第二百三條(選挙の効力に関する訴訟)、第二百六條(當選の効力に関する異議の申立及び訴願)又は第二百七條(當選の効力に関する訴訟)の規定による異議の申立期間、訴願の提起期間若しくは訴訟の出訴期間又は異議の決定が確定しない間、訴願の裁決が確定しない間若しくは訴訟が裁判所に係属している間は、行うことができない。

4 第一項の期間は、當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員會が、その選挙を必要とするに至つた選挙につき第二百三條、第二百四條、第二百七條又は第二百八條の規定による訴訟の提起があつた場合においては第二百二十條第一項(選挙關係訴訟についての通知)の規定により訴訟が係属しなくなつた旨の通知を受けた日から、第百九條第五號に掲げる事由に因る再選挙については第二百二十條第二項の規定による通知を受けた日から、第百九條第六號に掲げる事由に因る再選挙については第二百五十四條(當選人等の處刑の通知)の規定による通知を受けた日から、起算する。

5 第一項の期間は、同項の補欠選挙については、前項の規定の適用がある場合を除く外、當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員會が最後に第百十一條第一項(議員、長又は委員の欠けた場合等の通知)の規定による通知又は國會議法(昭和二十二年法律第七十九號)第百十條(議員の欠員の場合の議長の通知)の規定による通知(參議院全國選出議員の場合に限る)を受けた日から起算する。

6 第一項の選挙の期日は、特別の定がある場合を除く外、衆議院議員、參議院議員、都道府縣の議會の議員及び長並びに都道府縣の教育委員會の委員の選挙にあつては少くとも三十日前に、市町村の議會の議員及び長並びに市町村の教育委員會の委員の選挙にあつては少くとも二十日前に、告示しなければならぬ。

第六章 投票

(選挙の方法)

第三十五條 選挙は、投票により行う。

(一人一票)

第三十六條 投票は、各選挙につき、一人一票に限る。但し、参議院議員の選挙については、地方選出議員及び全国選出議員ごとに一人一票とする。

(投票管理者)

第三十七條 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 参議院議員の選挙において、地方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、地方選出議員についての投票管理者を同時に全国選出議員についての投票管理者とすることができる。
- 4 投票管理者は、投票に関する事務を擔任する。
- 5 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

(投票立會人)

第三十八條 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、三人以上五人以下の投票立會人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

- 2 投票立會人で参會する者が投票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき又はその後三人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの投票立會人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立會わせなければならない。
- 3 当該選挙の公職の候補者は、これを投票立會人に選任することができない。
- 4 同一の政黨その他の政治團體に属する者は、一の投票区において、三人以上を投票立會人に選任することができない。
- 5 投票立會人は、正當の理由がなければ、その職を辭することができない。

(投票所)

第三十九條 投票所は、市役所、町村役場又は投票管理者の指定した場所に設ける。

(投票所の閉鎖時間)

第四十條 投票所は、午前七時に開き午後六時に閉じる。

(投票所の告示)

第四十一條 投票管理者は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

- 2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を變更したときは、選挙の当日を除く外、投票管理者は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(選挙人名簿の登録と投票)

第四十二條 選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。但し、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に到る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

五〇

- 2 選挙人名簿に登録された者であつても選挙人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(選挙当日選挙権のない者の投票)

第四十三條 選挙の当日、選挙権を有しない者は、投票をすることができない。

(投票所についての投票)

第四十四條 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の對照を経て、投票をしなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第四十五條 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。

- 2 投票用紙の様式は、衆議院議員及び参議院議員の選挙については命令で定め、地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員會の委員の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員會が定める。

(投票の記載事項及び投函)

第四十六條 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名を記載して、これを投票箱に入れないなければならない。

- 2 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

(點字投票)

第四十七條 投票に関する記載については、政令で定める點字は文字とみなす。

(代理投票)

一四

第四十八條 身體の故障又は文盲に因り、自ら當該選挙の公職の候補の氏名を記載することができない選挙人は、第四十六條〔投票の記載事項及び投函〕第一項、第五十條〔選挙人の確認及び投票の拒否〕第四項及び第五項並びに第六十八條〔無効投票〕第一項の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、投票管理者が投票立會人の意見を聴いて選任する者をしてその候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(不在者投票)

第四十九條 選挙人で左に掲げる事由に因り選挙の當日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を證明するものの投票については、第四十二條〔選挙人名簿の登録と投票〕第一項但書、第四十四條〔投票所における投票〕、第四十五條第一項〔投票用紙の交付〕、第四十六條第一項〔投票の記載事項及び投函〕、第五十條〔選挙人の確認及び投票の拒否〕及び前條の規定にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

一 選挙人がその属する投票区のある郡市の区域外〔選挙に關係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外〕において職務又は業務に従事中であるべきこと。

二 前號に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある郡市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

三 前項に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具若しくは産褥にあたるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄若しくは少年院に收容中であるべきこと。

(選挙人の確認及び投票の拒否)

第五十條 投票管理者は、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならぬ。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

2 投票の拒否は、投票立會人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならぬ。

3 前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、假に投票をさせなければならぬ。

4 前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならぬ。

なす。

5 投票立會人において異議のある選挙人についても、また前二項と同様とする。

(退出せしめられた者の投票)

第五十一條 第六十條〔投票所における秩序保持〕の規定により投票所外に退出せしめられた者は、最後になつて投票をすることができぬ。但し、投票管理者は、投票所の秩序をみだる虞がないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(投票の秘密保持)

第五十二條 何人も、選挙人の投票した被選挙人の氏名を陳述する義務はない。

(投票箱の閉鎖)

第五十三條 投票所を閉じるべき時刻になつたときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を鎖し、投票所にある選挙人の投票の結了するのを待つて、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票をすることができない。

(投票録の作成)

第五十四條 投票管理者は、投票録を作り、投票に關する次第を記載し、投票立會人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第五十五條 投票管理者が同時に當該選挙の開票管理者である場合を除く外、投票管理者は、一人又は數人の投票立會人とともに、投票の當日、その投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

(繰上投票)

第五十六條 島その他交通不便の地について、投票の當日に投票箱を送致することができない情況があるときは、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會〔參議院全國選出議員の選挙については都道府縣の選挙管理委員會〕は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

(繰延投票)

第五十七條 天災その他避けることのできない事故に因り投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるとき

一五

は、當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會（參議院全國選出議員の選舉については都道府縣の選舉管理委員會）は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。但し、その期日は、當該選舉管理委員會において、少くとも五日前に告示しなければならない。

2 衆議院議員、參議院議員、都道府縣の議會の議員及び長並びに都道府縣教育委員會の委員の選舉について前項に規定する事由を生じた場合においては、市町村の選舉管理委員會は、當該選舉の選舉長（參議院全國選出議員の選舉については選舉分會長）を経て都道府縣の選舉管理委員會にその旨を届け出なければならない。

（投票所に入出し得る者）

第五十八條 選舉人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職權を有する者並びに當該警察官及び警察吏員でなければ、投票所に入ることができない。

（投票所の秩序保持のための處分の請求）

第五十九條 投票管理者は、投票所の秩序を保持し、必要があると認めるときは、當該警察官又は警察吏員の處分を請求することができる。

（投票所における秩序保持）

第六十條 投票所において演説討論をし若しくはけん、騒にわたり又は投票に關し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わなるときは投票所外に退出せしめることができる。

第七章 開 票

（開票管理者）

第六十一條 各選舉ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、當該選舉の選舉權を有する者の中から市町村の選舉管理委員會の選任した者をもつて、これに充てる。

3 參議院議員の選舉において、地方選出議員の選舉と全國選出議員の選舉を同時に行う場合においては、市町村の選舉管理委員會は、地方選出議員についての開票管理者を同時に全國選出議員についての開票管理者とすることができる。

4 開票管理者は、開票に關する事務を擔任する。

5 開票管理者は、當該選舉の選舉權を有しなくなつたときは、その職を失う。

（開票立會人）

第六十二條 公職の候補者は、當該選舉の各開票區における選舉人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立會人となるべき者一人を定め、その選舉の期日前三日までに、開票管理者に届け出ることができる。但し、同一人を届け出ることを妨げない。

2 前項の規定により届出のあつた者（公職の候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辭たときは、その届出にかかる者を除く。以下同じ。）が十人を超えないときは、直ちにその者をもつて開票立會人とし、十人を超えるときは、届出のあつた者において開票立會人十人を互選しなければならない。

3 前項の規定による互選は、投票により行い、得票の最多数の者をもつて開票立會人とする。得票の数が同じであるときは、開票管理者がくじで定める。

4 同一の政黨その他の政治團體に屬する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票區において、三人以上開票立會人となることができない。

5 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政黨その他の政治團體に屬する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、届出により直ちに開票立會人を定め得る場合にあつてはその者の中で開票管理者がくじで定めた者二人、互選により開票立會人を定めるべき場合にあつては得票最多数の者二人（二人を定めるに當り得票数が同じであるときは、開票管理者がくじで定めた者）以外の者は、開票立會人となることができない。

6 第二項、第三項又は前項の規定により開票立會人が定まつた後、同一の政黨その他の政治團體に屬する公職の候補者の届出にかかる開票立會人が三人以上となつたときは、開票管理者がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

7 第二項の規定による互選又は第五項の規定によるくじは、選舉の期日前二日に行う。

8 第二項の規定による互選又は第五項若しくは第六項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、開票管理者において、予め告示しなければならない。

9 公職の候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辭したときは、その届出にかかる開票立會人は、その職を失う。

10 第二項の規定による開票立會人が三人に達しないとき若しくは三人に達しなくなつたとき又は開票立會人で參會する者が

開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは、開票管理者は、その開票区における選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立會人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち會わしめなければならない。但し、第二項の規定による開票立會人を届け出た公職の候補者の屬し又は開票管理者の選任した開票立會人の屬する政黨その他の政治團體と同一の政黨その他の政治團體に屬する者を當該公職の候補者の届出にかかる開票立會人又は開票管理者の選任にかかる開票立會人と通じて三人以上選任することができない。

11 當該選挙の公職の候補者は、開票立會人となることできない。

12 開票立會人は、正当な理由がなければ、その職を辭することができない。

(開票所の設置)

第六十三條 開票所は、市役所、町村役場又は開票管理者の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時)の告示

第六十四條 開票管理者は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)

第六十五條 開票は、投票の當日又はその翌日(一開票区に數投票区があるときは、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日)に行ふ。

(開票)

第六十六條 開票管理者は、開票立會人立會の上、投票箱を開き、先ず第五十條(選挙人の確認及び投票の拒否)第三項及び

第五項の規定による投票を調査し、開票立會人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理者は、開票立會人とともに、當該選挙における各投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を點檢しなければならない。

3 投票の點檢が終つたときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長(參議院全國選出議員については選挙分會長)に報告しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第六十七條 投票の効力は、開票立會人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に當つては、第六十

八條(無効投票)の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようしなければならない。

(無効投票)

第六十八條 左の投票は、無効とする。

一 成規の用紙を用いないもの

二 公職の候補者でない者又は第八十七條(重複立候補の禁止)、第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第八十九條(公務員の立候補制限)の規定により公職の候補者となることができない者の氏名を記載したもの

三 一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの

四 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの

五 公職の候補者の氏名の外、他事を記載したもの但し、職業、身分、住所又は敬稱の類を記入したものは、この限りでない。

六 公職の候補者の氏名を自書しないもの

七 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

2 第九十九條(再選挙)、第一百條(再選挙)又は第一百三十三條(補欠選挙)の規定による衆議院議員、參議院議員、地方公共團體の議會の議員又は教育委員會の委員の再選挙又は補欠選挙の場合において當該議員又は委員の職に現にある者の氏名を記載した投票も、また前項と同様無効とする。

3 參議院議員の通常選挙の場合において在任期間の長い地方選出議員又は全國選出議員たる參議院議員の職に現にある者の氏名を記載した投票並びに教育委員會の委員の定例選挙の場合において在任期間の長い委員の職に現にある者の氏名を記載した投票も、また第一項と同様無効とする。

(開票の參觀)

第六十九條 選挙人は、その開票所につき、開票の參觀を求めることができる。

(開票録の作成)

第七十條 開票管理者は、開票録を作り、開票に關する次第を記載し、開票立會人とともに、これに署名しなければならない。

(投票、投票録及び開票録の保持)

第七十一條 投票は、有効無効を區別し、投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、当該選挙にかかる議員、長又は委員の任期間、保存しなければならない。

(一部無効に因る再選挙の開票)

七十二條 選挙の一部が無効となり再選挙を行った場合の開票においては、その投票の効力を決定しなければならない。

(繰延開票)

七十三條 第五十七條(繰延投票)第一項本文及び第二項の規定は、開票について、準用する。

(開票所の取締)

七十四條 第五十八條(投票所に出入し得る者)、第五十九條(投票所の秩序保持のための處分の請求)及び第六十條(投票所における秩序保持)の規定は、開票所の取締について、準用する。

第八章 選挙會及び選挙分會

(選挙長及び選挙分會長)

七十五條 各選挙ごとに、選挙長を置く。

2 参議院(全国選出)議員の選挙においては、前項の選挙長を置く外、都道府縣ごとに、選挙分會長を置く。

3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会の選任した者をもって、選挙分會長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府縣の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

4 選挙長は、選挙會に關する事務を、選挙分會長は、選挙分會に關する事務を、擔任する。

5 選挙長及び選挙分會長は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

(選挙立會人)

七十六條 第六十二條(開票立會人)の規定は、選挙會及び選挙分會の選挙立會人に、準用する。

(選挙會及び選挙分會の開催場所)

七十七條 選挙會は、都道府縣廳又は選挙長の指定した場所で開く。

2 選挙分會は、都道府縣廳又は選挙分會長の指定した場所で開く。

(選挙會及び選挙分會の場所及び日時)

七十八條 選挙長又は選挙分會長は、予め選挙會又は選挙分會の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票事務と選挙會事務との合同)

七十九條 地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員會の委員の選挙において選挙會の區域と開票區の區域が同一である場合には、第六十六條(開票)第一項及び第二項、第六十七條(開票の場合の投票の効力の決定)後段並びに第六十八條(無効投票)の規定を除いた第七章(開票)の規定にかかわらず、当該選挙の開票の事務は、選挙會場において選挙會の事務に合せて行うことができる。

2 前項の規定により開票の事務を選挙會の事務に合せて行う場合においては、開票管理者又は開票立會人は、選挙長又は選挙立會人をもつてこれに充て、開票に關する次第は、選挙録中に併せて記載するものとする。

(選挙會又は選挙分會の開催)

八十條 選挙長(参議院全国選出議員の選挙における選挙長を除く。)又は選挙分會長は、すべての開票管理者から第六十六條第三項(投票の點檢終了後の結果報告)の規定による報告を受けた日又はその翌日に選挙會又は選挙分會を開き、選挙立會人立會の上、その報告を調査し、各公職の候補者の得票總數を計算しなければならない。

2 前條第一項の場合においては、選挙長は、前項の規定にかかわらず、投票の點檢の結果により、各公職の候補者の得票總數を計算しなければならない。

3 第一項に規定する選挙長又は選挙分會長は、選挙の一部が無効となり再選挙を行った場合において第六十六條第三項の規定による報告を受けたときは、第一項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査し、各公職の候補者の得票總數を計算しなければならない。

(参議院全国選出議員の場合の選挙會の開催)

八十一條 参議院(全国選出)議員の選挙においては、選挙分會長は、前條第一項及び第三項の規定による調査を終つたときは、選挙録の寫を添えて、直ちにその結果を当該選挙長に報告しなければならない。

2 前項の選挙長は、すべての選挙分會長から前項の報告を受けた日又はその翌日に選挙會を開き、選挙立會人立會の上、そ

の報告を調査し、各公職の候補者の得票總数を計算しなければならない。

3 選挙の一部が無効となり再選挙を行った場合において第一項の報告を受けたときは、当該選挙長は、前項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査し、各公職の候補者の得票總数を計算しなければならない。

(選挙会及び選挙分会の參觀)

第八十二条 選挙人は、その選挙会及び選挙分会の參觀を求めることができる。

(選挙録の作成及び選挙録その他關係書類の保存)

第八十三条 選挙長又は選挙分会長は、選挙録を作り、選挙会又は選挙分会に關する次第を記載し、選挙立會人とともに、これに署名しなければならない。

2 選挙録は、第六十六条第三項(投票の點檢終了後の結果報告)の規定による報告に關する書類(參議院全國選出議員の選挙にあつては第八十一条第一項(選挙分会長の選挙長への報告)の規定による報告に關する書類)と併せて、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会(選挙分会に關するものについては当該都道府縣の選挙管理委員会)において、当該選挙にかかるとする議員、長又は委員の任期間、保存しなければならない。

3 第七十九条(開票事務と選挙會事務との合同)の場合においては、投票の有効無効を區別し、投票録及び選挙録と併せて、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会において、当該選挙にかかるとする議員、長又は委員の任期間、保存しなければならない。

(繰延選挙会又は繰延選挙分会)

第八十四条 第五十七条(繰延投票)第一項本文の規定は、選挙会及び選挙分会に、準用する。

(選挙会場及び選挙分会場の取締)

第八十五条 第五十八条(投票所)の出入し得る者、第五十九条(投票所の秩序保持のための處分の請求)及び第六十条(投票所における秩序保持)の規定は、選挙会場及び選挙分会場の取締について、準用する。

第九章 公職の候補者

(公職の候補者の立候補の届出等)

第八十六条 公職の候補者とならうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から、衆議院議員、參議院(地方選出)議員、地方公共團體の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の候補者にあつてはその選挙の期日前十日までに、參議院(全國選出)議員の候補者にあつてはその選挙の期日前二十日までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 選挙人名簿に登録された者が他人を公職の候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届出をすることができる。

3 衆議院議員、參議院議員、地方公共團體の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙については、前二項の期間内に届出のあつた公職の候補者が、その選挙における議員又は委員の定数を超える場合において、その期間を経過した後当該候補者が死亡し又は候補者たることを辭したときは、前二項の例により、衆議院議員、參議院(地方選出)議員、地方公共團體の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、參議院(全國選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十日までに、当該選挙における候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

4 地方公共團體の長の選挙については、第一項及び第二項の期間内に届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その期間を経過した後当該候補者が死亡し又は候補者たることを辭したときは、第一項及び第二項の例により、その選挙の期日前三日までに、当該選挙における候補者届出又は推薦届出をすることができる。

5 地方公共團體の長の選挙について第一項、第二項及び前項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに当該候補者が死亡し又は候補者たることを辭したため候補者が一人となつたときは、選挙の期日は、第三十三条(長の任期満了に因る選挙)第三項、第三十四条、(その他の選挙)第六項又は第一百九条(同時選挙)第三項の規定により告示した期日後五日に當る日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

6 前項及び第一百二十六条第二項(長の同時選挙)において候補者が一人となつた場合においては、その告示があつた日から当該選挙の期日前三日までに、第一項又は第二項の例により、当該地方公共團體の長の候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

7 公職の候補者は、選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを辭することはできない。

8 第一項から第四項まで、第六項及び前項の届出があつたとき又は公職の候補者が死亡し若しくは第九十一條「公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合」の規定に該当するに至つたことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならぬ。

二四

(重複立候補の禁止)
第八十七條 一の選挙区において公職の候補者となつた者は、同時に、他の選挙区において、當該選挙における公職の候補者となることができない。

2 参議院議員の選挙においては、全國選出議員の候補者となつた者は、同時に、當該選挙における地方選出議員の候補者となることができず、また地方選出議員の候補者となつた者は、同時に、當該選挙における全國選出議員の候補者となることができない。

3 第一百九條第一項又は第二項「同時選挙」の規定により選挙を同時に行う場合において、一の選挙における公職の候補者となつた者は、同時に、他の選挙における公職の候補者となることができない。

4 一の教育委員会の委員の候補者となつた者は、同時に、他の教育委員会の委員の候補者となることができない。

(選挙事務關係者の立候補制限)

第八十八條 左の各號に掲げる者は、在職中、その關係区域内において、當該選挙の公職の候補者となることができない。

一、投票管理者

二、開票管理者

三、選挙長及び選挙分會長

(公務員の立候補制限)

第八十九條 國又は地方公共團體の公務員は、在職中、公職の候補者となることができない。但し、左の各號に掲げる公務員は、この限りでない。

一 内閣總理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官及び政務次官

二 技術者、技能者、監督者及び行政事務を擔當する者以外の者で、政令で指定するもの

三 前各號に掲げる者の外専務として委員、顧問、參與その他これらに準ずる職にある者で、政令で指定するもの

2 衆議院議員の任期満了に因る總選挙又は参議院議員の通常選挙が行われる場合においては、當該衆議院議員又は参議院議員は、前項本文の規定にかかわらず、在職中、その選挙における候補者となることができる。地方公共團體の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員の任期満了に因る選挙が行われる場合において當該議員、長又は委員がその選挙における候補者となる場合も、また同様とする。

3 第一項本文の規定は、同項第一號及び第二號に掲げる者並びに前項に規定する者がその職に伴い兼ねている國又は地方公共團體の公務員たる地位に影響を及ぼすものではない。

(立候補のための公務員の退職)

第九十條 前條の規定により公職の候補者となることができない公務員が、公職の候補者となろうとする目的をもつて公務員たることを辭する旨の申出をした場合において、その申出の日から五日以内に公務員たることを辭することができないときは、當該公務員の退職に關する法令の規定にかかわらず、その申出の日以後五日に相當する日に公務員たることを辭したものとみなす。

(公務員となつたため立候補の辭退とみなされる場合)

第九十一條 第八十六條「公職の候補者の立候補の届出等」第一項から第四項まで及び第六項の規定により公職の候補者として届出又は推薦届出のあつた者が、第八十八條「選挙事務關係者の立候補制限」又は第八十九條「公務員の立候補制限」の規定により公職の候補者となることができない者となつたときは、その公職の候補者たることを辭したものとはみなす。

(供託)

第九十二條 町村の議会の議員及び長並びに町村の教育委員会の委員の選挙の場合を除く外、公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、公職の候補者一人につき、左の各號の区分による金額又はこれに相當する額面の國債證書を供託しなければならぬ。

一 衆議院議員の選挙

三萬圓

二 参議院議員の選挙

三萬圓

三 都道府縣の議会の議員の選挙

一萬圓

四 都道府縣知事の選挙

三萬圓

- 五 市の議會議員の選挙 五千圓
- 六 市長の選挙 一萬五千圓
- 七 都道府縣の教育委員會の委員の選挙 一萬圓
- 八 市の教育委員會の委員の選挙 五千圓

(供託物の没收)

第九十三條 公職の候補者の得票数が、その選挙において、左の各號の區分による數に達しないときは、前條の供託物は、衆議院議員及び參議院議員の選挙にあつては國庫に、都道府縣の議會議員及び長並びにその教育委員會の委員の選挙にあつては當該都道府縣に、市の議會議員及び長並びにその教育委員會の委員の選挙にあつては當該市に、歸屬する。

- 一 衆議院議員の選挙 當該選挙區内の議員の定數をもつて有効投票の總數を除して得た數の五分の一
- 二 參議院(全國選出)議員の選挙 通常選挙における議員の定數をもつて有効投票の總數を除して得た數の十分の一
- 三 參議院(地方選出)議員の選挙 通常選挙における當該選挙區内の議員の定數をもつて有効投票の總數を除して得た數の八分の一 但し、選挙すべき議員の數が通常選挙における當該選挙區内の議員の定數を超える場合においては、その選挙すべき議員の數をもつて有効投票の總數を除して得た數の八分の一
- 四 都道府縣及び市の議會議員の選挙 當該選挙區の議員の定數(選挙區がないときは議員の定數)をもつて有効投票の總數を除して得た數の十分の一
- 五 都道府縣知事及び市長の選挙 有効投票の總數の十分の一
- 六 都道府縣及び市の教育委員會の委員の選挙 定例選挙における委員の定數をもつて有効投票の總數を除して得た數の十分の一 但し、選挙すべき委員の數が定例選挙における委員の定數を超える場合においては、その選挙すべき委員の數をもつて有効投票の總數を除して得た數の十分の一
- 2 前項の規定は、公職の候補者が當該選挙の期日前十日以内(その候補者たることを辭した場合には、準用する。但し、第九十一條(公務員となつたため立候補の辭退とみなされる場合)の規定に該當するに至つたときは、この限りでない。(公營に要する經費の分擔)

第九十四條 衆議院議員、參議院議員、都道府縣知事又は都道府縣の教育委員會の委員の選挙において公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙運動に關する公營に要する經費の分擔として、公職の候補者一人につき、二萬圓(都道府縣の教育委員會の委員の選挙にあつては一萬圓)又はこれに相當する額面の國債證書を、衆議院議員及び參議院議員の選挙にあつては國庫に、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選挙にあつては當該都道府縣に、予め納付しなければならない。

- 2 前項の規定により納付した物は、當該公職の候補者が選挙の期日まで(死亡し又はその公職の候補者たることを辭したとき)その他いかなる場合においても、返還しないものとする。但し、公職の候補者の届出又は推薦届出をしなかつた場合に限り、返還するものとする。
- 3 第一項の規定による納付をした者が、當該選挙區(選挙區がないときはその區域)において第九十條(再選挙)又は第九十條(再選挙)の規定により再選挙が行われるとき、再び公職の候補者の届出又は推薦届出をする場合には、第一項の規定による納付をすることを要しない。

第十章 當選人

(當選人)

第九十五條 各選挙において、有効投票の最多數を得た者をもつて當選人とする。但し、左の各號の區分による得票がなければならぬ。

- 一 衆議院議員の選挙 當該選挙區内の議員の定數をもつて有効投票の總數を除して得た數の四分の一以上の得票
- 二 參議院(全國選出)議員の選挙 通常選挙における議員の定數をもつて有効投票の總數を除して得た數の八分の一以上の得票
- 三 參議院(地方選出)議員の選挙 通常選挙における當該選挙區内の議員の定數をもつて有効投票の總數を除して得た數の六分の一以上の得票 但し、選挙すべき議員の數が通常選挙における當該選挙區内の議員の定數を超える場合においては、その選挙すべき議員の數をもつて有効投票の總數を

- 四 地方公共團體の議會の議員の選舉
- 五 地方公共團體の長の選舉
- 六 教育委員會の委員の選舉

除して得た数の六分の一以上の得票
 當該選舉區内の議員の定數（選舉區がないときは議員の定數）をもつて有効投票の總數を除して得た数の四分の一以上の得票
 有効投票の總數の八分の三以上の得票
 定例選舉における委員の定數をもつて有効投票の總數を除して得た数の四分の一以上の得票 但し、選舉すべき委員の數が定例選舉における委員の定數を超える場合においては、その選舉すべき委員の數をもつて有効投票の總數を除して得た数の四分の一以上の得票

- 2 當選人を定めるに當り得票數が同じであるときは、選舉會において、選舉長がくじで定める。
 （當選人の更正決定）

第九十六條 第二百二條（選舉の効力に關する異議の申立及び訴願）第一項若しくは第三項、第二百三條（選舉の効力に關する訴訟）第一項、第二百四條（選舉の効力に關する訴訟）、第二百六條（當選の効力に關する異議の申立及び訴願）、第二百七條（當選の効力に關する訴訟）第一項又は第二八條（當選の効力に關する訴訟）第一項の規定による異議の申立、訴願又は訴訟の結果、再選舉を行わないで當選人を定めることができる場合においては、直ちに選舉會を開き、當選人を定めなければならない。

（當選人の繰上補充）

第九十七條 當選人が死亡するとき又は第九十九條（被選舉權の喪失の場合）、第一百三條（兼職禁止の職を辭さない場合）若しくは第一百四條（長の當選人が請負等をやめない場合）の規定により當選を失つたときは、直ちに選舉會を開き、第九十五條第一項但書（法定得票數）の規定による得票者又は第一百八條第二項（長の決選投票における同點者の場合）の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつたものの中から當選人を定めなければならない。

- 2 衆議院議員、參議院議員及び地方公共團體の議會の議員の選舉について、第九九條（再選舉）第五號若しくは第六號の事由がその選舉の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で當選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選舉の期日から三箇月經過後に生じた場合において第九十五條第二項（同點者の場

合）の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選舉會を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。

- 3 地方公共團體の長の選舉について、第九九條第五號又は第六號の事由が生じた場合において、第九十五條第二項又は第一百八條第二項の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選舉會を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。

- 4 教育委員會の委員の選舉について、第九九條第五號又は第六號の事由が生じた場合において、第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選舉會を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。

- 5 前項の規定により當選人を定めることができなるときは、直ちに選舉會を開き、第九十五條第一項但書の規定による得票者で當選人とならなかつた者の中から當選人を定めなければならない。

（被選舉權の喪失と當選人の決定）

第九十八條 前二條の場合において、第九十五條第一項但書（法定得票數）の規定による得票者又は第九十五條第二項（同點者の場合）若しくは第一百八條第二項（長の決選投票における同點者の場合）の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつたものがその選舉の期日後において被選舉權を有しなくなつたときは、これを當選人と定めることができない。

（被選舉權の喪失に因る當選人の失格）

第九十九條 當選人は、その選舉の期日後において被選舉權を有しなくなつたときは、當選を失う。

（無投票當選）

第一百條 衆議院議員、參議院議員、地方公共團體の議會の議員若しくは教育委員會の委員の選舉において第八十六條（公職の候補者の立候補の届出等）第一項から第三項までの規定による届出のあつた候補者がその選舉における議員若しくは委員の定數を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は地方公共團體の長の選舉において同條第一項、第二項、第四項若しくは第六項の規定による届出のあつた候補者が一人であるとき若しくは一人となつたときは、投票は、行わない。

- 2 前項及び第二百二十七條（同時選舉の場合の無投票當選）の規定により投票を行わないこととなつたときは、選舉長は、直ちにその旨を當該選舉の各投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、且つ當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會

に報告しなければならない。

- 3 投票管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 4 第一項及び第二百二十七條の場合においては、選挙長は、その選挙の期日から五日以内に選挙会を開き、当該公職の候補者をもつて当選人と定めなければならない。
- 5 前項の場合において、当該公職の候補者の被選挙権の有無は、選挙立會人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。

三〇

(当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第一百一條 当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における各公職の候補者の得票総数その他選挙の次第を、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、直ちに当選人に當選の旨を告知し、且つ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。市町村の議会の議員及び長並びにその教育委員會の委員の選挙にあつては、併せて都道府縣の選挙管理委員會にも報告しなければならない。

(當選の効力の發生)

第二百二條 當選人の當選の効力は、前條第三項の規定による當選人の告示があつた日から、生ずるものとする。

(兼職禁止の職を辭さない場合の當選人の失格)

第二百三條 當選人で、法律の定めるところにより当該選挙にかかる議員、長又は委員と兼ねることができない職に在る者は、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會に對し、第一一條第二項(當選人決定の告知)の規定により當選の告知を受けた日から五日以内にその職を辭した旨の届出をしないときは、その當選を失う。

2 前項の場合において、同項に規定する公務員がその退職の申出をしたときは、当該公務員の退職に關する法令の規定にかかわらず、その申出の日に当該公務員たることを辭したものとみなす。

(請負等をやめない場合の長の當選人の失格)

第二百四條 地方公共團體の長の選挙における當選人で、当該地方公共團體に對し、地方自治法第四百十二條(長が請負人等とすることの禁止)に規定する關係を有する者は、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會に對し、第一一條第二項

(當選人決定の告知)の規定による當選の告知を受けた日から五日以内に同法同條に規定する關係を有しなくなつた旨の届出をしないときは、その當選を失う。

(當選證書の附與及び告示)

第二百五條 前二條に規定する場合を除く外、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、第二百二條(當選の効力の發生)の規定により當選人の當選の効力が生じたときは、直ちに当該當選人に當選證書を附與しなければならない。

2 前二條の規定により當選を失わなかつた當選人については、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、前二條に規定する届出があつたときは、直ちに当該當選人に當選證書を附與しなければならない。

3 前二項の規定により當選證書を附與したときは、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、その旨並びに當選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(當選人がない場合等の報告及び告示)

第二百六條 當選人がないとき又は當選人がその選挙における議員若しくは委員の定數に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(選挙及び當選の無効の場合の告示)

第二百七條 第十五章(争訟)の規定による争訟の結果選挙若しくは當選が無効となつたとき又は當選人が第二百五十一條第一項前段(當選人の選挙犯罪の場合)の規定により當選が無効となつたときは、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(當選等に關する報告)

第二百八條 前三條の場合においては、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、左の区分により、直ちにその旨を報告しなければならない。

- 一 衆議院議員及び參議院(地方選出)議員の選挙にあつては都道府縣知事を経て全國選挙管理委員會に
- 二 都道府縣知事の選挙にあつては内閣總理大臣に

- 三 都道府県の議会の議員の選挙にあつては都道府県知事に
- 四 市町村長の選挙にあつては都道府県知事及び都道府県の選挙管理委員会に
- 五 市町村の議会の議員の選挙にあつては都道府県知事、都道府県の選挙管理委員会及び市町村長に
- 六 都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては都道府県の教育委員会に
- 七 市町村の教育委員会の委員の選挙にあつては都道府県及び市町村の教育委員会並びに都道府県の選挙管理委員会に
- 2 全国選挙管理委員会は、前項の規定により衆議院議員又は参議院(地方選出)議員の選挙につき第五十五条(当選證書の附與及び告示)の規定により当選證書を附與した旨の報告を受けたとき及び参議院(全国選出)議員の選挙の当選人に当選證書を附與したときは、直ちにその旨並びに当選人の住所及び氏名をそれぞれ衆議院議長又は参議院議長に報告しなければならない。

第十一章 特別選挙

(衆議院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の長及び教育委員会の委員の再選挙)

- 第九十九条 衆議院議員、参議院(地方選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)、地方公共団体の長又は教育委員会の委員(在任期間を同じくするものをいう。))の選挙について左の各号に掲げる事由の1が生じた場合においては、第九十六条(当選人の更正決定)、第九十七条(当選人の繰上補充)及び第九十八条(被選挙権の喪失と当選人の決定)の規定により当選人を定めるときができるものを除く外、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、再選挙を行わせなければならない。但し、同一人に關し、左に掲げるその他の事由により又は第一百三十三条(補欠選挙)若しくは第一百四十四条(長の当選人が請負りでない)。
- 一 当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員若しくは委員の定数に達しないとき。
- 二 当選人が死亡者であるとき。
- 三 当選人が第九十九条(被選挙権の喪失の場合)、第一百三十三条(兼職禁止の職を辭さない場合)又は第一百四十四条(長の当選人が請負等をやめない場合)の規定により当選を失つたとき。

四 第二百二条(選挙の効力に關する異議の申立及び訴願)、第二百三条(選挙の効力に關する訴訟)、第二百四条(選挙の効力に關する訴訟)、第二百六条(当選の効力に關する異議の申立及び訴願)、第二百七条(当選の効力に關する訴訟)又は第二百八条(当選の効力に關する訴訟)の規定による異議の申立、訴願又は訴訟の結果當選人がなくなり又は當選人がその選挙における議員若しくは委員の定数に達しなくなつたとき。

五 第二百十條(選挙運動の法定支出額超過の場合)、第二百十一條(選挙運動總括主宰者の選挙犯罪の場合)又は第二百十二條(出納責任者の報告義務違反の場合)の規定による訴訟の結果、當選人の當選が無効となつたとき。

六 第二百五十一條第一項前段(當選人の選挙犯罪の場合)の規定により當選人の當選が無効となつたとき。

(参議院全国選出議員及び地方公共団体の議会の議員の再選挙)

第九十條 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。))又は地方公共団体の議会の議員の選挙について、前條各号に掲げる事由の1が生じた場合において、第九十六条(當選人の更正決定)、第九十七条(當選人の繰上補充)及び第九十八条(被選挙権の喪失と當選人の決定)の規定により當選人を定めるときを除く外、当該選挙の當選人の不足数が左の各号に該當するに至つたときは、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、前條の例により、再選挙を行わせなければならない。

- 一 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。))の場合には、第一百三十三条第一項(補欠選挙)にいうその議員の欠員の數と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。
- 二 都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において第一百三十三条第一項にいうその議員の欠員の數と通じて二人以上に達したとき。但し、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。
- 三 市町村の議会の議員の場合には、第一百三十三条第一項にいうその議員の欠員の數と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき。
- 2 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。))又は地方公共団体の議会の議員の選挙におけるその當選人の不足数が前項各号に該當しなくても、左の各号の区分による選挙が行われるときは、同項の規定にかかわらず、その選挙と同時に再選挙を行う。但し、前項に規定する事由が左の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に生じたものであるときは、この限りでない。

三四

- 一 参議院（全國選出）議員の場合には、在任期間を異にする全國選出議員の選挙が行われるとき。
- 二 地方公共團體の議会の議員の場合には、當該選挙區（選挙區がないときはその區域）において地方公共團體の他の選挙が行われるとき。
- 三 前項の再選挙の期日は、同項各號の区分により行われる選挙の期日による。
（議員、長又は委員の欠けた場合等の通知）
第百十一條 衆議院議員、参議院（地方選出）議員若しくは地方公共團體の議会の議員に欠員を生じた場合、地方公共團體の長が欠け若しくはその退職の申立があつた場合又は教育委員會の委員に欠員を生じた場合においては、左の区分により、その旨を通知しなければならない。
一 衆議院議員及び参議院（地方選出）議員については、國會法第百十條（議員の欠員の場合の議長の通知）の規定によりその欠員を生じた旨の通知を受けた日から五日以内に、全國選挙管理委員會から都道府縣知事を経て都道府縣の選挙管理委員會に
二 地方公共團體の議会の議員については、その欠員を生じた日から五日以内に、その地方公共團體の議会の議長から當該都道府縣又は市町村の選挙管理委員會に
三 地方公共團體の長については、その欠けた場合には欠けた日から五日以内にその職務を代理する者から、その退職の申立があつた場合には申立の日から五日以内に地方公共團體の議会の議長から、當該都道府縣又は市町村の選挙管理委員會に
四 教育委員會の委員については、その欠員を生じた日から五日以内に、その教育委員會の委員長から當該都道府縣又は市町村の選挙管理委員會に
二 前項の通知を受けた選挙管理委員會は、第百十二條（議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充）の規定の適用がある
と認めるときは、議員が欠員となつた旨、長が欠け若しくはその退職の申立があつた旨又は委員が欠員となつた旨を、直ちに當該選挙長に通知しなければならない。
三 國會法第百十條の規定により参議院（全國選出）議員に欠員を生じた旨の通知を受けた全國選挙管理委員會は、第百十二條の規定の適用があると認めるときは、議員が欠員となつた旨を直ちに當該選挙長に通知しなければならない。

（議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充）

- 第百十二條 衆議院議員、参議院議員又は地方公共團體の議会の議員の欠員が、當該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書（法定得票数）の規定による得票者で當選人とならなかつた者があるとき又は當該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同點者の場合）の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつたものがあるときは、選挙會を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。
- 二 地方公共團體の長が欠け又はその退職の申立があつた場合において、第九十五條第二項又は第百十八條第二項（長の決選投票における同點者の場合）の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつたものがあるときは、選挙會を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。
- 三 教育委員會の委員の欠員が生じた場合において、第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつたものがあるときは、選挙會を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。
- 四 前項の規定により當選人を定めることができないときは、選挙會を開き、第九十五條第一項但書の規定により得票者の中から當選人を定めなければならない。
- 五 第九十八條（被選挙権の喪失と當選人の決定）の規定は、前四項の場合に、準用する。
- 六 選挙長は、前條第二項又は第三項の通知を受けた日から二十日以内に、選挙會を開き、當選人を定めなければならない。
（補欠選挙）
第百十三條 衆議院議員、参議院（地方選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共團體の議会の議員の欠員につき、第百十一條（議員の欠員の場合の通知）第一項第一號若しくは第二號の規定による通知又は参議院（全國選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）の欠員につき、國會法第百十條（議員の欠員の場合の議長の通知）の規定による通知を受けた場合において、前條第一項、第五項及び第六項の規定により、當選を定めることができるときを除く外、その議員の欠員の数が左の各號に該當するに至つたときは、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、選挙の期日をもってこれを告示し、補欠選挙を行わせなければならない。但し、同一人に關し、第百九條（再選挙）又は第百十條（再選挙）の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。
一 衆議院議員の場合には同一選挙區において二人以上に達したとき。

三六

- 二 参議院（全國選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）の場合には、第一百十條第一項にいうその當選人の不足數を通じて通常選挙における議員の定數の四分の一を超えるに至つたとき。
- 三 参議院（地方選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）の場合には、通常選挙における當該選挙區の議員の定數の四分の一を超えるに至つたとき。
- 四 都道府縣の議會の議員の場合には、同一選挙區において第一百十條第一項にいうその當選人の不足數と通じて二人以上に達したとき。但し、議員の定數が一人である選挙區においては一人に達したとき。
- 五 市町村の議會の議員の場合には、第一百十條第一項にいうその當選人の不足數と通じて當該選挙區における議員の定數（選挙區がないときは議員の定數）の六分の一を超えるに至つたとき。
- 2 衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共團體の議會の議員の欠員の數が前項各號に該當しなくても、左の各號の區分による選挙が行われるときは、同項の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行う。但し、左の各號の區分による選挙の期日の告示があつた後に當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會が第一百十一條第一項第一號若しくは第二號の規定による通知又は國會議法第一百十條の規定による通知（参議院全國選出議員の場合に限る。）を受けたときは、この限りでない。
 - 一 衆議院議員の場合には、當該選挙區において衆議院議員の再選挙が行われるとき。
 - 二 参議院（全國選出）議員の場合には、在任期間を異にする全國選出議員の選挙が行われるとき。
 - 三 参議院（地方選出）議員の場合には、當該選挙區において在任期間を同じくする地方選出議員の再選挙又は再選挙を異にする地方選出議員の選挙が行われるとき。
 - 四 地方公共團體の議會の議員の場合には、當該選挙區（選挙區がないときはその區域）において地方公共團體の他の選挙が行われるとき。
- 3 前項の補欠選挙の期日は、同項各號の區分により行われる選挙の期日による。
- 4 教育委員會の委員の欠員につき、第一百一十條第一項第四號の規定による通知を受けた場合において、前條第三項から第六項までの規定により當選人を定めることができるときを除く外、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、選挙の期日を定めてこれを告示し、補欠選挙を行わせなければならない。但し、同一人に關し、第一百九條の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

日を告示したときは、この限りでない。

（長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合の選挙）

第一百十四條 地方公共團體の長が欠けるに至り又はその退職の申立があつたことにつき、第一百一十條（長が欠けた場合等の通知）第一項第三號の規定による通知を受けた場合において、第一百十二條（長が欠けた場合等の繰上補充）第二項、第五項及び第六項の規定により當選人を定めることができるときを除く外、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、選挙の期日を定めてこれを告示し、選挙を行わせなければならない。但し、同一人に關し、第一百九條（再選挙）の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

（合併選挙及び在任期間を異にする議員又は委員の選挙の場合の當選人）

第一百十五條 左の各號に掲げる選挙を各號の區分ごとに同時に行う場合においては、一の選挙（参議院議員の場合には全國選出議員又は地方選出議員の選挙ごと）をもつて合併して行う。

- 一 衆議院議員の場合には、その再選挙又は補欠選挙
- 二 参議院議員の場合には、その通常選挙、再選挙又は補欠選挙
- 三 地方公共團體の議會の議員の場合には、同一の地方公共團體の議會の議員の場合には同一の地方公共團體についての再選挙又は補欠選挙

- 2 在任期間を異にする参議院議員について、選挙を合併して行つた場合においては、第九十五條第一項但書（法定得票數）の規定により得票者の中で得票の最も多い者から、順次に在任期間の長い議員の當選人を定めなければならない。
- 3 在任期間を異にする参議院議員について選挙を合併して行つた場合において、第一百條第一項（無投票當選）の規定の適用があるときは、くじにより、いずれの候補者をもつて在任期間の長い議員の選挙の當選人とするかを定めなければならない。
- 4 第一百條第五項（無投票當選の場合の被選挙權の有無の決定）の規定は、前項の場合に、準用する。
- 5 在任期間を異にする参議院議員について選挙を合併して行つた場合において、在任期間の長い議員の當選人又はその議員について、第九十七條（當選人の繰上補充）又は第一百十二條（議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充）に規定する事由が生じたため、これらの規定により繰上補充を行う場合においては、その選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその當選人があるときは、その中から當選人を定めるものとする。

- 6 教育委員会の委員（在任期間を同じくするものをいう。）の再選挙又は補欠選挙は、左の各號の区分（同一の都道府縣又は市町村の教育委員会ごと）による選挙が行われるときは、その選挙と同時に進行。
- 一 在任期間を同じくする他の委員の再選挙又は補欠選挙が行われるとき。
 - 二 在任期間を異にする委員の選挙が行われるとき。
- 7 第二百六十條第三項（次點者からの繰上補充者）の補充委員の任期終了に因る欠員については、第一百一條（委員の欠員の場合の通知）第一項第四號、第一百二十二條第三項から第六項まで及び第一百三十三條第四項（補欠選挙）の規定にかかわらず、直近に行われる當該都道府縣又は市町村の教育委員会の委員の定例選挙と同時にその補欠選挙を行わなければならない。
- 8 前二項の場合においては、一の選挙をもつて合併して行う。
- 9 第二項から第五項までの規定は、在任期間を異にする教育委員会の委員につき前項の規定により選挙を合併して行つた場合の當選人の決定について、準用する。
- （議員又は當選人がすべてない場合の地方公共團體の一般選挙）
- 第一百十六條 地方公共團體の議會の議員又はその選挙における當選人について、第一百十條第一項（再選挙）又は第一百三十三條第一項（補欠選挙）に規定する事由が生じた場合において、議員又は當選人がすべてないとき又はすべてなくなつたときは、これらの規定にかかわらず、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、選挙の期日を定めてこれを告示し、一般選挙を行わなければならない。
- （地方公共團體の長の決選投票）
- 第一百七條 地方公共團體の長の選挙において第九十五條第一項但書（法定得票数）の規定による得票者がなくときは、第九十九條第一項（再選挙の期日の告示）及び第一百十九條第三項（同時選挙の場合の期日の告示）の規定にかかわらず、第一百十六條第二項（當選人がない場合の告示）の規定による告示の日から十五日以内に、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、更に選挙を行わなければならない。この場合においては、第八十六條（長の候補者の立候補の届出）第一項、第二項、第四項及び第六項、第九十二條（供託）第四號及び第六號並びに第九十四條第一項（公營に要する経費の分擔金の納付）の規定にかかわらず、その選挙において有効投票の最多数を得た者二人をもつてその候補者とする。
- 2 前項及び第二百二十八條（決選投票の同時選挙）の場合においては、當該選挙管理委員會は、選挙の期日前五日までに、選

挙の期日を告示しなければならない。

- 3 第一項の選挙において、前項の規定により告示のあつた期日から選挙の期日の前日までに當該候補者が死亡し又は候補者たることを辭したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第一項の規定にかかわらず、前項の規定により告示した期日後五日に當る日に延期するものとする。
- 4 第一項の場合においては、當該選挙管理委員會は、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 5 第一項の選挙において、第二項の規定による告示のあつた日前當該候補者が死亡し若しくは候補者たることを辭したため候補者が一人となつた場合又は第三項及び第二百二十八條第三項の場合においては、その一人の候補者及び第一項又は前項の規定により候補者とならなかつた者で有効投票の最多数を得たもの一人をもつて候補者とする。得票数が同じであるため得票数によつてはその候補者を定めることができないときは、當該選挙管理委員會がくじで定める。

（地方公共團體の長の決選投票の場合の當選人及び無投票當選）

- 第一百十八條 前條第一項の選挙においては、第九十五條第一項但書（法定得票数）の規定にかかわらず、有効投票の過半数を得た者をもつて當選人とする。
- 2 前條第一項の選挙における候補者の得票数が同じであるときは、選挙會において、選挙長がくじで當選人を定める。
 - 3 前條第一項の選挙について、同條第二項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辭したため候補者が一人となつた場合又は同條第三項に規定する事由が生じた場合において、同條第五項の規定によりあらたに候補者となる者がなく又は同條第五項の規定による候補者の一人が死亡し若しくは候補者たることを辭したため候補者が一人となつたときは、投票は行わない。
 - 4 第一百條（無投票當選）第二項から第五項までの規定は、前項及び第二百二十七條（同時選挙の場合の無投票當選）の場合に準用する。
 - 5 前條第一項の選挙における第三十八條（投票立會人）第二項又は第六十二條（開票立會人）第十項若しくはこれを準用する第七十六條（選挙立會人）の規定の適用については、これらの規定中三人とあるのは二人とする。

第十二章 選挙を同時に行うための特例

四〇

(同時に行う選挙の範囲)

第百十九條 都道府縣の議会の議員の選挙、都道府縣知事の選挙及び都道府縣の教育委員会の委員の選挙又は市町村の議会の議員の選挙、市町村長の選挙及び市町村の教育委員会の委員の選挙は、それぞれ同時に行うことができる。

2 都道府縣の選挙管理委員会は、第百二十條第一項(市町村の選挙を行う場合の届出)の規定による届出又は第百八條(當選人がない場合、選挙及び當選の無効等の場合の報告)第一項第四號、第五號若しくは第七號の規定による報告に基き、當該市町村の選挙(市町村の議会の議員及び長並びに市町村の教育委員会の委員の選挙をいう。本章中以下同じ。)を都道府縣の選挙(都道府縣の議会の議員及び長並びに都道府縣の教育委員会の委員の選挙をいう。本章中以下同じ。)と同時に行わせることができる。

3 前項の規定による選挙の期日は、都道府縣の選挙管理委員会において、少くとも三十日前に告示しなければならない。(選挙を同時に行うかどうかの決定手續)

第百二十條 市町村の選挙管理委員会は、市町村の議会の議員若しくは長又は市町村の教育委員会の委員の選挙を行う場合に於ては、任期満了に因る選挙(第百十五條第七項(補充委員の場合)に規定する任期終了に因る選挙を含む。)については任期満了の前六十日までに、任期満了以外の事由に因る選挙については第百八條(當選人がない場合、選挙及び當選の無効等の場合の報告)第一項第四號、第五號又は第七號の規定により報告する場合を除く外選挙を行うべき事由を生じた日から三日以内に、その旨を都道府縣の選挙管理委員会に届け出なければならない。市町村の議会の議員の選挙の當選人につき第百十條第一項(再選挙)に規定する事由を生じた場合又は市町村の議会の議員に欠員を生じた場合において、第九十六條(當選人の更正決定)、第九十七條(當選人の繰上補充)、第九十八條(被選挙権の喪失と當選人の決定)又は第百十二條(議員の欠員の場合の繰上補充)第一項及び第五項の規定により不足の當選人又は欠員を補充することができないときも、また同様とする。

2 都道府縣の選挙管理委員会は、前項の規定による届出又は第百八條第一項第四號、第五號若しくは第七號の規定による報告のあつた日から三日以内に、當該市町村の選挙を都道府縣の選挙と同時に行うかどうかを、當該市町村の選挙管理委員会

に通知しなければならない。

(選挙の同時施行決定までの市町村の選挙の施行停止)

第百二十一條 市町村の選挙は、前條第二項の規定による通知があるまでの間は、行うことができない。但し、同條第二項の期間内に通知がないときは、この限りでない。

(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)

第百二十二條 都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、第二十七條第三項(補充選挙人名簿の調製、縦覧)等の期日及び期間等は、同條同項の規定にかかわらず、都道府縣の選挙管理委員会が定め、予め告示しなければならない。

(投票、開票及び選挙會に関する規定の適用)

第百二十三條 第百十九條(選挙の同時施行)第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第三十六條(一人一票)に規定するものを除く外、投票及び開票に関する規定は、各選挙に通じて適用する。第百十九條第一項の規定により同時に選挙を行う場合において、選挙會の区域が同一であるときは、選挙會に関する規定についても、また同様とする。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(繰上投票)

第百二十四條 都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、第五十六條(繰上投票)の規定による投票の期日は、同條の規定にかかわらず、都道府縣の選挙管理委員会が定める。

(繰延投票)

第百二十五條 都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合において、第五十七條第一項(繰延投票)に規定する事由を生じたときは、都道府縣の選挙管理委員会は、同條同項の例により更に投票を行わせなければならない。

2 前項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、都道府縣の選挙の選挙長を経て都道府縣の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

(長の候補者が一人となつた場合の選挙期日の延期)

第二百二十六條 都道府縣の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において市町村長の選挙について第八十六條第五項（長の候補者が一人となつた場合）に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府縣の選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 都道府縣知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、都道府縣知事の選挙について第八十六條第五項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第八十六條第五項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府縣の選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に、選挙を同時に行わせなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前に告示しなければならない。

3 第一百十九條（選挙の同時施行）第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合において、地方公共團體の長の選挙について第八十六條第五項に規定する事由が生じた場合に關し必要な事項は、前項の規定に該當する場合を除く外、政令で定める。

（無投票當選）

第一百二十七條 第一百十九條（選挙の同時施行）第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合において、第一百條第一項（無投票當選）の場合を生じたときは、當該選挙にかかる投票は、行わない。

（長の決選投票）

第一百二十八條 都道府縣知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行つた場合において、その選挙がともに第一百十七條第一項（決選投票）の場合に該當するときは、都道府縣知事の選挙に關する第六十六條第二項（當選人がない場合の告示）の規定による告示の日から十五日以内において都道府縣の選挙管理委員会の定める期日に、その選挙を同時に行わなければならない。

2 都道府縣知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、市町村長の選挙について第一百十七條第三項（長の候補者が一人となつた場合）に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府縣の選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 都道府縣知事の選挙について第一百十七條第三項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第一百十七條第三項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府縣の選挙管理委員会は、選挙の期

日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に、選挙を同時に行わせなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前に告示しなければならない。

4 都道府縣知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、そのいずれかの選挙について第一百十七條第三項に規定する事由が生じた場合に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三章 選挙運動

（選挙運動の期間）

第一百二十九條 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第八十六條（公職の候補者の立候補の届出）第一項から第四項まで若しくは第六項の規定による公職の候補者の届出のあつた日又は第一百十七條第二項（長の決選投票の場合）の規定による告示の日から當該選挙の期日の前日まででなければならない。することができない。

（選挙事務所の設置及び届出）

第一百三十條 公職の候補者又はその推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）でなければ、當該選挙につき、選挙事務所を設置することができない。

2 前項の者が選挙事務所を設置したときは、直ちにその旨を、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならない。選挙事務所に異動があつたときも、また同様とする。

（選挙事務所の数）

第一百三十一條 衆議院議員、参議院（地方選出）議員又は都道府縣知事の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、二箇所まで設置することができる。但し、政令の定めるところにより、交通困難等の情況のある区域においては、五箇所まで設置することができる。

2 参議院（全國選出）議員の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置することができる。但し、一の都道府縣においては、その都道府縣において設置することができる参議院（地方選出）議員の選挙における選挙事務所の数を超えることができない。

3 地方公共團體の議會の議員、市町村長又は教育委員会の委員の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、

一箇所とする。但し、都道府縣の教育委員会の委員の選挙については、政令の定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、五箇所まで設置することができる。

(選挙当日の選挙事務所の制限)

第三百三十二條 選挙事務所は、第二百二十九條(選挙運動の期間)の規定にかかわらず、選挙の当日においても、当該投票所を設けた場所の入口から三町以外の区域に限り、設置することができる。

(休憩所等の禁止)

第三百三十三條 休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることができない。

(選挙事務所の閉鎖命令)

第三百三十四條 第三百三十條第一項(選挙事務所の設置者)又は第三百三十二條(選挙当日の選挙事務所の制限)の規定に違反して選挙事務所の設置があると認めるときは、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに選挙事務所の閉鎖を命じなければならない。

2 第三百三十一條(選挙事務所の敷)の規定による定数を超えて選挙事務所の設置があると認めるときは、その超過した数の選挙事務所に對しても、また前項と同様とする。

(選挙事務所關係者の選挙運動の禁止)

第三百三十五條 第八十八條(立候補制限を受ける選挙事務關係者)に掲げる者は、在職中、その關係区域内において、選挙運動をすることができない。

(特定公務員の選挙運動の禁止)

第三百三十六條 左の各號に掲げる者は、在職中、選挙運動をすることができない。

- 一 選挙管理委員会の委員及び職員
- 二 裁判官
- 三 檢察官
- 四 會計検査官
- 五 公安委員会の委員

四四

六 警察官及び警察吏員

七 收税官吏及び徴税の吏員

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第三百三十七條 教育者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六號)に規定する学校の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び學生に對する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(戸別訪問)

第三百三十八條 何人も、選挙に關し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない。

但し、公職の候補者が親族、平素親交の間柄にある知己その他密接な間柄にある者を訪問することは、この限りでない。

2 いかなる方法をもつてするを問わず、選挙運動のため、戸別に、演説會の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行爲又は特定の候補者の氏名若しくは政黨その他の政治團體の名稱を言いあるく行爲は、前項に規定する禁止行爲に該當するものとみなす。

(飲食物の提供の禁止)

第三百三十九條 何人も、選挙運動に關し、いかなる名義をもつてするを問わず、飲食物を提供することができない。但し、湯茶については、この限りでない。

(氣勢を張る行爲の禁止)

第四百十條 何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往來する等によつて氣勢を張る行爲をすることができない。

(自動車、擴聲機及び船舶の使用)

第四百十一條 衆議院議員、參議院議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員会の委員の選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十號)第二條第五項に規定する諸車をいう。以下同じ)、擴聲機及び船舶は、公職の候補者一人について、左の各號の区分による制限を超えて使用することができない。

- 一 衆議院議員、參議院(地方選出)議員、都道府縣知事又は都道府縣の教育委員会の委員の選挙
- 自動車一台、擴聲機二揃及び船舶一隻

四五

- 二 参議院(全国選出)議員の選挙 自動車三台、擴聲機三揃及び船舶二隻
- 2 前項の自動車、擴聲機又は船舶を使用しようとする場合には、公職の候補者は、予め當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會の發行する證明書の交付を受けなければならない。
- 3 第一項の自動車、擴聲機又は船舶を使用する者は、前項の證明書を常時携帯するとともに、その使用する自動車、擴聲機又は船舶には、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會の定めるところの表示をしなければならない。
- 4 前項の證明書は、當該公務員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(文書圖畫の頒布)

第四百二十二條 選挙運動のために使用する文書圖畫は、左の各號に規定する通常葉書の外は、頒布することができない。

- 一 衆議院議員、参議院(地方選出)議員又は都道府縣知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について三萬枚 但し、第四百十七條第一項(決選投票の場合)の都道府縣知事の選挙にあつては、五萬枚
- 二 参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について一萬枚
- 三 都道府縣の教育委員會の委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について一萬枚
- 2 前項の通常葉書は、無料とし、郵政省において選挙用である旨の表示をしたものでなければならぬ。
- 3 選挙運動のために使用する回覽板その他の文書圖畫又は看板(ブラカードを含む。以下同じ)の類を多數の者に回覽させることは、第一項の頒布とみなす。但し、第四百十三條(文書圖畫の揭示)第一項第二號から第四號までに規定するものを回覽させることは、この限りでない。

(文書圖畫の揭示)

第四百十三條 選挙運動のために使用する文書圖畫は、左の各號の一に該當するものの外は、揭示することができない。

- 一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 二 第四百十一條第一項(自動車、擴聲機及び船舶の使用)の規定により主として當該公職の候補者の選挙運動のために使用される自動車、擴聲機又は船舶に使用するポスター、立札及びちようちん
- 三 主として選挙運動のために使用されるものに使用するポスター、立札及びちようちん
- 四 演說會場(第四百五十二條(公營の立會演說會)を行ふべき選挙)に規定する公營の立會演說會における演說會場を除く。)に

おいてその演說會の開催中及び街頭演說の場所においてその演說中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

- 五 前各號に掲げるものを除く外、選挙運動のために使用するポスター
- 2 前項第一號の規定により選挙事務所を表示するための文書圖畫は、第二百二十九條(選挙運動の期間)の規定にかかわらず、選挙の當日においても、揭示することができる。

(ポスターの數)

第四百十四條 前條第一項第五號のポスターは、左の各號の区分による數を超えることができない。

- 一 衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について三千枚 但し、参議院(地方選出)議員の選挙にあつては、當該都道府縣の区域内の衆議院議員の選挙區の數が一を超える場合には、その一を増すごとにこれに一千枚を加えた數
- 二 参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について二萬枚 但し、一の都道府縣においては、その都道府縣において使用することができる参議院(地方選出)議員の選挙におけるポスターの數を超えることができない。
- 三 都道府縣の議會の議員、市の議會の議員、市長及び市の教育委員會の委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について五百枚 但し、地方自治法第五十五條第二項(區を設ける指定市)の市の市長の選挙にあつては、公職の候補者一人について二千枚

四 町村の議會の議員及び長並びに町村の教育委員會の委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について百枚

- 2 前項のポスターには、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會の檢印を受けなければならない。但し、参議院(全国選出)議員の候補者については、本人の申請により、全国選挙管理委員會が承認した場合は、都道府縣の選挙管理委員會の檢印を受けることができる。

3 第一項のポスターは、タブロイド型(長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル)を超えてはならない。

(ポスターの揭示箇所)

第四百十五條 何人も、國、地方公共團體、日本國有鐵道又は日本專賣公社が所有し若しくは管理するものには、第四百十三條(文書圖畫の揭示)第一項第五號のポスターを掲示することができない。

2 何人も、第四百十三條第一項第五號のポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その所有者又は管理者の承諾

を得なければならぬ。

(文書圖書の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)

第百四十六條 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演藝等の廣告その他いかなる名義をもつてするを問わず、第百四十二條「文書圖書の頒布」又は第百四十三條「文書圖書の掲示」の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名、政黨その他の政治團體の名稱又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反對する者の名を表示する文書圖書を頒布し又は掲示することができぬ。

四八

2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、公職の候補者の氏名、政黨その他の政治團體の名稱又は公職の候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは公職の候補者同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を當該公職の候補者の選挙區(選挙區がないときはその區域)内に頒布し又は掲止する行為は、第百四十二條又は第百四十三條の禁止を免れる行為とみなす。

(文書圖書の撤去)

第百四十七條 都道府縣及び市町村の選挙管理委員會は、選挙運動のために使用する文書圖書で第百四十三條「文書圖書の掲示」、第百四十四條「ポスターの數」若しくは第百四十五條「ポスターの掲示箇所」の規定に違反して掲示したものがあるとき又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書圖書で前條の規定に該當するものがあると認めるときは、撤去させることができる。

2 第百四十三條第一項第五號のポスターで選挙運動の期間中適法に掲示したものについては、第百二十九條「選挙運動の期間」の規定にかかわらず、選挙の當日においても、掲示しておくことができる。但し、投票所を設けた場所の入口から約一町以内の區域に掲示したものは、都道府縣又は市町村の選挙管理委員會において、選挙の當日撤去しなければならぬ。

(新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由)

第百四十八條 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定は、新聞紙又は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事實を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならぬ。

2 新聞紙又は雑誌の販賣を業とする者は、前項に規定する新聞紙又は雑誌を、通常の方法で頒布し又は選挙管理委員會において指定する場所に掲示することができる。

(新聞廣告)

第百四十九條 公職の候補者は、全国選挙管理委員會が定める同一寸法で、いずれかの一新聞に、選挙運動の期間中、一回(参議院全国選出議員の選挙にあつては二回)を限り、選挙に關して廣告をすることができる。

2 前項の廣告を掲載した新聞紙は、第百四十二條「文書圖書の頒布」の規定にかかわらず、新聞販賣を業とする者が、通常の方法で頒布することができる。

3 衆議院議員、参議院議員及び都道府縣知事の選挙においては、無料で第一項の規定による新聞廣告をすることができる。

(政見放送)

第百五十條 衆議院議員、参議院議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選挙においては、當該公職の候補者は、選挙運動の期間中日本放送協會の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。

2 前項の放送に關しては、それぞれの選挙ごとに當該選挙區(選挙區がないときはその區域)のすべての公職の候補者に対して、同一放送設備を使用し、同一時間數を與える等同等の利便を提供しなければならない。

3 前二項の放送の回数、日時その他放送に關し必要な事項は、全国選挙管理委員會が日本放送協會と協議の上、定める。この場合において、参議院(全国選出)議員の選挙における公職の候補者の放送に關しては、その利便の提供について、特別の考慮が加えられなければならない。

(経歴放送)

第百五十一條 衆議院議員、参議院議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選挙においては、日本放送協會は、その定めるところにより、公職の候補者の氏名、年齢、黨派別、主要な経歴等を關係區域の選挙人に周知させるため、放送をするものとする。

2 前項の放送の回数、選挙の期日前二十日から選挙の期日の前日までの間において、公職の候補者一人について概ね十回とする。

(公營の立會演說會を行うべき選挙)

五〇

第五十二條 衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府縣知事の選挙（第一百七十七條第一項「決選投票の場合」の選挙を除く。）並びに都道府縣の教育委員会の委員の選挙については、この法律の定めるところにより公營の立會演説會を行う。
（立會演説會の開催主體）

第五十三條 市及び人口概ね五千以上の町村で都道府縣の選挙管理委員会の指定するものは、公職の候補者の政見を選挙人に周知させるため、立會演説會を開催しなければならない。

2 前項の市は、人口概ね五萬ごとを一單位として、立會演説會を開催するようになければならない。

3 第一項の町村以外の町村で人口、交通の状況等を参酌の上都道府縣の選挙管理委員会の指定したものは、立會演説會を開催しなければならない。

（立會演説會における演説者）

第五十四條 立會演説會において演説をする者は、當該選挙における公職の候補者でなければならない。

2 前項の公職の候補者は、その代理として一人を限り、自己の加わるべき立會演説會において演説を行わせることができる。但し、その演説の回数は、當該公職の候補者が第五十六條「立會演説會への参加」又は第五十七條「立會演説會への指定期日後の参加」の規定により行い得べき演説の總回数の三分の一を超えてはならない。

3 前項但書の回数の計算については、端数は、一回とみなす。

（立會演説會の開催計畫の決定及び告示）

第五十五條 都道府縣の選挙管理委員会は、第五十三條「立會演説會の開催主體」の規定により立會演説會を開催する市町村の選挙管理委員会と協議の上、予め立會演説會を開催すべき予定の日時及び会場並びに一回の立會演説會において演説をすることのできる公職の候補者の数及び演説の時間を決定し、當該選挙の期日の公示又は告示の日から三日以内に、告示しなければならない。

2 前項の規定による決定をするに當つては、都道府縣の選挙管理委員会は、都道府縣の区域内に主たる事務所を有する政黨又はその支部の代表者その他關係人の参集を求めて、その意見を聴くことができる。

（立會演説會への参加）

第五十六條 立會演説會に加わろうとする公職の候補者は、都道府縣の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、前條

第一項の規定により告示された一市町村又は一單位ごとの各立會演説會の開催日及び会場につき自己の加わるべき希望の順位を定めて、その旨を申し出なければならない。この場合において、立會演説會に加わることのできる回数は、立會演説會を開催すべき一市町村又は一單位ごとに、公職の候補者一人について、一回に限る。

2 都道府縣の選挙管理委員会は、前項の期間内に申出のあつた公職の候補者のうち當該立會演説會への参加を希望の第一順位とするものにつき、各立會演説會ごとに、前條第一項の規定による一回の立會演説會において演説をすることのできる候補者を決定する。當該立會演説會への参加を希望の第一順位とする申出者の数がその演説をすることのできる数を超えるときは、申出の到達の順により、到達が同時であるときはくじにより、決定する。

3 前項の規定により希望の第一順位通りに決定されなかつた申出者については、都道府縣の選挙管理委員会は、その申出者の希望の順位を参酌して、その者の演説をすることのできる立會演説會の日及び会場を決定する。

4 各立會演説會における公職の候補者の演説の順序は、都道府縣の選挙管理委員会がくじで決定する。

5 第一項の申出のあつた公職の候補者について、前三項の規定によりその者の加わるべき立會演説會の日時及び会場並びに立會演説會における演説の順序が決定したときは、都道府縣の選挙管理委員会は、直ちにその旨を、當該公職の候補者に通知するとともに告示しなければならない。この場合においては、併せて關係市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

（立會演説會への指定期日後の参加）

第五十七條 前條第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立會演説會に加わろうとするものは、都道府縣の選挙管理委員会の定めるところにより、前條第一項の例により、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出のあつた公職の候補者については、その者の演説をすることのできる立會演説會の日及び会場は、都道府縣の選挙管理委員会が、申出者の希望の順位を参酌して決定する。この場合においては、併せて立會演説會における演説の順序をも決定しなければならない。

3 前項の決定をしたときは、都道府縣の選挙管理委員会は、前條第五項の例により、その旨を通知するとともに告示しなければならない。

（立會演説會開催の周知方法）

第五十八條

市町村の選挙管理委員会は、立會演説會を開催すべき期日前二日までに、公衆の見易い場所に、立會演説會を開催すべき日時及び會場並びに演説を行うべき公職の候補者の氏名及び黨派別（教育委員会の委員の候補者についてはその氏名）を掲示しなければならない。この場所における掲示の場所は、立會演説會を開催すべき一市町村又は一單位につき、五十箇所以上でなければならない。

五二

2 市町村の選挙管理委員会は、立會演説會開催の當日の演説會場の表示並びに演説會場における公職の候補者の氏名及び黨派別（教育委員会の委員の候補者についてはその氏名）の掲示をしなければならない。

（立會演説會場の秩序保持）

第五十九條

市町村の選挙管理委員会の委員及びその委員会の指定した者は、立會演説會の會場において演説を妨害し又は立會演説會の會場の秩序をみだる者があるときは、これを制止し、命に従わないときは會場外に退去させることができる。

2 前項の場合において必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員及びその委員会の指定した者は、當該警察官又は警察吏員の處分を請求することができる。

（立會演説會に關しその他必要な事項及び實施事務）

第六十條

前八條に規定するものの外、立會演説會に關し必要な事項は、都道府縣の選挙管理委員会が定め、會場の施設その他立會演説會の實施に關する事務は、市町村の選挙管理委員会が行う。

（公營施設使用の個人演説會）

第六十一條

公職の候補者は、左に掲げる施設を使用して、個人演説會を開催することができる。

一 學校（學校教育法第一條に規定する學校をいう。）

二 地方公共團體の管理に屬する公會堂及び議事堂

三 前各號の外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三號の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府縣の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府縣の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

（個人演説會における演説者）

第六十二條

前條の規定により個人演説會を開催する場合には、公職の候補者以外の者も演説をすることができる。

（個人演説會開催の申出）

第六十三條

第六十一條（公營施設使用の個人演説會）の規定により個人演説會を開催しようとする公職の候補者は、開催すべき日前二日までに、使用すべき施設、開催すべき日時及び公職の候補者の氏名を、文書で市町村の選挙管理委員会に申し出なければならない。

（個人演説會の施設の無料使用）

第六十四條

第六十一條（公營施設使用の個人演説會）の規定により個人演説會を開催する場合には、施設（設備を含む。）の使用については、公職の候補者一人につき、同一施設（設備を含む。）ごとに一回を限り、無料とする。

第六十五條

何人も、この法律に規定する立會演説會が開催される當日には、當該立會演説會の會場から三町以内の区域において、選挙運動のためにする演説會を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすることも、また同様とする。

（特定の建物及び施設における演説の禁止）

第六十六條

何人も、左に掲げる建物又は施設においては、いかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のためにする演説を行うことができない。但し、第一號に掲げる建物においてこの法律に規定する立會演説會又は個人演説會を開催する場合は、この限りでない。

一 國、地方公共團體、日本國有鐵道又は日本專賣公社の所有し又は管理する建物

二 汽車、電車、乗合自動車、船舶（第四百四十一條第一項（選挙運動に使用する場合）の船舶を除く。）及び停車場その他鐵道地内

三 病院、診療所その他の療養施設

（選挙公報の發行）

第六十七條

衆議院議員、參議院議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員会の委員の選挙においては、都道府縣の選挙

五四

- 管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効に因る再選挙及び第七條第一項（長の決選投票の場合）の選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。
- 2 選挙公報は、選挙区ごとに（選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて）、発行しなければならない。
 - 3 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。
 - 4 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、全国選挙管理委員会が定める。

（掲載文の申請）

第六十八條 公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会の指定する期日までに都道府県の選挙管理委員会に、参議院（全国選出）議員の選挙にあつては当該選挙の期日前二十日までに全国選挙管理委員会に、文書で申請しなければならない。

- 2 前項の掲載文は、字數五百を超えることができない。
- 3 第一項の掲載文の字數が前項の制限を超えるときは、その超過する部分は、選挙公報に掲載しないものとする。

（選挙公報の發行手續）

第六十九條 参議院（全国選出）議員の選挙について前條第一項の申請があつたときは、全国選挙管理委員会は、その掲載文（掲載文の字數が前條第二項の制限を超えるときはその制限内の掲載文）の寫二通をその選挙の期日前十日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

- 2 都道府県の選挙管理委員会は、前條第一項の申請又は前項の掲載文の寫の送付があつたときは、掲載文又はその寫を、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。
- 3 参議院議員の選挙においては、全国選出議員の候補者の選挙公報と地方選出議員の候補者の選挙公報は、別の用紙をもつて發行しなければならない。
- 4 一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。
- 5 前條第一項の申請をした公職の候補者又はその代人は、前項のくじに立ち會うことができる。

（選挙公報の配布）

第七十條 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、当該選挙に用うべき選挙人名簿に記載された者の屬する世帯に對して、選挙の期日前三日までに、配布する。

（選挙公報の發行を中止する場合）

第七十一條 第七十條第一項（無投票當選）の規定に該當し投票を行うことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報發行の手續は、中止する。

（選挙公報に關しその他必要な事項）

第七十二條 前五條に規定するものの外、選挙公報の發行の手續に關し必要な事項は、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

（公職の候補者の氏名等の揭示）

第七十三條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名及び黨派別（教育委員会の委員の候補者についてはその氏名）の揭示をしなければならない。

2 前項の揭示は、当該選挙の投票所の入口その他公衆の見易い場所を選び、一投票区につき三箇所以上五箇所以内の箇所（参議院全国選出議員の場合にあつては一箇所）にしなければならない。

（氏名等の揭示期間、掲載の順序その他揭示の手續）

第七十四條 前條第一項の揭示は、当該選挙の期日前十日からその選挙の當日まで行う。

2 参議院議員の選挙においては、全国選出議員の候補者に關するものと地方選出議員の候補者に關するものとを區別して揭示を行わなければならない。

3 前條第一項の揭示の掲載の順序は、公職の候補者の届出又は推薦届出につき、当該選挙の期日前十二日までに当該選挙長から通知のあつた候補者については市町村の選挙管理委員会がくじで定め、当該選挙の期日前十一日以後にその通知のあつた候補者については通知の到達順により、その到達が同時であるときは、くじで定める。

4 当該選挙の公職の候補者又はその代人は、前項のくじに立ち會うことができる。

五五

5 市町村の選挙管理委員会は、前條第一項の掲示をした後當該公職の候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辭した旨の通知を當該選挙長から受けたときは、掲示中その通知にかかる公職の候補者に關する部分を抹消しなければならない。
(氏名等の掲示に關しその他必要な事項)

第百七十五條 前二條に規定するものの外、第百七十三條第一項(公職の候補者の氏名等の掲示)の掲示に關し必要な事項は、都道府縣の選挙管理委員會が定める。
(交通機關の利用)

第百七十六條 衆議院議員、參議院(地方選出)議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選挙においては、公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が選挙運動の期間中關係区域内において日本國有鐵道、國鐵自動車、地方鐵道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機關を利用するため、公職の候補者は、運輸大臣の定めるところにより、無料で、通じて十五枚の特殊乗車券の交付を受けることができる。なお、參議院(全國選出)議員の選挙においては、無料で、當該候補者の選擇により、左の各號の中いずれかの一號に掲げる券の交付を受けることができる。

- 一 當該候補者の希望する都道府縣を單位として通用する特殊乗車券十五枚及び全國通用の日本國有鐵道の回数券十五枚
- 二 當該候補者の希望する都道府縣を單位として通用する特殊乗車券十五枚及び全國通用の日本國有鐵道の特殊乗車券三枚
- 三 全國通用の日本國有鐵道の特殊乗車券六枚

2 前項の規定により特殊乗車券及び回数券の交付を受けた者は、公職の候補者たることを辭したときは、直ちにこれを返還しなければならない。

(燃料及び用紙のあつせん及び返還)

第百七十七條 第百四十一條第一項(選挙運動に使用する場合)の規定による自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料及び第百四十四條(ポスターの數)の規定によるポスターに使用する用紙に關しては、その配給又は交付につき、國又は地方公共團體において、あつせんするものとする。この場合においては、全國選挙管理委員會又は都道府縣の選挙管理委員會は、配給の計畫その他實施上必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料又は用紙の配給若しくは交付を受けた者は、公職の候補者たることを辭したときは、直ちにその全部を返還しなければならない。但し、選挙運動に使用したためその全部を返還することができな

いときは、選挙運動に使用したことを證する明細書を添えて、殘部を返還しなければならない。

(選挙期日後の挨拶行為の制限)

第百七十八條 何人も、選挙の期日後において、當選又は落選に關し、選挙人に挨拶する目的をもつて左の各號に掲げる行為をすることができない。但し、公職の候補者であつた者が自ら第一號に掲げる行為をすることは、この限りでない。

一 選挙人に對して戸別訪問をすること。
二 自筆の信書及び當選又は落選に關する祝辭、見舞等の答禮のためにする信書を除く外文書圖畫を頒布し又は掲示すること。

三 新聞紙又は雑誌を利用すること。

四 當選祝賀會その他の集會を開催すること。

五 自動車を連ね又は隊伍を組んで往來する等によつて氣勢を張る行為をすること。

六 當選に關する答禮のため當選人の氏名又は政黨その他の政治團體の名稱を言いあるること。

第十四章 選挙運動に關する収入及び支出並びに寄附

(収入、寄附及び支出の定義)

第百七十九條 本章において「収入」とは、金錢、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。

2 本章において「寄附」とは、金錢、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束で黨費、會費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

3 本章において「支出」とは、金錢、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束をいう。
(出納責任者の選任及び届出)

第百八十條 公職の候補者は、その選挙運動に關する収入及び支出の責任者(出納責任者という。以下同じ。)一人を選任しなければならない。但し、公職の候補者が自ら出納責任者となり又は推薦届出者(推薦届出者が數人あるときはその代表者)が當該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し若しくは自ら出納責任者となることを妨げない。

2 出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署

名捺印しなければならない。

3 出納責任者の選任者（自ら出納責任者となつた者を含む。）は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で、當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會に届なければならぬ。

4 推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、前項の届出には、その選任につき公職の候補者の承諾を得たことを證すべき書面（推薦届出者が数人あるときは併せてその代表者たることを證すべき書面）を添えなければならない。

（出納責任者の解任及び辭任）

第百八十一條 公職の候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができる。出納責任者を選任した推薦届出者において、當該候補者を承諾を得たときも、また同様とする。

2 出納責任者は、文書で公職の候補者及び選任者に通知することにより辭任することができる。

（出納責任者の異動）

第百八十二條 出納責任者に異動があつたときは、出納責任者の選任者は、直ちに第百八十條（出納責任者の選任及び届出）第三項及び第四項の例により、届け出なければならない。

2 前項の届出で解任又は辭任による異動に關するものには、前條の規定による通知のあつたことを證すべき書面を添えなければならない。推薦届出者が出納責任者を解任した場合には、併せて、その解任につき公職の候補者の承諾のあつたことを證すべき書面を添えなければならない。

（出納責任者の職務代行）

第百八十三條 出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者が代つてその職務を行う。推薦届出者たる選任者（自ら出納責任者となつた者を含む。）にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、公職の候補者が代つて出納責任者の職務を行う。

2 前項の規定により出納責任者に代つてその職務を行う者は、第百八十條（出納責任者の選任及び届出）第三項及び第四項の例により、届け出なければならない。

3 前項の届出には、出納責任者の氏名（出納責任者の選任をした推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは併せてその氏名）、事故又は欠けたことの事實及びその職務代行を始めた年月日を記載しなければならない。出納責任者に代

つてその職務を行う者がこれをやめたときは、その事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければならない。

（届出前の寄附の受領及び支出の禁止）

第百八十四條 出納責任者（その職務を代行する者を含む。）は、第百八十條（出納責任者の選任及び届出）第三項及び第四項第百八十二條（出納責任者の異動）又は前條第二項及び第三項の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反對その他の運動のために、いかなる名義をもつてするを問はず、公職の候補者のために寄附を受け又は支出をすることができない。公職の候補者又は推薦届出者が寄附を受けるについても、また同様とする。

（會計帳簿の備付及び記載）

第百八十五條 出納責任者は、會計帳簿を備え、左の各號に掲げる事項を記載しなければならない。

一 選舉運動に關するすべての寄附及びその他の収入（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

二 前號の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時價に見積つた金額。以下同じ。）及び年月日

三 選舉運動に關するすべての支出（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前號の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

2 全國選舉管理委員會は、前項の會計帳簿の種類及び様式を定め、官報に告示しなければならない。

（明細書の提出）

第百八十六條 出納責任者以外の者で公職の候補者のために選舉運動に關する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。但し、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければならない。

2 前項の寄附で當該候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後直ちに出納責任者にその明細書を提出しなければならない。

（出納責任者の支出権限）

第百八十七條 立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く外、選挙運動に關する支出は、出納責任者（出納責任者に代つてその職務を行う者を含む。）でなければすることができない。但し、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。

2 立候補準備のために要した支出で公職の候補者若しくは出納責任者となつた者が支出し又は他の者がその者と意思を通じて支出したものであるについては、出納責任者は、その就任後直ちに當該候補者又は支出者につきその精算をしなければならぬ。

（領收書等の徴収及び送付）

第百八十八條 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に關するすべての支出について、領收書その他の支出を證すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

2 公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、前項の書面を直ちに出納責任者に送付しなければならない。

（選挙運動に關する収入及び支出の報告書の提出）

第百八十九條 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第百八十五條（會計帳簿の備付及び記載）第一項各號に掲げる事項を、記載した報告書を、左の各號の定めるところにより、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會に提出しなければならない。

一 當該選挙の期日の公示又は告示の日前まで及び選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前七日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて、選挙の期日前五日までに

二 當該選挙の期日前六日から選挙の期日まで及び選挙の期日經過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを前號に規定するものと併せて精算し、選挙期日から十五日以内に

三 前號の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内に

2 第百十七條（長の決戦投票）第一項の選挙の場合においては、その選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出は、これをその選挙を必要とするに至つた選挙の期日經過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出とみなし、前

項第二號及び第三號の規定を適用する。但し、前項第二號の規定の適用については、選挙の期日から十五日以内とあるのは第百十七條第一項又は第三項の選挙の期日から十五日以内とする。

3 前二項の報告書には、眞實の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

（出納責任者の事務引継）

第百九十條 出納責任者が辞任し又は解任せられた場合においては、直ちに公職の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、あらたに出納責任者となつた者に對し、あらたに出納責任者となつた者がないときは出納責任者に代つてその職務を行う者に對し、引継をしなければならない。出納責任者に代つてその職務を行う者が事務の引継を受けた後、あらたに出納責任者が定つたときも、また同様とする。

2 前項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において前條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においても署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしなければならない。

（帳簿及び書類の保存）

第百九十一條 出納責任者は、會計帳簿、明細書及び領收書その他の支出を證すべき書面を、第百八十九條（選挙運動に關する収入及び支出の報告書の提出）の規定による報告書提出の日から二年間、保存しなければならない。

（報告書の公表、保存及び閲覧）

第百九十二條 第百八十九條（選挙運動に關する収入及び支出の報告書の提出）の規定による報告書を受理したときは、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、全國選挙管理委員會の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、全國選挙管理委員會にあつては官報により、都道府縣の選挙管理委員會にあつては都道府縣の公報により、市町村の選挙管理委員會にあつてはその予め告示をもつて定めたとおりの周知させ易い方法によつて行う。

3 第百八十九條の規定による報告書は、當該選挙管理委員會において、受理した日から二年間、保存しなければならない。

4 何人も、前項の期間内においては、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

(報告書の調査に關する資料の要求)

第九十三條 全國選舉管理委員會、都道府縣の選舉管理委員會又は市町村の選舉管理委員會は、第八十九條(選舉運動に關する収入及び支出の報告書の提出)の規定による報告書の調査に關し必要があると認めるときは、公職の候補者その他關係人に對し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(選舉運動に關する支出金額の制限)

第九十四條 選舉運動に關する支出の金額は、公職の候補者一人につき、左の各號の区分による數を政令で定める金額に乘じて得た額を、超えることができない。

一 衆議院議員の選舉

當該選舉區内の議員の定數をもつてその選舉の期日の公示又は告示の日において當該選舉人名簿に登録されている者の總數を除して得た數

二 參議院議員の選舉

通常選舉における當該選舉區内の議員の定數(全國選出議員については通常選舉における議員の定數)をもつてその選舉の期日の公示又は告示の日において當該選舉人名簿に登録されている者の總數を除して得た數

三 地方公共團體の議會の議員の選舉

當該選舉區内の議員の定數(選舉區がないときは議員の定數)をもつてその選舉の期日の公示の日において當該選舉人名簿に登録されている者の總數を除して得た數

四 地方公共團體の長の選舉

その選舉の期日の告示の日において當該選舉人名簿に登録されている者の總數

五 教育委員會の委員の選舉

定例選舉における委員の定數をもつてその選舉の期日の告示の日において當該選舉人名簿に登録されている者の總數を除して得た數

2 第九十七條第一項(長の決選投票の場合)の選舉における選舉運動に關する支出の金額は、公職の候補者一人につき、前項の規定による地方公共團體の長の選舉についての額の六分の二に相當する額を超えることができない。

3 前二項の場合において百圓未満の端數があるときは、その端數は、百圓とする。

(選舉の一部無効及び繰延投票の場合の選舉運動に關する支出金額の制限)

第九十五條 選舉の一部無効に因る再選舉における選舉運動に關する支出の金額は、前條の規定にかかわらず、公職の候補者一人につき、左の各號の区分による數を政令で定める金額に乘じて得た額を、超えることができない。

一 衆議院議員の選舉

當該選舉區内の議員の定數をもつてその選舉の期日の告示の日において關係區域における當該選舉人名簿に登録されている者の總數を除して得た數

二 參議院議員の選舉

通常選舉における當該選舉區内の議員の定數(全國選出議員については通常選舉における議員の定數)をもつてその選舉の期日の告示の日において關係區域における當該選舉人名簿に登録されている者の總數を除して得た數

三 地方公共團體の議會の議員の選舉

當該選舉區内の議員の定數(選舉區がないときは議員の定數)をもつてその選舉の期日の告示の日において關係區域における當該選舉人名簿に登録されている者の總數を除して得た數

四 地方公共團體の長の選舉

その選舉の告示の日において關係區域における當該選舉人名簿に登録されている者の總數

五 教育委員會の委員の選舉

定例選舉における委員の定數をもつてその選舉の期日の告示の日において關係區域における當該選舉人名簿に登録されている者の總數を除して得た數

2 第五十七條第一項(繰延投票)の規定により投票を行う場合におけるその選舉運動に關する支出の金額は、公職の候補者一人につき、前項の規定に準じて算出した額を超えることができない。但し、當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會において必要があると認めるときは、減額することができる。

3 前條第三項の規定は、前二項の場合に、準用する。

(選舉運動に關する支出金額の制限額の告示)

第九十六條 當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會は、當該選舉の期日の公示又は告示があつた後、直ちに、前二條の規定による額を告示しなければならない。

(選舉運動に關する支出とみなされないものの範圍)

第九十七條 左の各號に掲げる支出は、選舉運動に關する支出でないものとみなす。

一 立候補準備のために要した支出で公職の候補者又は出納責任者となつた者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

二 第八十六條(公職の候補者の立候補の届出)第一項から第四項まで及び第六項の届出があつた後又は第九十七條第一項(長の決選投票の場合)の規定により公職の候補者となつた後公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外

のもの

- 三 公職の候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
- 四 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- 五 選挙運動に關し支拂う國又は地方公共團體の租税又は手数料
- 2 衆議院議員、參議院議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選挙においては、第四百四十一條第一項「選挙運動に使用する場合」の規定による自動車を使用するために要した支出も、また前項と同様とする。

選挙運動に關する支出金額の制限額超過による當選無効)
 第九十八條 公職の候補者のために支出された選挙運動に關する支出の金額が第九十六條「選挙運動に關する支出金額の制限額の告示」の規定により告示された額を超えたときは、その公職の候補者の當選を無効とする。但し、公職の候補者及び推薦届出者が出納責任者又はこれに代つてその職務を行う者の選任及び監督につき相當の注意をし、且つ、出納責任者又は、これに代つてその職務を行う者において選挙運動に關する支出につき過失がなかつたときは、この限りでない。

(特定人の寄附の禁止)

第九十九條 左の各號に掲げる者は、選挙に關し、寄附をしてはならない。但し、第一號に掲げる者がその屬する政黨その他の政治團體又はその支部に對し寄附をする場合及び當該選挙の關係區域外にある者に對し寄附をする場合は、この限りでない。

- 一 當該選挙の公職の候補者
 - 二 衆議院議員及び參議院議員の選挙に關しては國と、地方公共團體の議會の議員及び長並びにその教育委員會の委員の選挙に關しては當該地方公共團體と、請負その他特別の利益を伴う契約の當事者である者
 - 三 昭和二十二年勅令第一號第三條にいう覺書該當者
- (特定人に對する寄附の勧誘、要求等の禁止)
 第二百條 何人も、選挙に關し、前條各號に掲げる者に對して寄附を勧誘し又は要求してはならない。
 2 何人も、選挙に關し、前條各號に掲げる者(同條但書の規定に該當する場合を除く。)並びに外國人、外國法人及び外國の團體から寄附を受けてはならない。

(匿名の寄附等の禁止及び國庫歸屬)

- 第二百一條 何人も、選挙に關し、本人の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない。
- 2 何人も、前項の寄附を受けてはならない。
- 3 第一項の規定に違反して寄附がなされたときは、その寄附にかかる金錢又は物品の所有權は、國庫に歸屬するものとし、これが保管者において、國庫に納付の手續をとらなければならぬ。

第十五章 争 訟

(地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員會の委員の選挙の効力に關する異議の申立及び訴願)

第二百二條 地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員會の委員の選挙において、その選挙の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者は、當該選挙の日から十四日以内に、文書で當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會に對して異議の申立をすることができる。

- 2 前項の期間は、地方公共團體の長の選挙について第一百七條第一項(決選投票)又は第二百二十八條(決選投票の同時選挙)第一項若しくは第三項の選挙を行つた場合においては、第一百七條第一項若しくは第二百二十八條第一項若しくは第三項の選挙の日から起算する。

3 前二項の規定により市町村の選挙管理委員會に對して異議の申立をした場合において、その決定に不服がある者は、その決定があつた日から二十一日以内に、文書で當該都道府縣の選挙管理委員會に訴願を提起することができる。

(地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員會の委員の選挙の効力に關する訴訟)

第二百三條 地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員會の委員の選挙において、前條第一項の異議の申立若しくは同條第三項の訴願に對する都道府縣の選挙管理委員會の決定又は裁決に不服がある者は、その決定書若しくは裁決書の交付を受けた日又は第二百十五條(決定書、裁決書の要旨の告示)の規定による告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

2 地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員會の委員の選挙の効力に關する訴訟は、前條第一項の規定による異議の申立に對する決定及び同條第三項の規定による訴願に對する裁決を受けた後でなければ提起することができない。

(衆議院議員及び参議院議員の選挙の効力に関する訴訟)

第二百四條 衆議院議員及び参議院議員の選挙において、その選挙の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者は、衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙にあつては當該都道府縣の選挙管理委員会の委員長を、参議院(全國選出)議員の選挙にあつては全國選挙管理委員会の委員長を被告とし、當該選挙の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

六六

(選挙の無効の決定、裁決又は判決)

第二百五條 選挙の効力に關し異議の申立、訴訟の提起又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、當該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならぬ。

(地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員会の委員の當選の効力に關する異議の申立及び訴訟)

第二百六條 地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙においてその當選の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者は、第百一條第二項(當選人決定の告示)又は第百六條第二項(當選人がない場合等の告示)の告示の日から十四日以内に、文書で當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に對して異議の申立をすることができる。

2 前項の期間は、地方公共團體の長の選挙について第百十七條第一項(決選投票)又は第百二十八條(決選投票の同時選挙)第一項若しくは第三項の選挙を行つた場合においては、これらの選挙に關する第百一條第二項又は第百六條第二項の告示の日から起算する。

3 前二項の規定により市町村の選挙管理委員会に對して異議の申立をした場合において、その決定に不服がある者は、その決定があつた日から二十一日以内に、文書で當該都道府縣の選挙管理委員会に訴訟を提起することができる。

(地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員会の委員の當選の効力に關する訴訟)

第二百七條 地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙において、前條第一項の異議の申立若しくは同條第三項の訴訟に對する都道府縣の選挙管理委員会の決定又は裁決に不服がある者は、その決定書若しくは裁決書の交付を受けた日又は第百二十五條(決定書、裁決書の要旨の告示)の規定による告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

2 第二百三條第二項(選挙の効力に關する訴訟における異議の申立及び訴訟の前置主義)の規定は、地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員会の委員の當選の効力に關する訴訟を提起する場合に、準用する。

(衆議院議員及び参議院議員の當選の効力に關する訴訟)

第二百八條 衆議院議員及び参議院議員の選挙において、當選をしなかつた者で當選の効力に關し異議がある者は、當選人を被告とし、第百一條第二項(當選人決定の告示)及び第百六條第二項(當選人がない場合等の告示)の告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。但し、第九十五條第一項但書(法定得票数)の規定による得票に達したとの理由、第九十八條(被選挙権の喪失と當選人の決定)、第九十九條(被選挙権の喪失に因る當選人の失格)若しくは第百三條第一項(兼職禁止の職を辭さない場合の當選人の失格)の規定に該當しないとの理由又は第百條第五項(無投票當選の場合の被選挙権の有無の決定)の決定が違法であるとの理由に因り、訴訟を提起する場合には、衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙にあつては當該都道府縣の選挙管理委員会の委員長を、参議院(全國選出)議員の選挙にあつては全國選挙管理委員会の委員長を被告としなければならぬ。

2 前項の規定による訴訟の裁判確定前に當選人が死亡したときは、檢察官が被告となる。

(當選の効力に關する争訟における選挙の無効の決定、裁判又は判決)

第二百九條 前三條の規定による當選の効力に關する異議の申立、訴訟の提起又は訴訟の提起があつた場合においても、その選挙が第二百五條(選挙の無効の決定、裁決又は判決)の場合に該當するときは、當該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならぬ。

(選挙運動に關する支出金額の制限額超過に因る當選無効の訴訟)

第二百十條 第百九十八條(選挙運動に關する支出金額の制限額超過の場合)の規定により當選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、當選人を被告とし、第百一條第二項(當選人決定の告示)の告示の日から三十日以内に、高等裁判所に、訴訟を提起することができる。

(選挙運動總括主宰者の選挙犯罪に因る當選無効の訴訟)

第二百十一條 選挙運動を總括主宰した者が第二百二十一條(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二條(多數人買収及び多數人利害誘導罪)又は第二百二十三條(公職の候補者及び當選人に對する買収及び利害誘導罪)の罪を犯し刑に處せられたため

第六八
第二百五十一條第一項後段（總括主宰者の選舉犯罪に因る當選無効）の規定により當該當選人の當選を無効であると認める選舉人又は公職の候補者は、當選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

（出納責任者の報告義務違反に因る當選無効の訴訟）

第二百十二條 出納責任者が第二百四十七條（報告書提出の義務違反）の罪を犯し處せられたため、第二百五十一條第二項（出納責任者の報告書提出の義務違反に因る當選無効）の規定により當該當選人の當選を無効であると認める選舉人又は公職の候補者は、當選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

（争訟の處理）

第二百十三條 本章に規定する争訟については、異議の申立に對する決定はその申立を受けた日から三十日以内に、訴訟の裁決は訴訟を受理した日から六十日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内に、これをするように努めなければならない。

2 前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速かにその裁判をしなければならない。

（争訟の提起と處分の執行）

第二百十四條 本章に規定する異議の申立、訴訟の提起又は訴訟の提起があつても、處分の執行は、停止しない。

（決定書、裁決書の交付及びその要旨の告示）

第二百十五條 第二百二條第一項（選舉の効力に關する異議の申立）及び第二百六條第一項（當選の効力に關する異議の申立）の異議の申立に對する決定又は第二百二條第三項（選舉の効力に關する訴訟）及び第二百六條第三項（當選の効力に關する訴訟）の訴訟に對する裁決は、文書をもつてし、理由を附けて申立人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。

（訴訟法の適用）

第二百十六條 第二百二條第三項（選舉の効力に關する訴訟）及び第二百六條第三項（當選の効力に關する訴訟）の訴訟については、本章に規定するものを除く外、訴訟法（明治二十三年法律第五號）第六條（訴訟書）、第七條第一項（共同訴訟）、第九條（訴訟の却下及び還付）、第十條第一項（訴訟書の差出）、第十三條（審理）及び第十六條（裁決の拘束力）の規定を適用する。

用する。

（當選人を被告とする訴訟の管轄）

第二百十七條 第二百八條（當選の効力に關する訴訟）、第二十條（選舉運動の法定支出額超過の場合）、第二十一條（選舉運動總括主宰者の選舉犯罪の場合）又は第二百十二條（出納責任者の報告義務違反の場合）の規定により當選人を被告とする訴訟は、當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會の所在地を管轄する高等裁判所の專屬管轄とする。

（選舉關係訴訟における檢察官の立會）

第二百十八條 裁判所は、本章の規定による訴訟を裁判するに當り、檢察官をして口頭辨論に立ち合わせることが出来る。

（選舉關係訴訟に對する訴訟法規の適用）

第二百十九條 本章の規定による訴訟については、本章に特別の定があるものを除いては、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一號）第八條（職権による訴訟参加）、第九條（職權證據調）、第十條第七項（民訴の假處分の規定の排除）及び第十二條（確定判決の拘束力）の規定を適用する外、民事訴訟に關する法律の定めるところによる。

（選舉關係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付）

第二百二十條 第二百三條（選舉の効力に關する訴訟）、第二百四條（選舉の効力に關する訴訟）、第二百七條（當選の効力に關する訴訟）又は第二百八條（當選の効力に關する訴訟）の規定による訴訟が提起されたときは、裁判所の長は、その旨を、全國選舉管理委員會に通知し、且つ、關係地方公共團體の長を経て當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會に送付しなければならない。その訴訟が係屬しなくなつたときも、また同様とする。

2 第二百十條（選舉運動の法定支出額超過の場合）、第二十一條（選舉運動總括主宰者の選舉犯罪の場合）又は第二百十二條（出納責任者の報告義務違反の場合）の規定による訴訟が提起された場合において、その訴訟が係屬しなくなつたときもまた同様とする。

3 前二項に掲げる訴訟につき判決が確定したときは、裁判所の長は、その判決書の謄本を、全國選舉管理委員會に送付し、且つ、關係地方公共團體の長を経て當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會に送付しなければならない。この場合において、衆議院議員又は參議院議員については衆議院議長又は參議院議長に、地方公共團體の議会の議員については當該議会の議長に、教育委員會の委員については、當該委員會の委員長に、併せて送付しなければならない。

第十六章 罰 則

七〇

(買収及び利害誘導罪)

- 第二百二十一條 左の各號に掲げる行爲をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五萬圓以下の罰金に處する。
- 一 當選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選舉人又は選舉運動者に對し金錢、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供與、その供與の申込若しくは約束をし又は饗應接待、その申込若しくは約束をしたとき。
 - 二 當選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選舉人又は選舉運動者に對しその者又はその者と關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附その他特殊の直接利害關係を利用して誘導をしたとき。
 - 三 投票をし若しくはしないこと、選舉運動をし若しくは止めたこと又はその周旋勸誘をしたことの報酬とする目的をもつて選舉人又は選舉運動者に對し第一號に掲げる行爲をしたとき。
 - 四 第一號若しくは前號の供與、饗應接待を受け若しくは要求し、第一號若しくは前號の申込を承諾し又は第二號の誘導に應じ若しくはこれを促したとき。
 - 五 第一號から第三號までに掲げる行爲をさせる目的をもつて選舉運動者に對し金錢若しくは物品の交付、交付の申込若しくは約束をし又は選舉運動者とその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込を承諾したとき。
 - 六 前各號に掲げる行爲に關し周旋又は勸誘をしたとき。
- 2 選舉管理委員會の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選舉長若しくは選舉分會長又は選舉事務に關係のある官吏若しくは官吏が當該選舉に關し前項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七萬五千圓以下の罰金に處する。公安委員會の委員又は警察官若しくは警察官吏がその關係区域内の選舉に關し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

(多數人買収及び多數人利害誘導罪)

- 第二百二十二條 左の各號に掲げる行爲をした者は、五年以下の懲役又は禁錮に處する。
- 一 財産上の利益を圖る目的をもつて公職の候補者のため多數の選舉人又は選舉運動者に對し前條第一項第一號から第三號まで、第五號又は第六號に掲げる行爲をし又はさせたとき。

- 二 財産上の利益を圖る目的をもつて公職の候補者のため多數の選舉人又は選舉運動者に對し前條第一項第一號から第三號まで、第五號又は第六號に掲げる行爲をすることを請け負い若しくは請け負わせ又はその申込をしたとき。
- 2 前二條第一項第一號から第三號まで、第五號又は第六號の罪を犯した者が常習者であるときも、また前項と同様とする。
- (公職の候補者及び當選人に對する買収及び利害誘導罪)
- 第二百二十三條 左の各號に掲げる行爲をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七萬五千圓以下の罰金に處する。

- 一 公職の候補者たること若しくは公職の候補者とならうとすることを止めさせる目的をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者とならうとするものに對し、又は當選を辭させる目的をもつて當選人に對し第二百二十一條「買収及び利害誘導罪」第一項第一號又は第二號に掲げる行爲をしたとき。
 - 二 公職の候補者たること若しくは公職の候補者とならうとすることを止めたと、當選を辭したと又はその周旋勸誘をしたことの報酬とする目的をもつて公職の候補者であつた者、公職の候補者とならうとした者又は當選人であつた者に對し第二百二十一條第一項第一號に掲げる行爲をしたとき。
 - 三 前二號の供與、饗應接待を受け若しくは要求し、前二號の申込を承諾し又は第一號の誘導に應じ若しくはこれを促したとき。
- 2 選舉管理委員會の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選舉長若しくは選舉分會長又は選舉事務に關係のある官吏若しくは官吏が當該選舉に關し前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は十萬圓以下の罰金に處する。
- (買収及び利害誘導罪の場合の沒收)
- 第二百二十四條 前三條の場合において收受し又は交付を受けた利益は、沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徴する。
- (選舉の自由妨害罪)
- 第二百二十五條 選舉に關し、左の各號に掲げる行爲をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七萬五千圓以下の罰金に處する。

- 一 選舉人、公職の候補者、公職の候補者とならうとする者、選舉運動者又は當選人に對し暴行若しくは威力を加え又はこ

れを拐引したとき。

- 二 交通若しくは集會の便を妨げ又は演説を妨害しその他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。
- 三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者とならうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附その他特殊の利害關係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者とならうとする者、選挙運動者又は當選人を威迫したとき。

(職權濫用による選挙の自由妨害罪)

第二百二十六條 選挙に關し、官吏若しくは吏員、選挙管理委員會の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分會長が故意にその職務の執行を怠り又は正當な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追隨し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職權を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁に處する。

2 官吏若しくは吏員、選挙管理委員會の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分會長が選挙人に對し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名の表示を求めたときは、六月以下の禁、又は七千五百圓以下の罰金に處する。

(投票の秘密侵害罪)

第二百二十七條 選挙管理委員會の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分會長又は選挙事務に關係のある官吏若しくは吏員、立會人又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したときは、二年以下の禁、又は二萬五千圓以下の罰金に處する。その表示した事實が虚偽であるときも、また同様とする。

(投票關涉罪)

第二百二十八條 投票所又は開票所において正當な理由がなくて選挙人の投票に關涉し又は被選挙人の氏名を認知する方法を行つた者は、一年以下の禁、又は一萬五千圓以下の罰金に處する。

2 法令の規定によらないで投票箱を開き又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁、又は五萬圓以下の罰金に處する。

(選挙事務關係者、施設等に對する暴行罪、騷擾罪等)

第二百二十九條 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分會長、立會人若しくは選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投

票所、開票所、選挙會場若しくは選挙分會場を騷擾し又は投票、投票箱その他關係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、四年以下の懲役又は禁に處する。

(多衆の選挙妨害罪)

第二百三十條 多衆集合して第二百二十五條《選挙の自由妨害罪》第一號又は前條の罪を犯した者は、左の區別に従つて處断する。

- 一 首魁は、一年以上七年以下の懲役又は禁に處する。
- 二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁に處する。
- 三 附和隨行した者は、二千五百圓以下の罰金又は科料に處する。

2 第二百二十五條第一號又は前條の罪を犯すため多衆集合し當該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお解散しないときは、首魁は、二年以下の禁に處し、その他の者は、二千五百圓以下の罰金又は科料に處する。

(兇器携帯罪)

第二百三十一條 選挙に關し、銃砲、刀劍、棍棒その他の人の殺傷するに足るべき物件を携帯した者は、二年以下の禁、又は二萬五千圓以下の罰金に處する。

2 當該警察官及び警察吏員は、必要と認める場合においては、前項の物件を領置することができる。

(投票所、開票所、選挙會場等における兇器携帯罪)

第二百三十二條 前條の物件を携帯して投票所、開票所、選挙會場又は選挙分會場に入つた者は、三年以下の禁、又は五萬圓以下の罰金に處する。

(携帯兇器の沒收)

第二百三十三條 前二條の罪を犯した場合においては、その携帯した物件を沒收する。

(選挙犯罪のせん動罪)

第二百三十四條 演説又は新聞紙、雜誌、引札、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問はず、第二百二十一條《買収及び利害誘導罪》、第二百二十二條《多數人買収及び多數人利害誘導罪》、第二百二十三條《公職の候補者及び當選人に對する買収及び利害誘導罪》、第二百二十五條《選挙の自由妨害罪》、第二百二十八條《投票關涉罪》、第二百二十九條《選挙事務

關係者、施設等に對する暴行罪、騷擾罪等)、第二百三十條(多衆の選舉妨害罪)、第二百三十一條(兇器携帯罪)又は第二
百三十二條(投票所、開票所、選舉會場等における兇器携帯罪)の罪を犯させる目的をもつて人をせん動した者は、一年以
下の禁こ又は一萬五千圓以下の罰金に處する。但し、新聞紙及び雜誌にあつては、なお、その編集人及び實際に編集を擔當
した者を罰する。

(虚偽事項の公表罪)

第二百三十五條

演説又は新聞紙、雜誌、引札、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問はず、左の各號に掲げる行爲
をした者は、二年以下の禁こ又は二萬五千圓以下の罰金に處する。新聞紙及び雜誌にあつては、前條但書の例による。

一 當選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者の身分、職業又は經歷に關し虚偽の事項を公にしたとき。

二 當選を得させない目的をもつて公職の候補者に關し虚偽の事項を公にしたとき。

第二百四十八條(新聞紙、雜誌の報道及び評論等の自由) 第一項但書の規定に違反して新聞紙又は雜誌が選舉の公正を害し
たときも、また前項と同様とする。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第二百三十六條

詐偽の方法をもつて選舉人名簿に登録された者又は第五十條第一項(選舉人の確認のための宣言)の場合に
おいて虚偽の宣言をした者は、二千五百圓以下の罰金に處する。

2 第二十一條(船員の基本選舉人名簿の調製)の規定に違反して船員名簿の提出を怠つた者も、また前項と同様とする。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百三十七條

選舉人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁こ又は一萬五千圓以下の罰金に處する。

2 氏名を詐稱しその他詐偽の方法をもつて投票した者は、二年以下の禁こ又は二萬五千圓以下の罰金に處する。

3 投票を偽造し又はその數を増減した者は、三年以下の懲役若しくは禁こ又は五萬圓以下の罰金に處する。

4 選舉管理委員會の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選舉長若しくは選舉分會長、選舉事務に關係のある官吏
若しくは吏員、立會人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁こ又は五萬圓以下の罰金に處する。

(立會人の義務懈怠罪)

第二百三十八條 立會人が正當な理由がなくてこの法律に規定する義務を欠くときは、二千五百圓以下の罰金に處する。

(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第二百三十九條 左の各號の一に該當する者は、一年以下の禁こ又は一萬五千圓以下の罰金に處する。

一 第二百二十九條(選舉運動の期間)又は第三百三十七條(教育者の地位利用の選舉運動の禁止)の規定に違反して選舉運動
をした者

二 第三百三十四條(選舉事務所の閉鎖命令)の規定による命令に従わない者

三 第三百三十八條(戸別訪問)の規定に違反して戸別訪問をした者

(選舉事務所、休憩所等の制限違反)

第二百四十條 左の各號の一に該當する者は、七千五百圓以下の罰金に處する。

一 第三百三十一條(選舉事務所の數)の規定による定數を超えて選舉事務所を設置した者

二 第三百三十二條(選舉當日の選舉事務所の制限)の規定に違反して選舉事務所を設置した者

三 第三百三十三條(休憩所等の禁止)の規定に違反して休憩所その他これに類似する設備を設けた者

(選舉事務所設置違反、特定公務員等の選舉運動の禁止違反)

第二百四十一條 左の各號の一に該當する者は、六月以下の禁こ又は七千五百圓以下の罰金に處する。

一 第三百三十條第一項(選舉事務所の設置者)の規定に違反して選舉事務所を設置した者

二 第三百三十五條(選舉事務關係者の選舉運動の禁止)又は第三百三十六條(特定公務員の選舉運動の禁止)の規定に違反し
て選舉運動をした者

(選舉事務所設置の届出違反)

第二百四十二條

第三百三十條第二項(選舉事務所の設置及び異動の届出)の届出を怠つた者は、二千五百圓以下の罰金に處す
る。

(選舉運動に關する各種制限違反、その一)

第二百四十三條 左の各號の一に該當する者は、二年以下の禁こ又は三千圓以上五萬圓以下の罰金に處する。

一 第三百二十九條(飲食物の提供の禁止)の規定に違反して飲食物を提供した者

二 第二百四十一條第一項(自動車、擴聲機及び船舶の使用)の規定に違反して自動車、擴聲機又は船舶を使用した者

三 第四百四十二條《文書圖畫の頒布》の規定に違反して文書圖畫を頒布した者

七六

四 第四百四十三條《文書圖畫の掲示》又は第四百四十四條《ポスターの數》の規定に違反して文書圖畫を掲示した者

五 第四百四十六條《文書圖畫の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限》の規定に違反して文書圖畫を頒布し又は掲示した者

六 第四百四十八條《新聞紙、雜誌の報道及び評論等の自由》第二項の規定に違反して新聞紙又は雜誌を頒布し又は掲示した者

七 第四百四十九條第一項《新聞廣告》の規定に違反して新聞廣告をした者

八 第四百五十四條《立會演說會における演說者》第一項又は第二項の規定に違反して演說をした者

九 第四百六十五條《立會演說會開催當日の他の演說會等の制限》の規定に違反して演說會を開催し又は演說をした者

十 第四百六十六條《特定の建物及び施設における演說の禁止》の規定に違反して演說をした者

（選舉運動に關する各種制限違反、その二）

第二百四十四條 左の各號の一に該當する者は、一年以下の禁こ又は千圓以上三萬圓以下の罰金に處する。

一 第四百四十條《氣勢を張る行為の禁止》の規定に違反した者

二 第四百四十一條《自動車、擴張機及び船舶の使用》第三項又は第四項の規定に違反して證明書を携帯せず、表示をせず又は呈示を拒んだ者

三 第四百四十五條《ポスターの掲示箇所》の規定に違反して文書圖畫を掲示した者

四 第四百四十七條第一項《文書圖畫の撤去》の規定による撤去の處分に従わなかつた者

五 第四百四十九條《立會演說會場の秩序保持》の規定による退去の處分に従わなかつた者

六 正當な理由がなく、第七十六條第二項《特殊乗車券等の返還》又は第七十七條第二項《燃料及び用紙の返還》の規定による返還をしなかつた者

（選舉期日後の挨拶行為の制限違反）

第二百四十五條 第七十八條《選舉期日後の挨拶行為の制限》の規定に違反した者は、一萬圓以下の罰金に處する。

（選舉運動に關する収入及び支出の規正違反）

第二百四十六條 左の各號に掲げる行為をした者は、三年以下の禁こ又は千圓以上五萬圓以下の罰金に處する。但し、第二號、第三號、第五號又は第八號に掲げる虚偽の記入をした者又は第九號に掲げる虚偽の報告若しくは資料を提出した者に科する罰金は、五千圓以上五萬圓以下とする。

一 第八十四條《届出前の寄附の受領及び支出の禁止》の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたとき。

二 第八十五條《會計帳簿の備付及び記載》の規定に違反して會計帳簿を備えず又は會計帳簿に記載をせず若しくはこれに虚偽の記入をしたとき。

三 第八十六條《明細書の提出》の規定に違反して明細書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

四 第八十七條第一項《出納責任者の支出権限》の規定に違反して支出をしたとき。

五 第八十八條《領收書等の徴收及び送付》の規定に違反して領收書その他の支出を證すべき書面を徴せず若しくはこれを送付せず又はこれに虚偽の記入をしたとき。

六 第九十條《出納責任者の事務引繼》の規定による引繼をしなかつたとき。

七 第九十一條《帳簿及び書類の保存》の規定に違反して會計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を證すべき書面を保存しなかつたとき。

八 第九十一條の規定により保存すべき會計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を證すべき書面に虚偽の記入をしたとき。

九 第九十三條《報告書の調査に關する資料の要求》の規定による報告若しくは資料の提出を拒み又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

（報告書提出の義務違反）

第二百四十七條 第八十九條《選舉運動に關する収入及び支出の報告書の提出》の規定に違反して報告書の提出を怠り又はこれに虚偽の記入をした者は、五年以下の禁こ又は五千圓以上十萬圓以下の罰金に處する。

（寄附の制限違反）

第二百四十八條 第九十九條《特定人の寄附の禁止》第一號及び第二號に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、三年以下の禁こ又は五千圓以上五萬圓以下の罰金に處する。第二百一十一條第一項《匿名の寄附等の禁止》の規定に違反し

て寄附をした者も、また同様とする。

七八

2 第九十九條第三號に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、六月以上三年以下の禁こに處する。
(寄附の勧誘、要求等の制限違反)

第二百四十九條 第二百條(特定人に對する寄附の勧誘、要求等の禁止)第一項の規定に違反して寄附を勧誘し若しくは要求し又は同條第二項若しくは第二百一條第二項(匿名の寄附等の受領の禁止)の規定に違反して寄附を受けた者は、三年以下の禁こ又は五千圓以上五萬圓以下の罰金に處する。
(禁こ及び罰金の併科、重過失の處罰)

第二百五十條 第二百四十六條(選舉運動に關する収入及び支出の規正違反)、第二百四十七條(報告書提出の義務違反)、第二百四十八條第一項(寄附の制限違反)及び前條の罪を犯した者には、情狀に因り、禁こ及び罰金を併科することができる。
2 重大な過失に因り、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條第一項及び前條の罪を犯した者も、處罰するものとする。但し、裁判所は、情狀に因り、その刑を減輕することができる。
(當選人、總括主宰者、出納責任者の犯罪に因る當選無効)

第二百五十一條 當選人がその選舉に關し本章に掲げる罪(第二百四十五條(選舉期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十六條(選舉運動に關する収入及び支出の規正違反)第二號から第九號まで、第二百四十八條(寄附の制限違反)及び第二動を總括主宰した者が第二百二十一條(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二條(多數人買収及び多數人利害誘導罪)又は第二百二十三條(公職の候補者及び當選人に對する買収及び利害誘導罪)の罪を犯し刑に處せられたときは、その當選を無効とする。選舉運但し、當選人が選舉運動を總括主宰した者の選任及び監督につき相當の注意をしたとき若しくは選舉運動を總括主宰した者であることを知らなかつたとき又はその者が當選人の制止にかかわらず選舉運動を總括主宰したものであるときは、この限りでない。

2 出納責任者が第二百四十七條(報告書提出の義務違反)の罪を犯し刑に處せられたときは、當該當選人の當選は、無効とする。但し、當選人がその出納責任者の選任及び監督につき相當の注意をしたときは、この限りでない。
(選舉犯罪に因る處刑者に對する選舉權及び被選舉權の停止)

第二百五十二條 本章に掲げる罪(第二百四十條(選舉事務所、休憩所等の制限違反)、第二百四十二條(選舉事務所設置の届出違反)、第二百四十四條(選舉運動に關する各種制限違反)、その二)及び第二百四十五條(選舉期日後の挨拶行為の制限違反)の罪を除く。)を犯した者で、罰金の刑に處せられたものは、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の制渡を受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、禁こ以上の刑に處せられたものは、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、この法律に規定する選舉權及び被選舉權を有しない。裁判が確定した後刑の執行を受けることがなくなるまでの間も、また同様とする。

2 第二百二十一條(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二條(多數人買収及び多數人利害誘導罪)又は第二百二十三條(公職の候補者及び當選人に對する買収及び利害誘導罪)の罪につき刑に處せられた者で更に第二百二十一條から第二百二十三條までの罪につき刑に處せられた者については、前項の五年間は、十年間とする。

3 裁判所は、情狀に因り、刑の言渡と同時に第一項に規定する者に對し同項の五年間又は刑の執行猶予中の期間選舉權及び被選舉權を有しない旨の規定を適用せず若しくはその期間を短縮する旨を宣告し又は前項に規定する者に對し同項の十年間を短縮する旨を宣告することができる。
(罪の時効)

第二百五十三條 第二百四十六條(選舉運動に關する収入及び支出の規正違反)、第二百四十七條(報告書提出の義務違反)、第二百四十八條(寄附の制限違反)及び第二百四十九條(寄附の勧誘、要求等の制限違反)の罪の時効は、二年を経過することにより完成する。

2 第二百三十七條(投票の偽造及び増減罪)第三項及び第四項の罪の時効は、一年を経過することにより完成する。
3 前二項に掲げる罪以外の本章の罪の時効は、六箇月を経過することにより完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、一年とする。
(當選人等の處刑の通知)

第二百五十四條 當選人がその選舉に關し本章に掲げる罪(第二百四十五條(選舉期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十六條(選舉運動に關する収入及び支出の規正違反)第二號から第九號まで、第二百四十八條(寄附の制限違反)及び第二

八〇

百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）を犯し刑に處せられたとき、選挙運動を總括主宰した者が第二百一十一條（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二條（多數人買収及び多數人利害誘導罪）若しくは第二百二十三條（公職の候補者及び當選人に對する買収及び利害誘導罪）の罪を犯し刑に處せられたとき又は出納責任者が第二百四十七條（報告書提出の義務違反）の罪を犯し刑に處せられたときは、裁判所の長は、その旨を全國選挙管理委員會に通知し、且つ、關係地方公共團體の長を経て當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會に通知しなければならない。衆議院議員又は參議院議員たる當選人が刑に處せられた場合においては、衆議院議長又は參議院議長に、地方公共團體の議會の議員たる當選人が刑に處せられた場合においては、當該委員會の委員長に、併せて通知しなければならない。

（不在者投票の場合の罰則の適用）
 第二百五十五條 第四十九條（不在者投票）の規定による投票については、その投票を管理すべき者はこれを投票管理者、その投票を記載すべき場所はこれを投票所、その投票に立ち會うべき者はこれを投票立會人とみなして、本章の規定を適用する。

第十七章 補 則

（衆議院議員の任期の起算）

第二百五十六條 衆議院議員の任期は、總選挙の期日から起算する。但し、任期満了に因る總選挙が衆議院議員の任期満了の日前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

（參議院議員の任期の起算）

第二百五十七條 參議院議員の任期は、前の通常選挙による參議院議員の任期満了の日の翌日から起算する。但し、通常選挙が前の通常選挙による參議院議員の任期満了の日の翌日に行われたときは、通常選挙の期日から起算する。

（地方公共團體の議會の議員及び教育委員會の委員の任期の起算）

第二百五十八條 地方公共團體の議會の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共團體の議會の議員の任期満了の日前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

2 教育委員會の委員の任期は、定例選挙の日から起算する。

（地方公共團體の長の任期の起算）

第二百五十九條 地方公共團體の長の任期は、選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る選挙が地方公共團體の長の任期満了の日前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

（補欠議員並びに教育委員會の委員の補充委員及び補欠委員の任期）

第二百六十條 衆議院議員、參議院議員又は地方公共團體の議會の議員の補欠議員は、それぞれその前任者の残任期間在任する。

2 地方公共團體の議會の議員の定數に異動を生じたためあらたに選挙された議員は、一般選挙により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。

3 教育委員會の委員のうち第九十七條第五項（次點者からの繰上補充者）及び第一百十二條第四項（欠員の場合の次點者からの繰上補充者）の規定により當選人となつたものは、補充委員とし、その委員は、直近に行われる定例選挙の期日の前日まで在任する。

4 前項に規定する場合を除く外、教育委員會の委員の補欠委員は、前任者の残任期間在任する。但し、前項の補充委員の後任者となつた委員は、當該補充委員の前任者と在任期間を同じくする委員の在任期間在任する。

（選挙管理費用の國と地方公共團體との負擔區分）

第二百六十一條 選挙に關する費用で國と地方公共團體とが負擔するものの區分については、本章に特別の規定があるものを除く外、地方財政法（昭和二十三年法律第九號）の定めるところによる。

（各選挙に通ずる選挙管理費用の財政措置）

第二百六十二條 選挙に關する左に掲げる費用については、國においては財政上必要な措置を講ずるものとする。

一 選挙人名簿の調製に要する費用

二 點字器の調製に要する費用

三 第二百五十二條（國會議員、知事及び都道府縣の教育委員の選挙の立會演說會）の規定により行う立會演說會の開催に要する費用

八二

四 第六十七條《國會議員、知事及び都道府縣の教育委員の選挙公報》の規定による選挙公報の發行に要する費用
 五 第九十二條《すべての選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書》の規定による報告書の公表、保存及び閲覧の施設に要する費用

(衆議院議員及び参議院議員の選挙管理費用の国庫負擔)

第六十三條 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する左に掲げる費用は、国庫の負擔とする。

一 投票の用紙及び封筒、第四十九條《不在者投票》の規定による投票に関する不在者投票證明書及びその封筒並びに投票箱の調製に要する費用

二 選挙事務のため都道府縣及び市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分會長において要する費用

三 投票所、開票所、選挙會場及び選挙分會場に要する費用

四 第四十九條の規定による投票に関する選挙事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用

五 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分會長、投票立會人、開票立會人及び選挙立會人に對する報酬及び費用辨償に要する費用で全国選挙管理委員會の定めるもの

六 第四十二條第一項《選挙運動用の通常葉書》の規定による通常葉書の費用

七 第四十四條《選挙運動用ポスター》の規定によるポスターに使用する用紙の費用

八 第四十九條《選挙に関する新聞廣告》の規定による新聞廣告に要する費用

九 第五十條《政見放送》及び第五十一條《経歴放送》の規定による放送に要する費用

十 第六十一條《公營施設使用の個人演説會》の規定による個人演説會のための施設（設備を含む。）に関する費用

十一 第七十三條《公職の候補者の氏名等の揭示》の規定による揭示に要する費用

十二 第七十六條《選挙運動のための交通機關の利用》の規定による交通機關の使用に要する費用

(地方公共團體の議會の議員及び長並びに教育委員會の委員の選挙管理費用の地方公共團體負擔)

第六十四條 地方公共團體の議會の議員及び長並びにその教育委員會の委員の選挙に関する左に掲げる費用は、當該地方

公共團體の負擔とする。

一 前條第一號から第四號まで及び第十號に掲げる費用

二 前條第五號に掲げる者に對する報酬及び費用辨償に要する費用

2 都道府縣知事の選挙に関する前條第六號から第九號まで、第十一號及び第十二號に掲げる費用並びに都道府縣の教育委員會の委員の選挙に関する前條第六號、第九號、第十一號及び第十二號に掲げる費用については、當該都道府縣の負擔とする。

3 都道府縣の議會の議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選挙と市町村の議會の議員、市町村長及び市町村の教育委員會の委員の選挙を同時に行う場合の費用の負擔区分については、關係地方公共團體が協議して定める。

(特別市の特例)

第六十五條 この法律中都道府縣に関する規定並びに市に関する規定のうち第九條《選挙權》第二項から第五項まで及び第十五條第六項《所屬選挙區》の規定は、特別市に適用する。この場合において、特別市の行政区は、市とみなす。

2 衆議院議員、参議院議員、特別市の議會の議員及び長並びに特別市の教育委員會の委員の選挙に關してこの法律の規定を適用するについては、第九條第二項から第五項まで及び第十五條第六項に規定する場合を除く外、行政区を市とみなす。

3 前二項に規定するものの外、特別市に關するこの法律の規定の適用につき必要な事項は、政令で定める。

(特別區の特例)

第六十六條 この法律中市に關する規定は、特別區に適用する。但し、第九條《選挙權》第二項及び第三項並びに第二十六條《補充選挙人名簿の調製》第二項の規定の適用については、これらの規定中「三箇月以來市町村の區域内」とあるのは「三箇月以來特別區の存する區域内」と読み替えるものとし、第二十條《基本選挙人名簿の調製》第一項及び第二十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「三箇月以來その市町村の區域内に住所を有する」とあるのは「三箇月以來特別區の存する區域内に住所を有し、且つ、その日においてその特別區内に住所を有する」と読み替えるものとする。

(地方公共團體の組合の特例)

第六十七條 地方公共團體の組合の選挙及びその組合に設置した教育委員會の委員の選挙については、法律に特別の定があるものを除く外、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては、この法律中都道府縣に關する規定、市及び特別區の加入するもので都道府縣及び特別市の加入しないものにあつてはこの法律中市に關する規定、その他のものにあつてはこの法

律中町村に關する規定を適用する。

2 衆議院議員、參議院議員、都道府縣の議會の議員及び長並びに都道府縣の教育委員會の委員の選舉に關してこの法律の規定を適用するについては、全部事務組合又は役場事務組合は一町村とみなし、その組合役場は町村役場とみなす。
(財産區の特例)

268 財産區の議會の議員の選舉については、地方自治法第二百九十五條(財産區に關する條例の設定)の規定による條例で規定するものを除く外、この法律中町村の議會の議員の選舉に關する規定を適用する。但し、被選舉權の有無は、市町村又は特別市若しくは特別區の議會が決定する。
(特定の市に對する本法の適用關係)

269 衆議院議員、參議院議員、都道府縣の議會の議員及び長、都道府縣の教育委員會の委員の選舉並びに地方自治法第二百五十五條第二項(區を設ける指定市)の市の議會の議員、長及び教育委員會の委員の選舉に關してこの法律の規定を適用するについては、當該市においては、區を市とみなし、區の選舉管理委員會及び選舉管理委員を市の選舉管理委員會及び選舉管理委員とみなす。但し、第九條(選舉權)第二項及び第三項、第二十條(基本選舉人名簿の調製)第一項並びに第二十六條(補充選舉人名簿の調製)第一項及び第二項の規定の適用については、第二百六十六條(特別區の特例)但書の規定を準用して讀み替えるものとする。

(海外引揚者及び入院加療中の者と住所要件との關係)

270 海外引揚者で市町村の區域内に住所を有するに至つたがその期間がまだ三箇月に達しないものの選舉權の取得及び補充選舉人名簿の登録については、この法律に規定する住所に關する要件にかかわらず、引き続き三箇月以来市町村の區域内に住所を有していた者で天災事變等に因りやむなく他の市町村の區域内に住所を移したものの例による。

271 この法律に規定する住所に關する要件を定めるに當つては、病院その他の療養施設に入院加療中の者に對しては、その入院加療中の場所における住所があるものと推定してはならない。

272 前項の規定は、入院加療中の者の選舉權の行使を妨げる意味を有するものと解釋してはならない。

(都道府縣の議會の議員の選舉區の特例)

273 第十五條第一項(都道府縣の議會の議員の選舉區)中郡とあるのは、都においては支廳の所管區域を含み、

道においては支廳の所管區域とする。

(施行に關する命令等)

274 第二百七十二條 この法律の實施のための手續その他その執行に關し必要な規定は、命令で定める。

275 この法律中「章」、「條」及び「項」の下に付したかつこ「(一)」「書」は、各條項を引用する場合の便宜を圖るための見出しであつて、各規定の内容を限定する意味を有するものと解釋されてはならない。

(選舉政令の立案及び選舉事務の委嘱)

276 第二百七十三條 選舉に關する政令は、全國選舉管理委員會の立案するところにより定むべきものとする。

277 都道府縣又は市町村の選舉管理委員會が、都道府縣知事又は市町村長の承認を得て、當該都道府縣又は市町村の補助機關たる職員に選舉に關する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠實にその事務を執行しなければならない。

278 附則

1 この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。

2 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四號)の適用を受けない者の選舉權及び被選舉權は、當分の間、停止する。

3 前項の者は、選舉人名簿に登録することができない。

4 海上の交通がとざされその他特別の事情がある地域で政令で指定するものにおいては、政令で定めるまでは、選舉は、行われない。

5 前項に掲げる地域において初めて行ふ選舉に關し必要な事項は、政令で定める。

(別表第一)

選 區	選 區	議 員 數
第一區	札幌市、小樽市、石狩支廳管内、後志廳管内	五
第二區	旭川市、留萌市、稚内市、上川支廳管内、宗谷支廳管内、留萌支廳管内、	四
第三區	函館市、檜山支廳管内、渡島支廳管内、	三
第四區	室蘭市、夕張市、岩見澤市、苫小牧市、空知支廳管内、膽振支廳管内、	五
第五區	釧路市、帯広市、北見市、網走市、十勝支廳管内、釧路國支廳管内、根室支廳管内、網走支廳管内、	五

茨城縣	福島縣	山形縣	秋田縣	宮城縣	岩手縣	青森縣
第一區 水戶市、東茨城郡、西茨城郡、兒島郡、行方郡、稻敷郡、北相馬郡	第一區 福島市、郡山市、信夫郡、伊達郡、安達郡、安積郡	第一區 鶴岡市、酒田市、新庄市、北村山郡、最上郡、東田川郡、西田川郡、飽海郡	第一區 秋田市、能代市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、河邊郡	第一區 仙台市、鹽竈市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、亙理郡、名取郡、宮城郡、	第一區 盛岡市、釜石市、宮古市、巖手郡、紫波郡、上閉伊郡、下閉伊郡、九戶郡	第一區 青森市、八戸市、東津輕郡、上北郡、下北郡、三戸郡
第二區 日立市、那珂郡、久慈郡、多賀郡	第二區 若松市、白河市、岩瀬郡、南會津郡、北會津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡	第二區 西置賜郡	第二區 由利郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡	第二區 石卷市、玉造郡、栗原郡、登米郡、桃生郡、牡鹿郡、本吉郡	第二區 一ノ關市、稗貫郡、和賀郡、膽澤郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡、氣仙郡	第二區 弘前市、西津輕郡、中津輕郡、南津輕郡、北津輕郡
第三區 土浦市、新治郡、筑波郡、眞壁郡、猿島郡、結城郡	第三區 平市、石城郡、雙葉郡、相馬郡	第三區 山形市、米澤市、南村山郡、東村山郡、西村山郡、南置賜郡、東置賜郡				

栃木縣	群馬縣	埼玉縣	千葉縣	東京都
第一區 宇都宮市、鹿沼市、河内郡、上都賀郡、鹽谷郡、那須郡	第一區 前橋市、伊勢崎市、勢多郡、利根郡、佐波郡、	第一區 川口市、浦和市、大宮市、北足立郡	第一區 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡	第一區 千代田區、中央區、港區、新宿區、文京區、台東區
第二區 足利市、栃木市、佐野市、芳賀郡、下都賀郡、安蘇郡、足利郡	第二區 桐生市、太田市、新田郡、山田郡、邑樂郡	第二區 川越市、入間郡、比企郡	第二區 銚子市、印旛郡、海上郡、匝瑳郡、香取郡	第二區 品川區、大田區、大島支廳管內、三宅支廳管內、八丈支廳管內
第三區 高崎市、群馬郡、北群馬郡、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡、吾妻郡	第三區 高崎市、群馬郡、北群馬郡、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡、吾妻郡	第三區 熊谷市、秩父郡、兒玉郡、大里郡	第三區 館山市、木更津市、長生郡、山武郡、君津郡、夷隅郡、安房郡	第三區 目黒區、世田谷區
第四區 足利市、栃木市、佐野市、芳賀郡、下都賀郡、安蘇郡、足利郡	第四區 高崎市、群馬郡、北群馬郡、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡、吾妻郡	第四區 行田市、北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡	第四區 館山市、木更津市、長生郡、山武郡、君津郡、夷隅郡、安房郡	第四區 澁谷區、中野區、杉並區
第五區 宇都宮市、鹿沼市、河内郡、上都賀郡、鹽谷郡、那須郡	第五區 高崎市、群馬郡、北群馬郡、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡、吾妻郡	第五區 川口市、浦和市、大宮市、北足立郡	第五區 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡	第五區 豐島區、北區、板橋區、練馬區
第六區 宇都宮市、鹿沼市、河内郡、上都賀郡、鹽谷郡、那須郡	第六區 高崎市、群馬郡、北群馬郡、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡、吾妻郡	第六區 行田市、北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡	第六區 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡	第六區 墨田區、江東區、荒川區、足立區、葛飾區、江戸川區
第七區 宇都宮市、鹿沼市、河内郡、上都賀郡、鹽谷郡、那須郡	第七區 高崎市、群馬郡、北群馬郡、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡、吾妻郡	第七區 行田市、北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡	第七區 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡	第七區 八王子市、立川市、武蔵野市、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡

神奈川縣	新潟縣	富山縣	石川縣	福井縣	山梨縣	長野縣
第一區 橫濱市	第一區 新潟市、西蒲原郡、佐渡郡	第一區 富山市、上新川郡、中新川郡、下新川郡、婦負郡	第一區 金澤市、小松市、江沼郡、能美郡、石川郡			第一區 長野市、更級郡、上高井郡、下高井郡、上水內郡、下水內郡
第二區 橫須賀市、川崎市、鎌倉市、三浦郡	第二區 新發田市、北蒲原郡、中蒲原郡、東蒲原郡、岩船郡	第二區 高岡市、射水郡、氷見郡、東礪波郡、西礪波郡	第二區 七尾市、河北郡、羽咋郡、鹿島郡、鳳至郡、珠洲郡			第二區 上田市、南佐久郡、北佐久郡、小縣郡、埴科郡
第三區 愛甲郡、津久井郡	第三區 刈羽郡	第三區 高田市、中魚沼郡、東頸城郡、中頸城郡、西頸城郡				第三區 岡谷市、飯田市、諏訪市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡
	第四區 高田市、中魚沼郡、東頸城郡、中頸城郡、西頸城郡	第四區 富山市、上新川郡、中新川郡、下新川郡、婦負郡				第四區 松本市、西筑摩郡、東筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡

岐阜縣	靜岡縣	愛知縣	三重縣	滋賀縣	京都府
第一區 岐阜市、大垣市、稻葉郡、羽島郡、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡	第一區 靜岡市、清水市、島田市、庵原郡、安部郡、志田郡、榛原郡、小笠郡	第一區 瀨戶市、半田市、春日井市、愛知郡、東春日井郡、西春日井郡、知多郡	第一區 津市、四日市市、桑名市、上野市、鈴鹿市、桑名市、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡、河藝郡、安濃郡、一志郡、阿山郡、名賀郡	第一區 宇治山田市、松坂市、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡	第一區 上京區、中京區、左京區、東山區、下京區
第二區 高山市、多治見市、郡上郡、加茂郡、可兒郡、土岐郡、惠那郡、益田郡	第二區 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、吉原市、賀茂郡、田方郡	第二區 一宮市、津島市、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡	第二區 宇治山田市、松坂市、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡	第二區 宇治山田市、松坂市、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡	第二區 右京區、伏見區、福知山市、舞鶴市、乙訓郡、宇治郡、何鹿郡、久世郡、綴喜郡、相模郡、南桑田郡、北桑田郡、船井郡、天田郡、何鹿郡、加佐郡、與謝郡、中
第三區 濱松市、磐田市、磐田郡、周智郡、濱名郡、引佐郡	第三區 駿東郡、富士郡	第三區 岡崎市、碧南市、碧海郡、幡豆郡、額田郡、西加茂郡、東加茂郡	第三區 津市、四日市市、桑名市、上野市、鈴鹿市、桑名市、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡	第三區 宇治山田市、松坂市、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡	第三區 右京區、伏見區、福知山市、舞鶴市、乙訓郡、宇治郡、何鹿郡、久世郡、綴喜郡、相模郡、南桑田郡、北桑田郡、船井郡、天田郡、何鹿郡、加佐郡、與謝郡、中
第四區 名古屋市	第四區 濱松市、磐田市、磐田郡、周智郡、濱名郡、引佐郡	第四區 岡崎市、碧南市、碧海郡、幡豆郡、額田郡、西加茂郡、東加茂郡	第四區 津市、四日市市、桑名市、上野市、鈴鹿市、桑名市、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡	第四區 宇治山田市、松坂市、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡	第四區 右京區、伏見區、福知山市、舞鶴市、乙訓郡、宇治郡、何鹿郡、久世郡、綴喜郡、相模郡、南桑田郡、北桑田郡、船井郡、天田郡、何鹿郡、加佐郡、與謝郡、中
第五區 名古屋市	第五區 濱松市、磐田市、磐田郡、周智郡、濱名郡、引佐郡	第五區 岡崎市、碧南市、碧海郡、幡豆郡、額田郡、西加茂郡、東加茂郡	第五區 津市、四日市市、桑名市、上野市、鈴鹿市、桑名市、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡	第五區 宇治山田市、松坂市、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡	第五區 右京區、伏見區、福知山市、舞鶴市、乙訓郡、宇治郡、何鹿郡、久世郡、綴喜郡、相模郡、南桑田郡、北桑田郡、船井郡、天田郡、何鹿郡、加佐郡、與謝郡、中

大阪府	兵庫縣					奈良縣	和歌山縣	鳥取縣	島根縣
	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區				
第一區 〔西區、港區、大正區、天王寺區、南區、浪速區、生野區、阿倍野區、住吉區、東住吉區、西成區〕 第二區 〔北區、都島區、福島區、此花區、東區、大淀區、西淀川區、東淀川區、東成區、旭區、城東區〕 第三區 〔豐中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、三島郡、豊能郡、北河內郡〕 第四區 布施市、八尾市、南河內郡、中河內郡 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉佐野市、泉北郡、泉南郡	第一區 神戸市 第二區 〔尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、武庫郡、川邊郡、有馬郡、津名郡、三原郡〕 第三區 明石市、明石郡、美濃郡、加東郡、多可郡、加西郡、加古郡、印南郡 第四區 姫路市、相生市、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、美栗郡 第五區 城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡、水上郡、多紀郡	第一區 和歌山市、海南市、海草郡、那賀郡、伊都郡 第二區 新宮市、田邊市、有田郡、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡							
四 人	三 人	三 人	三 人	三 人	五 人	四 人	五 人	四 人	五 人

九〇

岡山縣	廣島縣	山口縣	德島縣	香川縣		愛媛縣			高知縣
				第一區	第二區	第一區	第二區	第三區	
第一區 〔岡山市、津山市、御津市、赤磐郡、和氣郡、邑久郡、上道郡、眞庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米留郡〕 第二區 倉敷市、玉野市、兒島市、兒島郡、都窪郡、淺口郡、小田郡、後月郡、吉備郡、上房郡、川上郡、阿哲郡	第一區 廣島市、佐伯郡、安佐郡、山縣郡、高田郡 第二區 吳市、安藝郡、賀茂郡、豊田郡 第三區 尾道市、福山市、三原市、御調郡、世羅郡、沼隈郡、深安郡、芦安郡、芦品郡、神石郡、甲奴郡、双三郡、比婆郡	第一區 下關市、宇部市、萩市、小野田市、厚狹郡、豊浦郡、美禰郡、大津郡、阿武郡 第二區 〔防府市、下松市、岩國市、吉敷郡、光市、山口市、徳山市、大島郡、玖珂郡、熊毛郡、都濃郡、佐波郡〕		第一區 高松市、大川郡、木田郡、小豆郡、香川郡 第二區 丸龜市、坂出市、綾歌郡、仲多度郡、三豊郡	第一區 松山市、温泉郡、伊予郡、上浮穴郡 第二區 今治市、新居濱市、西條市、越智郡、周桑郡、新居郡、宇摩郡 第三區 宇和島市、八幡濱市、喜多郡、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡、南宇和郡	五 人 五 人 四 人 五 人 三 人 三 人 三 人 三 人 五 人			

九一

島根縣	鳥取縣	和歌山縣		奈良縣	兵庫縣					大阪府						
		第一區	第二區		第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區		
		和歌山市、海南市、海草郡、那賀郡、伊都郡	新宮市、田邊市、有田郡、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡		神戶市	尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、武庫郡、川邊郡、有馬郡、津名郡、三原郡	明石市、明石郡、美囊郡、加東郡、多可郡、加西郡、加古郡、印南郡	姫路市、相生市、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡	城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡、水上郡、多紀郡		西區、港區、大正區、天王寺區、南區、浪速區、生野區、阿倍野區、住吉區	東住吉區、西成區	北區、都島區、福島區、此花區、東區、大淀區、西淀川區、東淀川區、東成區、旭區、城東區	豐中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、三島郡、豐能郡、北河內郡	布施市、八尾市、南河內郡、中河內郡	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉佐野市、泉北郡、泉南郡
五人	四人	三人	三人	五人	三人	四人	三人	五人	三人	三人	四人	四人	四人	四人	四人	

九〇

高知縣	愛媛縣			香川縣		德島縣	山口縣		廣島縣			岡山縣		
	第一區	第二區	第三區	第一區	第二區		第一區	第二區	第一區	第二區	第三區	第一區	第二區	
	松山市、溫泉郡、伊予郡、上浮穴郡	今治市、新居濱市、西條市、越智郡、周桑郡、新居郡、宇摩郡	宇和島市、八幡濱市、喜多郡、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡、南宇和郡	高松市、大川郡、木田郡、小豆郡、香川郡	丸龜市、坂出市、綾歌郡、仲多度郡、三豊郡		下關市、宇部市、萩市、小野田市、厚狹郡、豊浦郡、美禰郡、大津郡、阿武郡	防府市、下松市、岩國市、吉敷郡	都濃郡、佐波郡	尾道市、福山市、三原市、御調郡、世羅郡、沼隈郡、深安郡、芦安郡、芦品郡、神石郡、甲奴郡、双三郡、比婆郡	廣島市、佐伯郡、安佐郡、山縣郡、高田郡	吳市、安藝郡、賀茂郡、豊田郡	岡山市、津山市、御津市、赤磐郡、和氣郡、邑久郡、上道郡、眞庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米留郡	倉敷市、玉野市、兒島市、兒島郡、都窪郡、淺口郡、小田郡、後月郡、吉備郡、上房郡、川上郡、阿哲郡
五人	三人	三人	三人	三人	三人	五人	四人	五人	五人	五人	四人	三人	五人	五人

九一

鹿 兒 島 縣	第一區	鹿兒島市、枕崎市、鹿兒島郡、揖宿郡、川邊郡、日置郡	三
	第二區	川内市、薩摩郡、出水郡、伊佐郡、始良郡	三
	第三區	鹿屋市、肝屬郡、噲唎郡、熊毛郡、大島支廳管内	四
宮 崎 縣	第一區	宮崎市、延岡市、宮崎郡、兒湯郡、東臼杵郡、西臼杵郡	三
	第二區	都城市、南那珂郡、北諸縣郡、西諸縣郡、東諸縣郡	三
大 分 縣	第一區	別府市、中津市、西國東郡、東國東郡、速見郡、下毛郡、宇佐郡	四
	第二區	〔大分市、日田市、佐伯市、大分郡、北海部郡、南海部郡、大野郡、直入郡、玖珠郡、日田郡〕	五
熊 本 縣	第一區	〔八代市、人吉市、水俣市、宇土郡、上益城郡、下益城郡、八代郡、葦北郡、球磨郡、天草郡〕	五
	第二區	熊本市、荒尾市、飽託郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡	五
長 崎 縣	第一區	長崎市、島原市、諫早市、西彼杵郡、北高來郡、南高來郡、對馬支廳管内	五
	第二區	佐世保市、大村市、東彼杵郡、北松浦郡、南松浦郡、壹岐郡	四
福 岡 縣	第一區	福岡市、糟屋郡、宗像郡、朝倉郡、筑紫郡、早良郡、糸島郡	五
	第二區	若松市、八幡市、戸畑市、直方市、飯塚市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡	五
	第三區	久留米市、大牟田市、浮羽郡、三井郡、三潁郡、八女郡、山門郡、三池郡	五
	第四區	小倉市、門司市、田川市、田川郡、京都郡、筑上郡	四

本表は、この法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた國勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。

(別表第二)

北 海 道	青 森 縣	岩 手 縣	宮 城 縣	秋 田 縣	山 形 縣	福 島 縣	茨 城 縣	栃 木 縣	群 馬 縣	埼 玉 縣	千 葉 縣	東 京 都	神 奈 川 縣	新 潟 縣	選 舉 區	議員數	
八	二	二	二	二	二	四	四	四	四	四	四	八	四	四		八	
富 山 縣	石 川 縣	福 井 縣	山 梨 縣	長 野 縣	岐 阜 縣	靜 岡 縣	愛 知 縣	三 重 縣	滋 賀 縣	京 都 府	大 阪 府	兵 庫 縣	奈 良 縣	和 歌 山 縣	選 舉 區	議員數	
二	二	二	二	四	二	二	四	二	二	四	六	六	二	二		二	
鳥 取 縣	島 根 縣	岡 山 縣	廣 島 縣	山 口 縣	德 島 縣	香 川 縣	愛 媛 縣	高 知 縣	福 岡 縣	佐 賀 縣	長 崎 縣	熊 本 縣	大 分 縣	宮 崎 縣	鹿 兒 島 縣	選 舉 區	議員數
二	二	四	四	二	二	二	二	二	六	二	二	二	二	二	四		二

公職選挙法施行令

九四

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百號）の規定並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百八十條及び同法附則第二十一條の規定に基き、この政令を制定する。

第一章 選挙権

（住所要件をみたさない者の選挙権取得の手續）

第一條 引き続き三箇月以來市町村の区域内に住所を有していた者で、天災事變等に因り止むなく他の市町村の区域内に住所を移したものが公職選挙法（以下「法」という。）第九條第三項の規定によつてする申出又は海外引揚者が法第二百七十條第一項の規定によつてする申出は、その事由を記載した文書をもつてしなければならぬ。

第二章 選挙に関する区域

（法別表第一の市以外の市の属する選挙区）

第二條 法別表第一（衆議院議員の選挙区）に掲げる市以外の市は、その市が設置され、又は町村がその市となる前にその市の区域が包含されていた郡の区域、支廳の所管区域又は市の区域の属する選挙区に包含されるものとする。

2 前項の市が、二以上の選挙区にわたつて新たに設置されたものである場合において、その区域の属すべき選挙区は同項の規定にかかわらず、関係選挙区における議員一人當りの人口、関係選挙区に属していた者でその市に属するに至つたものの数その他の事情を考慮して、全国選挙管理委員会が定める。

3 全国選挙管理委員会は、前項の規定によつて市の区域が属すべき選挙区を定めた場合においては、遅滞なく、その旨を衆議院議長及び関係都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

4 第二項の市の設置が地方自治法第七條第一項の規定によつてなされた場合においては都道府県知事、同法同條第二項の規定によつてなされた場合においては内閣總理大臣は、全国選挙管理委員会に對し、遅滞なく、その旨の報告又は通知をしな

ければならぬ。

（市の境界の變更に伴う選挙区の變更）

第三條 二以上の衆議院議員の選挙区の境界にわたつて市と市との間に境界の變更（市の設置があつた場合を除く。）があつた場合においては、選挙区の区域は、それに伴つて變更するものとする。

（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）

第四條 法第十五條第二項の規定によつて數区域を合せて一選挙区を設けることができる場合は、都道府県の議会の議員の選挙区となつてゐる郡市の区域でその人口が當該都道府県の人口を當該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た數の半數に達しないものを合せ、又はこれと他の区域を合せて一選挙区を設ける場合に限るものとする。

2 法第十五條第二項の規定による選挙区を設定し、若しくは廢止し、又はその区域を變更することができる場合は、一般選挙を行う場合に限るものとする。但し、新たに郡の区域を畫し、又は市を設置し、若しくは町村が市となつた場合において、前項の規定によつて一選挙区を設けることができることとなつた當該關係区域については、この限りでない。

（都道府県の議会の議員の選挙区の變更）

第五條 都道府県の議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数は、議員の任期中においても、新たに郡市の区域の設定又は廢止があつた場合に限り、これと關係がある選挙区については、變更することができる。

（都道府県の議会の議員の所屬選挙区の變更）

第六條 都道府県の議会の議員の任期中新たに郡市の区域の設定があつた場合においては、これに配當すべき都道府県の議会の議員は、従前その区域が屬していた選挙区から選出した議員の中から都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。但し、その区域内に住所を有する議員があるときは、その議員をもつてその区域から選出された議員とし、その区域内に住所を有する議員の數がその区域の配當議員數より多いときは、これらの議員の中からくじで定める。

2 都道府県の議会の議員の任期中郡市の区域の廢止があつた場合においては、當該区域が新たに屬することとなつた選挙区に配當すべき議員は、前項の規定に準じて選挙管理委員会が定める。

（特定の市の区域に對する前四條の規定の準用）

第七條 第三條から前條までの規定は、地方自治法第一百五十五條第二項の市の議会の議員の選挙区並びにその選挙区において

選挙すべき議員の定数及びその選挙区に配當すべき議員に關して、その市の區に準用する。

九六

(市町村の議會の議員の任期中における選挙區及び定数の變更)

第八條 市町村の廢置分合又は境界變更があつた場合において、地方自治法第九十一條第四項の規定によつて議會の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、前條の市にあつては各選挙區において選挙すべき議員の定数を變更し、前條の市以外の市及び町村にあつては關係區域を區域とする選挙區を設け、若しくは關係區域を選挙區に編入し、又は各選挙區において選挙すべき議員の定数を變更することができる。第六條第一項の規定はこの場合に準用する。

(人口に比例しない議員の定数)

第九條 市町村の廢置分合又は境界變更があつた場合においては、關係區域を區域とする選挙區又は關係區域を編入した選挙區において選挙すべき當該市町村の議會の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

第三章 選挙 人名簿

(船員の基本選挙人名簿に登録される者)

第十條 市町村の選挙管理委員會は、法第二十一條の規定によつて船員の基本選挙人名簿を調製する場合において、九月十五日現在において住所を有する船員(船員法(昭和二十二年法律第百號)第一條に規定する船員をいう。以下同じ。)については、船員の基本選挙人名簿に登録することを要しないものとする。

(船舶所有者の變更の場合における雇用期間の計算)

第十一條 法第二十一條第一項に規定する三箇月の期間は、船員法第四十三條(船舶所有者の變更による雇入契約の終了)の規定によつて雇用契約が繼續し、又は繼續するものとみなされる場合においては、同一の船舶所有者に雇用されているものとして計算するものとする。

(船員の基本選挙人名簿の調製に關する調査)

第十二條 市町村の選挙管理委員會は、船員の基本選挙人名簿の調製に關し必要がある場合においては、船舶所有者、船員その他の關係人の出頭を求め、又はこれらの者に選挙人名簿調製のための資料の提出を求めることができる。この場合においては、船舶所有者、船員その他の關係人は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

2 船舶所有者は、船員の申出によつて法第二十一條第二項に規定する船員名簿を作製する場合には、あわせてその船員に船員の基本選挙人名簿に登録される資格がある者である旨の宣誓書を書かせて、これを船員名簿に添えて選挙管理委員會に提出しなければならない。

(船員名簿及び船員の基本選挙人名簿の記載事項)

第十三條 船員名簿には、船員の氏名、性別、生年月日及び雇用年月日並びに船員手帳番號を記載しなければならない。

2 船員の基本選挙人名簿には、船員の氏名、住所、性別、生年月日及び船員手帳番號を記載しなければならない。

3 前項に規定する船員の住所は、その船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の事務所所在地とする。

(船員に交付すべき選挙人名簿登録證明書)

第十四條 基本選挙人名簿(船員の基本選挙人名簿を除く。)又は補充選挙人名簿に登録された船員は、市町村の選挙管理委員會に對して、選挙人名簿登録證明書の交付を申請しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員會は、前項の規定による申請があつた場合には直接に、船員の基本選挙人名簿に登録された船員に對しては船舶所有者を通じて、選挙人名簿登録證明書を交付しなければならない。

3 前二項の選挙人名簿登録證明書は、船員手帳にはりつけておかなければならない。

(船員の死亡等に關する届出)

第十五條 船舶所有者は、その雇用している船員で法第二十一條の船員の基本選挙人名簿に登録されている者が死亡し、又は船員でなくなつた場合においては、遲滞なく、その旨を當該基本選挙人名簿を管理する選挙管理委員會に通知しなければならない。

(船舶管理人、船舶借入人等)

第十六條 第十一條から前條まで及び第三十條中船舶所有者に關する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者に、それぞれ適用する。

(二重登録の通知)

第十七條 市町村の選挙管理委員會は、その市町村の補充選挙人名簿に登録すべき者が他の市町村の選挙人名簿に登録されている者であることを發見した場合においては、遲滞なく、その旨を關係のある市町村選挙管理委員會に通知しなければならない。

(選挙人名簿の修正)

第十八條 市町村の選挙管理委員会は、第十五條若しくは前條の規定による通知を受けた場合、その市町村の補充選挙人名簿に登録すべき者がその市町村の船員の基本選挙人名簿に登録されている者であることを知つた場合又はその市町村の選挙人名簿に登録されている者が死亡したことを知つた場合においては、直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合においては、前項の規定に該當する場合を除く外、直ちにその旨を選挙人名簿に表示しなければならない。

(選挙人名簿の移送又は引継)

第十九條 市町村の選挙管理委員会は、市町村の境界変更があつた場合においては、選挙人名簿中新たに他の市町村に属することとなつた区域に係る部分をその市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2 市町村の廢置分合があつた場合においては、新たにその区域が属することとなつた市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿中その市町村に属することとなつた区域に係る部分を引き継がなくてはならない。

3 選挙管理委員会は、選挙人名簿の送付を受け、又は引継をした場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、その旨及び送付又は引継に係る選挙人名簿に登録されている者の数を都道府縣の選挙管理委員会に報告しなければならない。

4 前三項の規定は、地方自治法第五十五條第二項の市において新たに區を設け、又はその區域を変更した場合に準用する。但し、前項の規定を準用して區の選挙管理委員会が報告をする場合においては、市の選挙管理委員会を経なければならぬ。

5 第一項及び第二項の規定によつて送付を受け、又は引継をした選挙人名簿は、市町村の廢置分合又は境界変更に係る區域が新たに屬した市町村の選挙人名簿となるものとする。

(確定前の補充選挙人名簿の移送又は引継)

第二十條 前條第一項又は第二項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定によつて送付又は引継を受けた補充選挙人名簿が確定前である場合においては、その名簿の縦覧、確定及び異議の決定に関する期日及び期間は、市町村の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示しなければならない。

(選挙人名簿の再調製)

第二十一條 法第三十條の規定によつて選挙人名簿を再調製する場合においては、その選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間、並びに申請の方法及び期間並びに船員名簿の提出その他選挙人名簿の再調製について必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示しなければならない。

2 法第三十條の規定によつて補充選挙人名簿を調製する場合においては、同法第二十六條第三項の規定にかかわらず、選挙人年齢及び住所の期間は、その補充選挙人名簿の確定の期日によつて算定する。

(選挙人の数の報告)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、基本選挙人名簿又は補充選挙人名簿を調製し、又はこれらを再調製した場合においてこれらの選挙人名簿が確定したときは、遅滞なく、これらに登録された選挙人の数を都道府縣の選挙管理委員会に報告しなければならない。

(選挙人名簿の保存)

第二十三條 選挙人名簿及びその抄本は、その名簿又は抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員、地方公共團體の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員の任期間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

第四章 投票

(投票管理者の職務代理者及び職務管掌者の選任)

第二十四條 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任して置かなければならない。

2 選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者にとともに事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員会又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3 参議院地方選出議員の選挙と参議院全國選出議員の選挙とを同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、参議院地方選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者又はこれを管掌すべき者を同時に参議院全國選出議員の選挙

の投票管理者の職務を代理すべき者又はこれを管掌すべき者に選任することができる。

100

(投票管理者及びその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七條第二項又は前條の規定によつて投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(投票立會人の氏名等の通知)

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、投票立會人を選任した場合においては、直ちにその者の住所、氏名及びその者の属する政黨その他の政治團體の名稱をその投票立會人の立ち會う投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(投票所の閉鎖時刻の特例)

第二十七条 交通至難の島その他特別の事情のある地域に在る投票所については、市町村の選挙管理委員会は、法第四十條に規定する投票所の閉鎖時刻を、二時間の範囲内において、繰上げ、又は繰下げることができる。この場合においては、あらかじめ、都道府縣の選挙管理委員会の承認を得なければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定によつて投票所の閉鎖時刻を繰り上げ、又は繰り下げた場合においては、直ちにその旨を告示して選挙人に周知させるとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(選挙人名簿の送付)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、投票の期日の前日までに、投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本をその投票区の各投票管理者に送付しなければならない。

(住所移轉者の投票)

第二十九条 選挙人は、選挙人名簿の調製期日後にその属する投票区の区域外に住所を移した場合においてなお選挙権を有するときは、前住所地の投票区の投票所において投票しなければならない。但し、現に住所を有する市町村の補充選挙人名簿に登録された場合においては、この限りでない。

(船員の投票所)

第三十条 法第二十一條の規定によつて調製した船員の基本選挙人名簿に登録された船員は、當該選挙人名簿に記載されている船舶所有者の事務所の所在地の属する投票区の投票所において投票をしなければならない。その事務所が選挙人名簿に登

録された後にその投票区の区域外に移轉された場合においても、なお、従前の事務所の所在地の属する投票区の投票所において投票をするものとする。

(投票所入場券及び到着番號札の交付)

第三十一条 市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、投票の期日の前日までに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならない。

2 投票管理者は、投票所における事務の處理のために必要があると認める場合においては、投票所の入口において選挙人に到着番號札を交付することができる。

(投票記載の場所の設備)

第三十二条 市町村の選挙管理委員会は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ることが又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、相當の設備をしなければならない。

(投票箱の構造)

第三十三条 投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、且つ、その上部のふたに各々異なつた二以上の錠を設けなければならない。

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第三十四条 投票管理者は、選挙人が投票をする前に、投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙の交付)

第三十五条 投票管理者は、投票立會人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを選挙人名簿又はその抄本と對照して確認した後、これに投票用紙を交付しなければならない。

2 投票管理者は、前項の規定によつて船員に投票用紙を交付すべき場合においては、船員手帳を提示させ、その船員手帳にはりつけた選挙人名簿登録證明書に投票用紙を交付した旨を記載しなければならない。

(投票用紙の引換)

第三十六條 選挙人は、誤つて投票用紙を汚損した場合には、投票管理者に對して、その引換を請求することができる。

(投票用紙の投入)

第三十七條 法第四十八條第一項に規定する代理投票の場合を除く外、投票用紙は、投票管理者及び投票立會人の面前において、選挙人自ら投票箱に入れなければならない。

(點字投票)

第三十八條 法第四十七條の規定によつて盲人が投票に關する記載に使用することができる點字は、別表第一で定める。

2 盲人である選挙人は、點字によつて投票をしようとする場合においては、投票管理者に對して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、投票用紙に點字投票である旨の印を押して、これを交付しなければならない。

(代理投票)

第三十九條 法第四十八條第一項の規定による代理投票の申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立會人の意見を聞いて、當該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に當該選挙人が指示する候補者一人の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち會わせなければならない。

(選挙人の宣言)

第四十條 投票管理者は、法第五十條第一項の規定によつて、選挙人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合においては、投票立會人の面前においてその宣言をさせ、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、選挙人に讀み聞かせた上、選挙人にこれに署名させなければならない。この場合において、選挙人が身體の故障又は文盲に因り自ら宣言し、又は署名することができないときは、投票管理者は、宣言書を作製させこれを本人に讀み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させなければならない。

2 前項の規定による宣言書は、投票録に添付しなければならない。

(代理投票の假投票)

第四十一條 投票管理者は、法第四十八條第一項の規定によつて身體の故障又は文盲であることを理由として、代理投票を申請した選挙人がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立會人の意見を聞き、その拒否を決定することが

できる。

2 前項の決定を受けた選挙人がその決定に不服である場合においては、投票管理者は、假に投票をさせなければならない。

3 投票管理者は、第一項に規定する選挙人が代理投票をすることについて投票立會人に異議がある場合においては、その選挙人に假に投票をさせなければならない。

4 前二項の場合においては、投票管理者は、第三十九條の規定によつて投票用紙に候補者の氏名を記載した者に、その選挙人及び投票立會人の面前においてその投票用紙を封筒に入れて封をさせ、且つ、封筒の表面に選挙人及びその者の氏名を記載させて投票箱に入れさせなければならない。

(投票用紙の返付)

第四十二條 投票をする前に自ら投票所外に退出し、又は法第六十條(投票所における秩序保持)の規定によつて退出を命ぜられた選挙人は、投票用紙を投票管理者に返さなければならない。

(投票箱を閉鎖する場合の措置)

第四十三條 法第五十三條の規定によつて投票箱を閉鎖すべき場合においては、投票管理者は、投票箱のふたを閉じ、かぎをかけた上、一つのかぎは投票箱を送致すべき投票立會人(投票管理者が同時に開票管理者である場合においては、投票管理者の指定した投票立會人)が保管し、他のかぎは、投票管理者が保管しなければならない。

(投票箱の持出の禁止)

第四十四條 投票箱は、ふたを閉じた後は、開票管理者に送致する場合の外、投票所の外に持ち出してはならない。

(投票に關する書類の保存)

第四十五條 投票に關する書類は、當該選挙に係る衆議院議員、參議院議員、地方公共團體の議會の議員若しくは長又は教育委員會の委員の任期間、市町村の選挙管理委員會において保存しなければならない。

(繰上投票の期日の告示及び通知)

第四十六條 選挙管理委員會は、法第五十六條(繰上投票)の規定によつて投票の期日を定めた場合においては、直ちにその旨を告示し、且つ、市町村の選挙管理委員會にあつては投票管理者及び開票管理者(地方自治法第五十五條第二項の市においては、區の選挙管理委員會を経てこれらの者)に、都道府縣の選挙管理委員會にあつては、數町村の區域を區域とする

開票區の開票管理者及び市町村の選挙管理委員会（地方自治法第五十五條第二項の市においては、市の選挙管理委員会を経て區の選挙管理委員会）に、これを通知しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会（地方自治法第五十五條第二項の市においては、區の選挙管理委員会）は、都道府縣の選挙管理委員会から前項の通知を受けた場合においては、直ちにその旨を投票管理者及び開票管理者（数町村の區域を區域とする開票區の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

（地方公共團體の長の選挙における投票期日の延期と繰上投票）

- 第四十七條 地方公共團體の長の選挙について法第八十六條第五項（投票期日の延期）又は法第一百七條第三項（決選投票期日の延期）若しくは法第二百二十八條第三項（同時選挙における決選投票期日の延期）に規定する事由が生じた場合において、同法第五十六條（繰上投票）の規定による投票の期日が定められた區域があるときは、その期日を定めた選挙管理委員会は、その區域において既に投票が行われた場合においては新たに期日を定めて更に投票を行わせ、まだ投票が行われていない場合においては新たに投票の期日を定めなければならない。

- 2 前項の選挙については、新たに投票の期日を定めた區域に係る投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本の送致は投票の終了後できるだけすみやかに行わなければならない。

（繰延投票の期日の通知）

- 第四十八條 法第五十七條（繰延投票）第一項の規定によつて投票の期日を定めた場合においては、市町村の選挙管理委員会にあつては投票管理者、開票管理者及び選挙長（地方自治法第五十五條第二項の市においては、區の選挙管理委員会を経てこれらの者）に、都道府縣の選挙管理委員会にあつては数町村の區域を區域とする開票區の開票管理者及び選挙長（参議院全国選出議員の選挙にあつては選挙分會長）並びに市町村の選挙管理委員会（地方自治法第五十五條第二項の市においては、市の選挙管理委員会を経て區の選挙管理委員会）に、直ちにその旨を通知しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会（地方自治法第五十五條第二項の市においては、區の選挙管理委員会）は、都道府縣の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合においては、直ちにその旨を投票管理者及び開票管理者（数町村の區域を區域とする開票區の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

（投票を行わない旨の通知）

- 第四十九條 法第一百條（無投票當選）第二項の規定によつて選挙長がする通知は、衆議院議員及参議院地方選出議員並びに都道府縣の議会の議員及長の選挙については市町村の選挙管理委員会を経て、参議院全国選出議員の選挙については選挙分會長を経てしなければならない。

第五章 不在者投票

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

- 第五十條 選挙人は、法第四十九條（不在者投票）に掲げる事由に因つて選挙の當日自ら投票所に行つて投票をすることができないと認められる場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に對して、直接に、又は郵便をもつてその旨を證明して、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求することができる。
- 2 前項の請求をする者は、その現に職務若しくは業務に従事し、旅行し、若しくは滞在している地の市町村において投票をしようとする場合、船舶、病院、監獄、代用監獄若しくは少年院において投票をしようとする場合又はその現在する場所において投票の記載をしようとする場合においては、同項の請求をする際に、同項の選挙管理委員会の委員長に對し、その旨を申し立てなければならない。

- 3 點字によつて投票をしようとする選挙人は、第一項の請求をする際に、同項の選挙管理委員会の委員長に對し、その旨を申し立てなければならない。

- 4 疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため、又は産褥にあるために歩行が著しく困難であるべき選挙人は、その現在する場所においては、投票の記載をしようとする場合においては、同居の親族によつて、第一項の選挙管理委員会の委員長に對し、文書をもつて同項の請求及び前二項の申立をすることができる。

- 5 第五十五條第二項に規定する不在者投票の投票管理者である船長、病院の院長、監獄の長、代用監獄の管理者又は少年院の長は、當該船舶、病院、監獄、代用監獄又は少年院に在るべき選挙人の依頼があつた場合においては、自ら又はその代理人によつて、これらの選挙人に代つて、第一項の選挙管理委員会の委員長に對し、文書をもつて同項の請求又は第二項若しくは第三項の申立をすることができる。